に稟伺すべく、且つ其の支出方法に就きても其の都度兩大臣の認可を受くべきこととし、凶作に對する救濟をも亦認むるに至れり。

本法は明治三十八年法律第三十六號を以て基金の管理方法に關し、又明治四十三年法律第二十九號を以て本基金貯蓄の爲めにする附加稅率に關し、各若干の改正を加ふることありしが、大正五年法律第三十號に依り、從來本基金を證券に運用するには國債及地方債に限られしを擴張して、勸業債券、日本興業債券、農工債券及北海道拓殖債券をも認むるに至れり。其の後大正七年三月法律第十九號に依る改正あり、卽ち府縣に於て貯蓄すべき罹災救助基金の最低額を五十萬圓と定め、救助の爲めに支出すべき費目に學用品費、運搬用具費及人夫費の三を加へ、地方長官に於て必要ありと認めたる場合に限り金錢を以て救助を爲し得ることとし、基金の運用に關しても一定の制限の下に府縣其の他の公共團體へ利付にて貸出し得ることとし、本基金の管理に關する費用は命令の定むる所に依り、基金中より支出し得ることと爲すと共に、同年三月大藏省令第八號罹災救助基金法施行手續を以て基金より支出し得べき管理に必要なる費目を擧示する等、大いに刷新を加ふる所ありたり。

尙ほ本基金に關しては、明治三十二年律令第三十一號臺灣罹災救助基金規則に依り臺灣に、明治三十八年法律第三十七號北海道罹災救助基金法に依り北海道に、明治四十二年法律第十九號沖繩縣罹災救助基金法に依り沖繩縣に、夫々罹災救助基金設置せられ、孰れも預金部預入を以て其の運用の一方法として認められたり。而して凡そ罹災救助基金の運用方法は、前記法文の規定に明かなる如く證券の應募買入、府縣及其の他公共團體への利付貸出、給與品の買置、預金部預入及確實なる銀行への定期又は當座預入等甚だ廣汎に亙り、且つ基金の蓄積も未だ少く、既述の如く明治三十五年には現金は成る可く預金部へ預入せられたき旨各府縣知事に通達したること等ありしも、尙ほ當初以來預金部に預入せられたることなく、大正十四年度以降初めて其の預入を見たるものにして、預入高は大正十四年度末現在に於て三百七十七萬六千三百九十三圓、昭和元年度末現在に於て三百四十九萬二千百八十二圓に達し、其の取扱手續、預金利子割合等は一般預金の例に據りたるものとす。

第九項　貯蓄債券募集金

明治三十七八年戰役に當り多額の軍費が國內に撒布せられんとする機に臨み、此等資金を吸收して社會の奢侈浪費に流れんとするの弊を矯め、他方當面軍費の一部を援助するの趣旨を以て、明治三十七年四月貯蓄債券法の制定あり、非常特別稅法施行中每年三千萬圓を限度として、日本勸業銀行をして貯蓄債券を發行せしめ、其の募集金は擧げて之を大藏省預金部へ預入せしむることとせり。貯蓄債券法の全文左の如し。

貯蓄債券法（明治三十七年四月一日法律第十八號）

第一條　政府ハ日本勸業銀行ヲシテ貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

第二條　貯蓄債券ハ無記名利札附ニシテ券面金額ヲ五圓トス

第三條　貯蓄債券ハ發行ノ翌年ヨリ二十箇年以內ニ每年一回以上抽籤ヲ以テ之ヲ償還スヘシ

貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ割增金ヲ附與スルコトヲ得但シ割增籤一箇ノ金額ハ券面金額ノ百倍以內トス

第四條　貯蓄債券ニ附スヘキ利子ノ割合ハ一箇年百分ノ四以內トシ每年一回之ヲ仕拂フモノトス

第五條　貯蓄債券ニハ商法第百九十九條乃至第二百五條ヲ適用セス

第六條　貯蓄債券及其ノ引換證ニハ印紙稅ヲ免除ス

第七條　日本勸業銀行ハ貯蓄債券ノ募集金ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第八條　貯蓄債券ニハ日本勸業銀行法第四十條及第四十一條ヲ準用ス

第九條　貯蓄債券ノ發行額ハ一箇年三千萬圓ヲ以テ限トス

附　則

第十條　本法ハ明治三十七年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條　本法ニ依ル債券ノ發行ハ非常特別稅法施行中ニ限ルモノトス

斯くして明治三十七年九月「い」號貯蓄債券の發行以來、明治三十九年十二月「を」號貯蓄債券の發行に至る迄、貯蓄債券の發行せらるること前後十二回、其の總額二千四十三萬二千六百圓に及び、其の都度預金部に預入せられしが、本貯蓄債券は發行の翌年より二十箇年以內に毎年一回抽籤に依り償還する定めなりしを以て、本預金も亦償還の爲め逐年拂戻され、昭和元年度には全く其の跡を絶つに至れり。

本預金の取扱手續に關しては、本預金中日本勸業銀行本店、代理店及取扱店より拂込む分に就きては明治三十七年九月大藏大臣達臨第一四一五號を以て、又郵便局所の取扱に係る分に就きては同年十一月大藏大臣達往第一二一九八號を以て、夫々其の預入手續を制定したりしが、其の後大正十一年四月國庫預金制度の實施に伴ひ、大藏大臣達藏第二九二七號を以て、新に貯蓄債券賣却代金預金特別取扱手續制定せられたり。右取扱手續に依れば、國庫預金制度實施以前の貯蓄債券賣却代金にして日本勸業銀行本店竝に在東京代理店及取扱店受入のものは、同行より直接現金に預金拂込書を添へて

中央金庫へ拂込み、各地代理店及取扱店受入のものは該店より拂込書を添へ、現金を其の地の本支金庫へ拂込み（但本支金庫へ拂込を不便とするときは現金を本店に回送せしめ本店より預入す）、領收證を得て本店に送付し、本店は之を取纏め預金拂込書を中央金庫に提出し、中央金庫は之に依り預金に振替受入の計算を爲すものとしたり。尙ほ郵便局所に於て取扱ひたる貯蓄債券賣却代金を中央金庫に拂込むに際しては、先づ郵便爲替貯金管理所より賣却代金に相當する金額に付き振替拂込書を以て中央金庫へ拂込の手續を爲し、中央金庫は郵便爲替貯金管理所預金より賣却代預金へ移替を行ひ、日本勸業銀行は之が通知に依り預金通帳を中央金庫へ提出して預入の記帳を受くるものとしたり。而して國庫預金制度の實施當時は既に新なる預金なかりしを以て、大正十一年三月制定の前述取扱手續は、單に預金元利金拂戻手續、利子割合、利子計算方法等を規定したるに過ぎず、卽ち元利金の拂戻を受けんとするときは其の旨を預金部へ申出で預金部は調査の上之を日本銀行に通知し、同行に於て預金部預金取扱規程等の定むる所に依り之が支拂を爲すものとせり。

貯蓄債券賣却代預金の利子割合は明治三十七年十月大藏大臣達第一九六八號を以て年五分二厘四毛とし、貯蓄債券利子竝に割增金支拂の都度預金利子額を計算して支拂ふことに定めたり。蓋し貯蓄債券の募集費及發行後の取扱手數料は、別に國庫より之を支給する定めなりしを以て、預金部に於ては貯蓄債券利子割合（年三分）、割增金歩合（年二分）、株主配當金歩合及積立金歩合等を基準として、其の預金利子割合を右の如く決定したるものなり。

貯蓄債券募集金預金各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高
明治三七	五、九二三、九四〇円	大正元	一八、一五七、〇九〇円
同三八	一〇、九四七、一七五 同	二	一七、七二八、六〇五 同
同三九	二〇、〇四四、九〇五 同	三	一七、一九九、七一〇 同
同四〇	一九、七二九、六六〇 同	四	一六、六七一、〇八〇 同
同四一	一九、九四二、六一〇 同	五	一六、一四二、四七五 同
同四二	一九、一九五、三八〇 同	六	一五、六一四、一八五 同
同四三	一八、八九八、四八〇 同	七	一五、〇八五、三八五 同
同四四	一八、五四六、六七〇 同	八	一四、二九七、〇九〇 同

第十項　日露戰役下賜金

日露戰役の結果出征軍人等に對して公債證書及現金を下賜せられしが、當時財界人心共に動搖し此等の證券及現金の保存方法等に關しても懸念なきにに非ざりしを以て、大藏省預金部に於て此等の預託を受くることとなり、明治三十九年八月左の如く右に關する勅令の公布ありたり。

勅令第二百十一號（明治三十九年八月六日）

明治三十七八年戰役ニ關シ下賜セラレタル公債證書及現金ハ大藏省預金部ヘ預託ヲ爲スコトヲ得

次で同年八月大藏省令第三十七號を以て之が預託の手續を定むる所あり、之に依れば下賜金預金の取扱は原則として預金取扱規程に據ることとせられしが、一般預金の取扱と異る所は、預入の場合下賜に關する辭令書を呈示し、又は市區町村長の證明書若くは其の他の方法に依り金庫に對し其の

年度	現在高	年度	現在高
大正九	一三、五〇八、六六〇円	昭和元	—
一〇	一二、七一九、七三五		
一一	一一、九三〇、〇八五		
一二	九、八五一、九五〇		
一三	六、八八八、八六五		
一四	四、二五〇、九五五		

受領者たることを證明すべきものとし、預託者が其の預ケ入公債證書の賣却方を預入金庫に請求したる場合之が賣却代金は申立なき限り預金に組入るるものと爲したる點等なりとす。卽ち其の全文左の如し。

大藏省令第三十七號（明治三十九年八月七日）

第一條　本年八月勅令第二百十一號ニ依リ明治三十七八年戰役ニ關シ下賜セラレタル公債證書及現金ヲ大藏省預金部ヘ預託セントスルモノハ中央金庫又ハ各地金庫ニ預入ルヘシ

前項ニ依リ預入ヲ爲サントスルモノハ其下賜ニ關スル辭令書ヲ呈示シ又ハ市區町村長等ノ證明書若ハ其他ノ方法ニ依リ金庫ニ對シ其受領者タルコトヲ證明スヘシ

第二條　預託者ハ其預入公債證書ノ賣却方ヲ預入金庫ニ請求スルコトヲ得

第三條　前條公債證書ノ賣却代金ハ預託者ノ預金ニ組入ルルニ付預託者ハ金庫ノ通知ニ依リ預金通帳ヲ金庫ニ提出スヘシ但未タ預金通帳ヲ所持セサルモノハ新ニ通帳ヲ交付スヘシ

第四條　大藏省ハ賣却請求書到達ノ日ヨリ休日ヲ除キ三日以內ニ日本銀行ヲシテ時價ニ依リ公債證書ヲ賣却セシムヘシ

公債證書賣却ノ請求ヲ受ケタル各地金庫ハ直チニ該公債證書ヲ請求書ト共ニ中央金庫ニ送付スルモノトス

第五條　第一條ニ依リ金庫ニ於テ受入ルル公債證書及現金ノ取扱ニ付テハ本令ニ定ムルモノノ外明治二十六年大藏省令第十九號預金取扱規程ヲ準用ス

附　則

本令ハ本年八月勅令第二百十一號施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年三月預金部預金法の制定に依り、前記勅令は廢止せられ、本預金は同法附則第四項に依り郵便貯金に振替へられ、以て其の跡を絶つに至れり。尚ほ本預金の利子割合は一般預金の利子割合に據りたるものの如く、且つ預金の各年度末現在高等に關しても、大正十二年の大震火災に關係書類を燒失して之を知るに由なきも、其の預金高は大正十二年度末に於て千四百十六圓二十五錢、同十三年度末に於て千四百六十五圓五十八錢を算したるに過ぎず。

第十一項　癈兵院基金

明治三十九年法律第二十九號癈兵院法第七條は癈兵院に於て寄附を受けたる不動產金錢及有價證券は總て之を癈兵院基金と爲し、其の利子及其の他の果實と共に之を蓄積すべき旨を規定せしが同年八月勅令を以て左の如く癈兵院基金管理規則を制定し、以て本基金の管理方法を規律したり。

癈兵院基金管理規則（明治三十九年八月三十日勅令第二百三十四號）

第一條　癈兵院基金ハ陸軍大臣之ヲ管理ス

第二條　癈兵院基金ニ屬スル不動產及其ノ果實竝有價證券ハ便宜之ヲ賣却スルコトヲ得

第三條　癈兵院基金ニ屬スル現金ハ國債證券ニ換ヘ之ヲ蓄積ス但シ現金トシテ蓄積スルヲ要スルモノハ大藏省預金部ニ寄託スヘシ

第四條　癈兵院基金ニ屬スル有價證券ノ賣却及前條ニ依ル國債證券ノ購買ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

卽ち右勅令に依り現金として蓄積するものは預金部に寄託することとなりたるが、本預金の取扱手續・預金利子割合等は何れも一般預金の例に依ることとし、預金部は全部之を官廳積立金として、陸軍委任經理積立金等と共に一括整理し來りしが、大正十四年預金部預金法公布以來一の勘定科目として整理せらるるに至れり。而して大正十一年度以前の本預金に就ては震災の爲め關係書類烏有に歸せし爲め其の年度末現在高等一切不明なるも、其後に於ける年度末現在高は大正十二年度十萬九千五百八十二圓、同十三年度三萬千百九十一圓、同十四年度三萬三千七百九十圓、昭和元年度三萬四千六百七十八圓なり。尚ほ本預金は管理規則第一條に依り、從來陸軍大臣の管理する所なりしが、大正十二年三月勅令第百十二號に依り、同年四月以降內務大臣の管理に移り以て大正末年に及べり。

第十二項　東洋拓殖株式會社餘裕金

明治四十一年八月法律第六十三號を以て東洋拓殖株式會社法の制定あり、其の第二十一條に於て同社の營業上餘裕金の運用に就き一定の制限を設け『營業上ノ餘裕金ハ一時國債證券ヲ買入レ又ハ政府ノ指定シタル銀行ニ預ケ金ヲ爲スノ外之ヲ使用スルコトヲ得ス』と爲せしが、尋いで四十三年四月に至り法律第四十九號を以て右規定に改正を加へ、『又ハ』の次に『政府若ハ』の四字を加へたり。而して玆に謂ふ政府とは預金部を指稱するものにして本改正の結果、預金部預入も亦同社餘裕金運用の一方法として認められたり。斯くて預金部は同年以降數回に亙り興業債券引受の方法に依り東洋拓殖株式會社に事業資金を融通する所あり、此等融通資金は實際使用に至る迄一時同社より預金部に預入せられたり。依て同年十二月此等預金部預入に關して左記の特別取扱順序を定めたり。

東洋拓殖會社預金特別取扱順序（明治四十三年十二月十三日大藏大臣達祕第三六四號）

第一條　東洋拓殖會社ヵ預金取扱規程第二十三條ニ依リ中央金庫ヨリ京城本金庫ヘ組換ヲ受ケタル預金ニ

對シ他ノ金庫ニ於テ拂戻ヲ受ケントスルトキハ七日以前ニ其ノ所要金額指定金庫名及豫定期日ヲ記載シタル請求書ヲ京城本金庫ヘ提出シ同時ニ預金取扱規程第九條ニ依ル領收證書(請求書豫定ノ期日ト同一ノ日附ヲ記入スルコトニ注意ヲ要ス)ヲ該取扱委託銀行ヘ送付シ指定金庫ヘ提出セシムヘシ

第二條　京城本金庫ニ於テ前條ノ請求書ヲ受ケタルトキハ直ニ指定金庫ヲシテ振換拂ヲ爲サシムルノ手續ヲ爲スヘシ(通知書々式適宜)預金取扱規程第二條ニ依ル印鑑ハ豫メ京城本金庫ヨリ各指定金庫ヘ送付スヘシ

第三條　指定金庫ニ於テハ東洋拓殖會社委託銀行ヘ對シ領收證書ト引換ニ現金ヲ交付(振替同盛金トシテ計算)シタル後京城本金庫ヘ領收證書ヲ送付スルト同時ニ東洋拓殖會社ハ拂戻濟ノ旨ヲ通知スヘシ

第四條　東洋拓殖會社ニ於テ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ預金通帳ヲ京城本金庫ヘ提出シ拂戻ノ記入ヲ受クヘシ

但シ其日附ハ指定金庫カ拂戻シタル日ニ依ルモノトス

第五條　東洋拓殖會社ノ各金庫ニ於ケル拂戻額一時ニ參拾萬圓以上ニ達スルトキハ其都度豫メ大藏省ノ承認ヲ受クヘシ

第六條　京城本金庫ハ翌月十日迄ニ前月分東洋拓殖會社預金拂戻額ヲ各金庫別ニ區分シ中央金庫ヲ經テ大藏省ヘ報告スヘシ

第七條　元加及臨時拂ノ利子ハ京城本金庫ニ於テ之ヲ計算シ中央金庫ヲ經テ大藏省ヘ報告シ其ノ仕拂手續ハ前各條ニ準據スヘシ

第八條　本取扱順序ニ定ムルモノヲ除クノ外預金取扱規程ノ手續ニ依ルヘシ

第九條　第一條ニ於ケル仕拂金庫ヲ指定スルコト左ノ如シ

京城本金庫　　中央金庫　　大阪本金庫

但シ委託銀行は東京に在りては第一銀行大阪支店とし、又本預金に對しては年利率五分の割合に依り、預入の翌日より拂戻の當日迄日割勘定を以て利子を附することに定められたり。本預金は其の後幾くもなくして跡を絶ちたるも、其の年度末現在高等は、大正十二年の大震火災の爲め資料燒失して今之を知るに由なく、又同年以後に於ては東洋拓殖會社より其の餘裕金を預金部に預入したる事實なし。

第十三項　帝國鐵道特別會計餘裕金

明治四十二年三月法律第六號帝國鐵道會計法公布せらるるや、其の第十三條に於て、本會計に於て支拂上の餘裕金あるときは預金部に預ヶ入れ、其の他有利且つ確實なる方法を以て之を運用し得ることとなり、而して其の運用は日本銀行をして取扱はしむべき旨を規定したり。其の後大正八年の交より此等の餘裕金は成る可く預金部に集中する方針を執り來りしが、大正十年三月法律第十三號を以て鐵道會計法中改正せらるるに及び、本會計に於て支拂上現金に餘裕あるときは專ら之を大藏省預金部に預入することとなれり。

帝國鐵道特別會計よりの預金は、明治四十二年七月預金部より同會計へ貸付けたる三百萬圓の內百五十萬圓を一時預入したるに始まり、爾後國庫證券收入金又は借入金の受入ありたるとき、其の他支拂上に餘裕金ありたるとき之が預入を見たり。而して本預金の受拂手續、利子計算方法等に關しては從來一般的の規定なく、預入の都度各個別に之を定めしも、大正十一年三月に至り國庫預金制度の採用に伴ひ、新に帝國鐵道特別會計預金特別取扱手續を制定し、原則として預金部預金取扱規程に依ることと爲すと共に二三の例外を設けたり。卽ち右手續に依れば本預金の受拂は鐵

道大臣の請求に基き、日本銀行に於ける帝國鐵道特別會計及預金部預金間の移換手續に依りて之を行ひ、其の拂戻に當りては一箇月前に豫告を要するものとし、利子割合は年五分と定め（從前に於ても年五分を通例とせしも、時に年四分二厘・三分六厘・日歩一錢三厘又は六厘五毛と爲し、或は一般預金利子を附したる等區々なりき）預入の翌日より拂戻の當日迄日割勘定を以て之を附し、該利子は大正十一年一月大藏省令第一號支出官事務規程第二十二條の規定に依り、繰替拂込の手續に依り鐵道會計へ組入るるものとせり。尙ほ利子支拂に關しては、預金開始當初は大體預金取扱規程に依り全額拂戻の場合を除き元加を爲すの定めなりしが、明治四十五年三月初めて利子の元加を爲すに當り、端なくも預金取扱規程と帝國鐵道會計法との規定に矛盾のあることを發見したり。卽ち預金取扱規程に依れば、預金利子は全額拂の場合を除き、先づ元加することを得ざるに拘らず、鐵道會計法に依れば預金利子は一旦歲入に組入るるを要したるを以てなり。從て當時は彼此の矛盾を調和する爲め歲入繰入と元加とが同時に生じたるものとして一時を彌縫したりしが、大正二年四月に至り遂に本預金の利子は元加を爲さず、大藏大臣の令達を以て國庫內移換の手續に依り鐵道會計歲入へ繰入るることに改め、越えて大正十一年に至り前述の如く更に之を改正したるものとす。其の後大正十五年三月預金部預金取扱規程の改正に當り、預金利率に關する規定を削除して一般預金利率に依らしめ、且つ各特別會計を通じて移換に關する書式を一定するの趣旨を以て、前述特別取扱手續の改正を見たりと雖も、拂戻に際し一箇月前に豫告することを要せざるに至りたる以外には、特に從來と異る所なかりき。今昭和元年末現在の帝國鐵道特別會計預金取扱手續（大正十五年三月日本銀行へ大藏大臣達）

帝國鐵道特別會計預金特別取扱手續

第一條　鐵道大臣帝國鐵道特別會計ニ於ケル支拂上ノ餘裕金ヲ預金部預金ニ拂込マムトスルトキハ第一號書式ノ預金部預金拂込請求書ヲ、預金部預金ヨリ拂戻ヲ受ケムトスルトキハ第二號書式ノ預金部預金拂戻請求書ヲ日本銀行ニ提出スルモノトス

日本銀行前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ帝國鐵道特別會計ト預金部トノ間ニ於ケル移換ノ手續ニ依リ當該金額ノ受拂ヲ爲シ受入ニ付テハ第三號書式ノ預金部預金拂出報告書ヲ大藏省預金部ニ差出スヘシ

第二條　日本銀行帝國鐵道特別會計ノ預金ニ付定期預金更新通知書ノ送付ヲ受ケタルトキ第五號書式ノ預金部定期預金更新報告書ヲ大藏省預金部ニ差出スヘシ

第三條　大藏省預金部ハ普通預金ニ付テハ每年三月三十一日及預金全額拂戻ノ日、定期預金ニ付テハ期限到來ノ日ヲ期トシ預金ノ利子額ヲ計算シ支出官事務規程第二十二條ノ規定ニ準シ小切手ヲ日本銀行ニ交付シ帝國鐵道特別會計歲入ニ振替拂込ノ手續ヲ爲サシムルモノトス

第四條　日本銀行前條ノ小切手ヲ受ケタルトキハ日本銀行國庫金取扱規定第十六條ノ規定ニ依リ振替受入ノ手續ヲ爲スヘシ

第五條　前四條ニ定ムルモノヲ除クノ外預金部預金取扱規程及日本銀行國庫金取扱規程ニ依ルモノトス

第六條　本手續ハ大正十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

帝國鐵道特別會計餘裕金預金各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高
明治四二	五、六〇〇、〇〇〇圓	大正元	一三、五〇〇、〇〇〇圓
同四三	一〇、〇〇〇、〇〇〇	同二	一〇、〇〇〇、〇〇〇
同四四	一〇、〇〇〇、〇〇〇	同三	八、〇〇〇、〇〇〇
大正四	一九、〇〇〇、〇〇〇圓	大正五	一〇、四五〇、〇〇〇
同六	六〇、三七七、〇六二		

大正七	五四、三七〇、九八六円	大正一〇
同八	五、七四九、九三九	同一一
同九	六、四七一、五〇三	同一二

第十四項　日本勸業銀行預り金及餘裕金

明治二十九年四月法律第八十二號を以て日本勸業銀行法公布せられしが、同法は其の第三十二條に於て、同行營業上の餘裕金の使用に關し制限を附し、卽ち營業上の餘裕金は一時各種の國債證券、地方債證券の買入れ又は日本銀行へ預ヶ金を爲すの外之を使用し得ざることとせり。然れども此の如きは餘裕金の使用を極端に制限したるものにして、其の後經濟狀態の推移、其の他一般社會の要求に應ずる爲め、一方に於て勸業銀行の營業範圍を擴張すると共に、他方其の預り金及餘裕金の運用範圍の擴張をも認むるに至れり。卽ち明治三十一年六月法律第二號を以て餘裕金の預入先を單り日本銀行に限らず、大藏大臣の認可を受けたる確實なる銀行に對しても之を爲し得ることに改めたるを初めとし、明治三十八年三月法律第四十八號の改正に依り、晉に營業上の餘裕金のみならず、業務に附帶して受領したる委託金をも右と同樣の制限の下に運用することと定められしが、更に明治四十三年四月法律第三十五號を以て重ねて第三十二條に改正を加へ、以上の外預金部預入及短期貸付をも認められたり。斯くて明治四十三年以降日本勸業銀行は新に定期預り金以外の預り金をも受入れ得ると共に、預り金及營業上の餘裕金の運用に關して、預金部預入も亦其の一方法として認められるに至りしが、之より嚮き同行は既に明治三十九年以來、預金部引受又は一般募集の方法に依り發行

大正一〇	七四、一七二、三二三円	大正一三
同一一	四九、三四五、八一三	同一四
同一二	一七、八一三	昭和元

大正一三	五、八三〇、〇一八円	
同一四	二九、五七六、九二三	
昭和元	二八、二八四、二〇九	

したる勸業債券の收入金を、實際支出に至る迄一時預金部に預入したり。而して此の種の預入は前述法律改正後も引續き行はれしが、右は一種の餘裕金預金に該當するものと見らるべきを以て、便宜上之に就きて略述する所あらんに、先づ右の關係に依り預金部へ預入せられたるものは左表の如し。

債券種別	債券發行年月	債券發行總額	債券募集方法	債券利率	債券に依る資金の用途	預金部預入額	預入利率	預金利子支拂期
巳號	明治三九・五	一、三五〇、〇〇〇円	預金部引受	年五・五分	東北三縣凶作救濟資金	一、三五〇、〇〇〇円	年五・五分	債券利拂月
子號	同四一・八	二、五〇〇、〇〇〇 同上	同上	六・五	農工銀行融通資金	二、五〇〇、〇〇〇	六・五	同上
丑號	同四一・八	一、三〇〇、〇〇〇 同上	同上	六・〇	水害復舊事業資金	一、三〇〇、〇〇〇	六・〇	同上
第二亥號	大正一・八	二、〇〇〇、〇〇〇 同上	同上	四・五	地方貸付資金	一、三〇〇、〇〇〇	四・五	同上
第二子號	同一・一〇	四、〇〇〇、〇〇〇 同上	同上	四・五	同上	四、〇〇〇、〇〇〇	四・五	同上
第三寅號	同二・二	二、〇〇〇、〇〇〇 同上	同上	四・五	同上	二、〇〇〇、〇〇〇	四・五	同上
第三卯號	同二・七	二、〇〇〇、〇〇〇 同上	同上	四・五	同上	二、〇〇〇、〇〇〇	四・五	同上
第三辰號	同二・一〇	二、〇〇〇、〇〇〇 同上	同上	四・五	同上	二、〇〇〇、〇〇〇	四・五	同上
第三申號	同三・一〇	五、〇〇〇、〇〇〇 同上	同上	四・五	重要輸出品產業者及產業組合貸付資金	五、〇〇〇、〇〇〇	四・五	同上
第五七回	同四・三	六、一〇〇、〇〇〇	一般募集にして內預金部引受	七・〇	同上	六〇〇、〇〇〇	七・〇	同上
第六二回	同四・九	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一般募集	七・〇	一般貸付資金	一〇、〇〇〇、〇〇〇	七・〇	同上
第三酉號	同五・三	五、四二〇、〇〇〇	預金部引受	五・〇	風水害救濟資金	五、四二〇、〇〇〇	三・六	年度代り
第六五回	同五・一二	五、〇〇〇、〇〇〇	一般募集	四・五	低利資金貸付	五、〇〇〇、〇〇〇	五・七五	債券利拂月年度代り

（備考）一、預金利子計算方法は全部日割計算に依れり。

二、以上の內債券募集方法が預金部引受に係るものは發行卽日預金部に預入せられたるものとす。

本預金の拂戻は勸業銀行に於て資金を必要とする都度行はれ、其の預入期間は永きも一箇年を越えず、概ね二箇月程度の短期預入にして、已號勸業債券募集金が約四箇年に及びしが如きは全く異例

に屬す。尙ほ第六十五回勸業債券が歐洲戰亂に伴ふ我國の金融緩慢狀態を調節するの目的を以て發行せられしことは特筆に値する所なり。本預金の取扱に就ては特に取扱手續等の制定なく、一般預金の例に據れり。而して勸業銀行よりの預金部預入は前記第六十五回勸業債券募集金預金を最後として、爾後昭和元年度末に至る迄之が預入を見ざりき。

勸業債券募集金預金各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高	年度	現在高
明治三九	一八三、五三〇円	明治四三	一四五、五〇〇円	大正三	四、六四〇、〇〇〇円
同四〇	一四五、五〇〇	同四四	一三〇、五〇〇	同四	八、八二〇、〇〇〇
同四一	一三〇、五〇〇	大正元	九四二、五〇〇	同五	六、三二〇、〇〇〇
同四二	九四二、五〇〇	同二	—	同六	—

（備考）大正六年度以降預入無し。

尙ほ勸業銀行の預り金及餘裕金の預入に關聯して、之と同樣の性質を有する農工銀行預り金及餘裕金の預入に就き一言せんと欲す。抑〻明治二十九年四月公布の農工銀行法は、其の第二十三條に於て營業上の餘裕金運用に關する制限を附し、卽ち同銀行は營業上の餘裕金は各種の國債證券地方債證券及勸業債券の買入れ、又は他の銀行に預ケ金を爲すの外、之を使用することを得ざるものとせり。然るに其の後國內經濟狀態の推移と共に、前述の日本勸業銀行法の改正と併行して、其の營業範圍竝に預り金及餘裕金の運用範圍を屢次擴張せられしが、明治四十三年四月法律第三十六號に依る改正を以て、新に預り金及餘裕金の預金部預入及短期貸付等を認むるに至れり。但し爾後昭和元年末に至る迄は未だ其の實行を見ざるものとす。

第十五項　治水費資金餘裕金

明治四十四年三月左の如く治水費資金特別會計法の制定あり、四十四年度より施行せられたり。

治水費資金特別會計法（明治四十四年三月二十三日法律第四十四號）

第一條　治水費資金ヲ置キ其ノ歲入歲出ハ一般ノ會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

第二條　治水費資金ハ每年度豫算ノ定ムル所ニ從ヒ一般會計ヨリ繰入ルル金額、河川法及砂防法ニ依リ府縣ノ納付スル金額竝第五條ノ借入金ヲ以テ之ニ充ツ

第三條　治水費資金ハ河川ノ改修、砂防、殖林其ノ他治水事業ニ關スル費途ニ使用スルモノトス

第四條　治水費資金ハ其ノ金額ヲ一般ノ歲入ニ組入レ一般ノ歲出トシテ之ヲ拂出スヘシ

第五條　治水費資金ニ充ツル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入金ヲ爲スコトヲ得借入金ノ整理又ハ償還ノ爲必要アルトキ亦同シ

第六條　前條ノ規定ニ依リテ本會計ノ負擔ニ屬スル債務ノ償還及利子ノ仕拂ニ必要ナル金額ハ每年度一般會計ヲ經由シテ本會計ヨリ之ヲ國債整理基金ニ繰入ルヘシ

第七條　府縣ノ納付シタル金額ニシテ還付スヘキモノアルトキハ本會計ノ歲出トシテ之ヲ拂出スヘシ

第八條　治水費資金ニ餘裕アルトキハ之ヲ預金部ニ寄託シ其ノ利子ハ之ヲ資金ニ編入スヘシ

第九條　治水費資金ニシテ每年度內ニ使用セサルモノハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ

本會計ノ每年度歲出豫算ニ於ケル支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

第十條　政府ハ每年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第十一條　治水事業完成ノ後本會計ノ負擔ニ屬スル債務ヲ完濟シ仍本會計ニ剩餘アルトキハ之ヲ一般ノ歲入ニ繰入ルヘシ

第十二條　他ノ特別會計ハ其ノ資金ニ餘裕アルトキハ本會計ニ對シ貸付ヲ爲スコトヲ得

第十三條　本法ニ定ムルモノノ外本會計ノ收入支出ニ關シ必要ナル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ明治四十四年度ヨリ之ヲ施行ス

明治四十三年度ニ於ケル河川改良費ノ支出殘額ニシテ明治四十四年度ニ繰越使用ヲ要スルモノアルトキハ之ニ相當スル金額ヲ一般會計ヨリ本會計ニ繰入レ本會計ヨリ之ヲ一般ノ歲入ニ繰入ルヘシ

卽ち右の如き機構を以て治水費資金設定せられ、該資金の餘裕金は預金部に寄託すべきこととなりたるが、右預金部預金の取扱手續に關しては、同年四月に至り所謂三基金預金受拂順序中『災害準備基金』を『治水費資金』に改め、之に依ることとしたり。蓋し災害準備基金特別會計法は治水費資金特別會計法の制定と同時に法律第十五號を以て明治四十三年度限り廢止せられ、同會計に屬する資金は治水費資金に編入せられたるものなるを以て、便宜上暫定的に災害準備基金受拂順序を其の儘治水費資金に準用したるものなり。然るに其の後間もなく翌明治四十五年三月左の如く治水費資金預金受拂順序を制定したり。

治水費資金ニ關スル預金受拂順序（明治四十五年三月三十日大藏大臣達預第一五二四號）

第一條　治水費資金ノ大藏省預金ニ對スル受拂ハ總テ國庫ノ移替命令書ヲ以テ執行スヘシ

第二條　治水費資金預金ノ利率ハ年四分五厘ノ割合トス

第三條　治水費資金預金ニ對シテハ預入ノ翌日ヨリ拂出ノ當日迄日割計算ヲ以テ利子ヲ付スルモノトス

第四條　每年四月ニ於テ治水費資金預金ノ前年度ノ利子額ヲ計算シ仕拂ノ令達ヲナスヘシ

第五條　本順序ノ外必要ノ手續ハ預金取扱規程ニ準據スヘシ

第六條　明治三十二年十月達第一九九六號（明治四十四年四月改正）ハ治水費資金ニ關シテハ本順序施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス但シ本順序施行前ニ預入シタル預金ニシテ本順序執行ノ際拂出スモノノ利子計算方ニ關シテハ從來ノ例ニ依ル

尙ほ前記三基金受拂順序中には預金利子割合に關する規定を缺きたりと雖も、本預金に對しては右治水費資金預金受拂順序施行の明治四十五年度以前に於ても、之が利子割合は年四分五厘なりき。

本預金は大正四年六月法律第七號を以て治水費資金特別會計法の廢止せらるると共に全部拂戻され、大正五年度臨時歲入へ繰入れられたり。而して其の預金現在高は明治四十四年度末八十萬圓なりしも、大正元年度末千二十二萬八千五百五十九圓なりしも、他は一切今之を詳にせず。

第十六項　朝鮮事業公債金餘裕金

明治四十四年三月法律第十九號朝鮮事業公債金特別會計法は、其の第三條に於て『公債金餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ寄託シ其利子ハ之ヲ本會計ノ歲入ニ編入スヘシ』と定めたり。本特別會計法は大正八年三月法律第十五號事業公債金特別會計法を以て大正七年度限り廢止せられ、本特別會計に屬する公債金は、事業公債及鐵道公債特別會計に屬する公債金と共に、事業公債金特別會計の歲入に繰入れられたり。但し本預金の取扱手續等に關しては今日之を知るに由なく、又預金預入の事歷等に關しても之を詳にせず。

第十七項　帝國學士院學術奬勵金特別會計餘裕金

明治四十四年三月法律第三十八號を以て帝國學士院學術奬勵金特別會計法の公布ありたり。卽ち次の如し。

帝國學士院學術奬勵金特別會計法（明治四十四年三月二十七日法律第三十八號）

第一條　學術研究奬勵ノ爲帝國學士院學術奬勵金特別會計ヲ設置ス

第二條　本會計ハ帝室下賜金寄附金其ノ他ノ收入ヲ以テ其ノ歲入トシ學術研究奬勵ノ爲ニ要スル支出ヲ以テ其ノ歲出トス

第三條　本會計ハ學術研究奬勵ノ爲有價證券ノ寄附ヲ受ケ之ヲ保有スルコトヲ得

第四條　本會計ニ於テ支拂上餘裕アルトキハ之ヲ預金部ニ寄託スルコトヲ得

第五條　政府ハ每年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第六條　學術研究奬勵ノ爲ニ支出スル金額ハ帝國學士院長ニ交付シ經理ヲ委任スルコトヲ得

第七條　委任經理ニ係ル會計ノ檢查ハ會計檢查院法第十六條ノ規定ニ依ル

第八條　本會計ノ收入支出ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附　則

本法ハ明治四十四年度ヨリ之ヲ施行ス

卽ち右に依り本會計の餘裕金は預金部に寄託し得ることとなりたるが、尙ほ同年三月勅令第六十九號を以て帝國學士院學術奬勵金特別會計規則を公布し、其の第三條に於て『預金ノ寄託及拂出ニ關スル手續ハ所管大臣大藏大臣ト協議シテ之ヲ定ム』と規定し、之に基き同年十二月左の如く之が取扱順序を定めたり。

帝國學士院學術奬勵金ニ屬スル預金其ノ他取扱順序（明治四十四年十二月四日大藏大臣達往第一二七五三號）

第一條　帝國學士院學術奬勵金特別會計法第四條ニ據リ預金部ニ寄託ヲ要スルモノアルトキハ別紙第一號書式ニ據リ文部大臣ヨリ大藏大臣ニ請求シ大藏大臣ハ移替命令書ヲ金庫ニ送付スルモノトス

第二條　文部大臣ハ每年四月ニ於テ前年度ノ預金利子額ヲ計算シ歲入ヘ受入方別紙第二號書式ニ據リ大藏大臣ニ請求シ大藏大臣ハ移替命令書ヲ金庫ニ送達スルモノトス

第三條　預金ヲ拂出ノ上仕拂元受金ニ繰入ヲ要スルトキハ別紙第三號書式ニ據リ文部大臣ヨリ大藏大臣ニ請求シ大藏大臣ハ移替命令書ヲ金庫ニ送付スルモノトス

第四條　歲入中支出濟額ヲ控除シタル殘額ハ別紙第四號書式ニ據リ文部大臣ヨリ大藏大臣ニ報告シ大藏大臣ハ金庫ニ命令シ翌年度歲入ヘ移替ヲ爲サシムルモノトス

第五條　金庫ニ於テ前四條ノ移替ヲ了シタルトキハ其旨文部大臣ニ通知スルモノトス

第六條　前各條ノ外預金取扱ニ關スル必要ノ手續ハ預金取扱規程ニ準據ス

（書式省略）

右の如く預金取扱順序を制定したるも、當初以來預金部預入の事實なく、大正四年四月法律第十二號を以て同四年度限り同特別會計法の廢止を見たり。

第十八項　朝鮮醫院及濟生院特別會計資金

明治四十五年三月法律第六號を以て朝鮮醫院及濟生院特別會計法を公布し、之に伴ひ同年四月勅令第八十三號を以て右特別會計規則を制定せしが、右規則第三條に於て朝鮮醫院及濟生院特別會計

の資金に屬する現金は總て之を大藏省預金部に寄託することと定められたり。仍て大正二年一月「朝鮮醫院及濟生院特別會計ニ屬スル資金ノ現金、資金ノ移動報告、政府支出金及年度繰越金取扱順序」を制定して預金の取扱方法を定むる所ありしが、其の後大正十一年度以降國庫預金制度の採用に伴ひ、新に「朝鮮醫院及濟生院特別會計資金ニ屬スル現金ノ受入及拂出ニ關スル取扱手續」を制定したり。何れも支出官資金取扱主任官、金庫(又は日本銀行)及預金部間の預金受拂に伴ふ特別手續を定めたるものにして、其の手續は略ゝ大學學校及圖書館特別會計資金の取扱手續に同じ。

大正十四年法律第十九號に依り、本特別會計は大正十三年度限り廢止せられ、之と共に本預金は悉皆拂戻されて朝鮮總督府特別會計歲入へ繰入れられたり。尙ほ本預金に對する利子割合及其の計算方法等は一般預金の例に據りたるものとす。

朝鮮醫院及濟生院特別會計資金預金各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高	年度	現在高
大正元	一三八、二八〇円	大正六	四三、二〇二円	大正一一	一九、〇〇〇円
同二	四八、一五五	同七	五一、七三一	同一二	一七、七五一
同三	七一、一九五	同八	九八、〇二一	同一三	一八六、三六四
同四	五五、一三五	同九	四四、〇八一	同一四	—
同五	四八、八六〇	同一〇	一四一、八二七		

（備考）大正十年度以前は預金現在高不明なるを以て、本資金の年度末現在高にして次年度に繰越されたる額を掲げ、大正十一年度は同上の殘額を掲げたり。但し資金に屬する現金は總て預金部に預入すべき規定なるを以て、大體に於て、預金現在高と大差なきものとす。

第十九項　簡易生命保險積立金

大正五年七月法律第四十三號を以て簡易生命保險特別會計法の公布あり、本會計に於ける歲入總額の歲出總額に超過する金額は、同法第三條の規定に依り積立金と爲し、而して右積立金は大正六年七月勅令第六十八號簡易生命保險積立金運用規則第二條に依り、之を簡易生命保險積立金運用委員會に諮問し、公共の利益の爲に之を運用するものなるが、同規則第四條は、積立金中放資に至らざるものに就ては一時之を大藏省預金部又は銀行に預入し、其の他有利且確實なる有價證券を以て之を保有することを得るものと定めたり。卽ち右に依り簡易生命保險積立金は預金部預入を認められたるを以て、大正六年九月積立金の經理に關し遞信省より大藏省に協議あり、大藏省に於ては二三の修正を加へて同年十月之を承認し、玆に兩省間の協定成りしものなるが、本協定中には預金の取扱及利子割合等に關する規定をも併せ包含せしめたり。右協定に依れば、本積立金の預金部預入又は拂戻は、爲替貯金局より中央金庫に提出する振替請求書に基き、中央金庫に於ける積立金及預金部預金間の振替計算に依り、之を行ひ、預金利率は當分年五分とし、預入の翌日より拂戻の當日迄日割勘定に依り、每年三月末日を期とし、四月に預金部に於て之が利子額を計算して中央金庫に對し歲入へ繰入の令達を爲し、又積立金運用の爲め金庫所在地に於て五萬圓以上の支拂を要する場合に於ては、先づ爲替貯金局より大藏省に拂渡請求書を提出し、同省より中央金庫に對し拂渡の令達を爲し、受取人に拂渡通知書を交付し、金庫をして之が拂渡を爲さしむるものとし、尙ほ將來利率又は利子計算方法等を變更する場合は、兩省協議の上之を定むることとせり。

大正十一年度以降國庫預金制度の實施せらるるや、同年五月後述の本特別會計餘裕金に關する規定をも包括して、新に簡易生命保險積立金及餘裕金の經理に關する協定成りしが、預入官廳が官制改革の結果簡易保險局となり、金庫の事務を日本銀行に於て行ふこととなりたるの外、從前に比し何等異る所なかりき。

尙ほ本積立金に關しては、前記二協定に於て預金部預金を以てする有價證券の購入保管を認められたるが、未だ一回も實行せずして大正十四年三月に及び、明治二十三年法律第七十五號預金ヲ以テ公債證書購入ノ件」の廢止を見、遂に之を行ふことを得ざるに至れり。

大正十五年九月新に簡易生命保險積立金出納手續の制定あり、曩に預金取扱規程を改正して預金に定期普通の二種を認め、且つ預金利率に關する從來の特別規定を削除し、預入及拂戻に當り預金の種類を指示せしめ、各特別會計預金を通じ振替の書式を統一する等のことありしも、積立金運用の爲め五萬圓以上支拂の場合に於ける規定を存置したる外、帝國鐵道特別會計餘裕金預金の取扱手續等と其の軌を一にしたり。右出納手續の規定を抄錄すれば左の如し。

簡易生命保險積立金出納手續（大正十五年九月日本銀行へ大藏大臣達）（抄錄）

第一條　簡易生命保險特別會計法ニ依ル積立金（以下單ニ積立金ト稱ス）ニ屬スル現金及有價證券ノ受拂ハ本手續ニ定ムルモノヲ除クノ外出納官吏事務規程、預金部預金取扱規程、政府所有有價證券取扱規程、日本銀行國庫金取扱規程、日本銀行政府有價證券取扱規程ニ依リ之ヲ取扱ヲ爲スヘシ

第三條　簡易保險局長積立金ニ屬スル現金ヲ預金部預金ニ拂込マムトスルトキハ第一號書式ノ預金部預金拂込請求書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

日本銀行前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ當該金額ヲ積立金ヨリ預金部預金ニ振替ノ手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ簡易保險局長ニ通知シ第二號書式ノ預金部預金受入報告書ヲ大藏省預金部ニ差出スヘシ

第四條　簡易保險局長積立金ニ屬スル預金部預金ノ拂戻ヲ受ケムトスルトキハ第三號書式ノ預金部預金拂戻請求書ヲ日本銀行ニ提出スヘシ

日本銀行前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ當該金額ヲ預金部預金ヨリ積立金ニ振替ノ手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ簡易保險局長ニ通知シ第四號書式ノ預金部預金拂出報告書ヲ大藏省預金部ニ差出スヘシ

第五條　日本銀行積立金ニ屬スル預金部預金ニ付キ定期預金ニ更新通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ第五號書式ノ預金部定期預金更新報告書ヲ大藏省預金部ニ差出スヘシ

第九條　簡易保險局長積立金ニ屬スル現金運用ノ爲五萬圓以上ノ拂渡ヲ爲サムトスルトキハ第九號書式ノ積立金拂渡請求書ヲ大藏省ニ提出スヘシ

大藏省前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ當該金額ノ拂渡方ヲ日本銀行ニ令達シ其ノ旨ヲ簡易保險局長ニ通知スヘシ

簡易保險局長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ受取人ニ第十號書式ノ積立金拂渡通知書ヲ送付スヘシ

日本銀行受取人ヨリ前項ノ積立金拂渡通知書ノ呈示ヲ受ケタルトキハ第二項ノ令達ト照合ノ上同通知書ニ領收ノ旨ヲ記入セシメ之ト引換ニ當該金額ノ拂渡ヲ爲スヘシ

但シ支店又ハ代理店ニ於テ拂渡ヲ要スルモノニ在リテハ當該店ヲシテ之カ拂渡ノ手續ヲ爲サシムルモノトス

日本銀行前項ノ拂渡ヲ爲シタルトキハ其ノ拂渡月日、受取人氏名及拂渡金額ヲ簡易保險局長ニ通知スヘシ

第十條　大藏省預金部ハ普通預金ニ付テハ毎年三月三十一日及預金全額拂戻ノ日、定期預金ニ付テハ期限到來ノ日ヲ期トシテ預金ノ利子額ヲ計算シ支出官事務規程第二十二條ノ規定ニ準シ小切手ヲ日本銀行ニ交付シ簡易生命保險特別會計歲入ニ振替拂込ノ手續ヲ爲サシムヘシ

第十一條　日本銀行前條ノ小切手ヲ受ケタルトキハ日本銀行國庫金取扱規程第十六條ノ規定ニ依リ振替受入ノ手續ヲ爲スヘシ

第十二條　第一條乃至第五條第十條及第十一條ノ規定ハ簡易生命保險特別會計ニ於ケル支拂元受餘裕金ノ預金部預金ニ付キ之ヲ準用ス

支拂元受餘裕金ノ預金部預金ヲ積立金ノ預金部預金ニ預入替ヲ爲シタル場合ニ於テ預金ノ種類同一ナルトキハ其ノ預金ハ繼續シテ預入シタルモノト看做ス

（書式省略）

簡易生命保險積立金預金各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高	年度	現在高
大正六	二九五、八〇九円	大正一〇	四、四九二、二八九円	大正一四	二三、一三四、五〇四円
同七	一、七一六、八五二	同一一	七、〇七七、七四三	昭和元	一五、九四六、三五七
同八	二、〇三三、九五二	同一二	一四、七七三、九六三		
同九	三、五四二、三二七	同一三	二二、六三四、三二六		

第二十項　公債金餘裕金

大正八年三月法律第十五號を以て事業公債金特別會計法の制定あり、從來の事業公債及鐵道公債特別會計法竝に朝鮮事業公債金特別會計法は之を廢止し、此等各特別會計に屬する公債金は之を本會計の歳入に繰入るることとし、茲に各種の事業公債法に依る公債金を一括して其の收支に就き一の特別會計を立てたり。本特別會計法は其の後大正九年法律第九號の改正に依り『事業』の二字を削り、爾後單に公債金特別會計法と稱せられ、以て大正末年に及べり。而して其の餘裕金は本法公布の當初より預金部に預入すべき旨規定せられたるものにして、卽ち其の第三條に於て『公債金ニ餘裕金アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ』とせり。

本預金の取扱に就ては、當初公債金特別會計預金特別取扱手續の制定あり。其の要項を摘記すれば、本預金の預入又は拂出は中央金庫に於ける移換の手續に依り之を行ひ、其の利子は年五分とし、預入の翌日より拂出の當日迄日割計算に依りて之を附し、元加又は臨時拂の利子は移換の手續に依り公債金特別會計歳入へ組入るるものとせられたり。然るに右特別取扱手續は大正十年度限り廢止せられ、大正十一年度以降國庫預金制度の採用に伴ひ、新に公債金・臨時國庫證券收入金・國債整理基金・賠償金各特別會計預金特別取扱手續の制定あり、此等預金の受拂は日本銀行に對する移換命令を以て之を行ひ、預金利子は支出官事務規程第二十二條の規定に依り、振替拂込の手續を以て各特別會計歳入へ組入れ、其の他は預金部預金取扱規程に依るものとせられたり。尙ほ預金利子割合及利子計算方法は從前と異る所なかりき。

越えて大正十五年三月大藏省所管各特別會計預金特別取扱手續の制定あり、本預金も亦教育基金・國債整理基金・國有財産整理資金・教育改善及農村振興基金等の各特別會計の預金と共に此の手續に依ることとなりしが、右は預金に普通預金及定期預金の區別を認むると同時に、預金利子割合の統一を期したる預金部預金取扱規程の改正に伴ひ、各特別會計預金を通じて之が受拂に關する書式を統一し、從來の取扱手續中に存したる預金利子割合及其の計算方法に關する規定を削除する等の爲めに行はれたるものにして、預金の受拂が移換手續に依ること、竝に預金利子の各特別會計歳入へ組入

の手續に至りては何等變更を見ざりき。

公債金餘裕金預金各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高
大正八	円 ?	大正一一	五一、二四三、四三七円
同九	六五、一四一	同一二	三三、八八二、九四五
同一〇	九、二九八、六九一	同一三	一一六、九七〇、五七五
		大正一四	一二三、二八一、八五五円
		昭和元	一〇六、六七六、三七二

第二十一項　賠償金特別會計資金

大正九年八月法律第二十五號を以て賠償金特別會計法を公布し、獨逸國等との平和條約賠償條項に基き受領する賠償金の會計を特別とし、且其の第二條に於て『本會計ノ資金ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得』と定めたり。

賠償金特別會計に於ては大正十年十月、曩に同會計が其の所屬船舶を英國に於て賣却したる代金中より五十萬圓を預金部に預入したるを初めとして、爾後數次の受拂ありたり。本預金の取扱及利子支拂方法等に關しては、當初預入の際其の取扱手續を規定し、預金の受拂方法、預金利子割合、利子計算方法及利子の歳入手續等を定め、其の後大正十一年三月及大正十五年三月の兩回に亙り取扱手續の改正を見たりと雖も、前揭公債金餘裕金預金のそれと全く其の軌を一にせるを以て、玆に贅說せず。尙ほ本預金の利子割合は當初年三分六厘と定められしが、大正十五年度以降は一般預金利子割合に依れり。今本特別會計資金預金の各年度末現在高を示せば、大正十年度末四十五萬圓、十一年度末五百四十萬圓、十二年度末三百七萬圓、十三年度末四百九十七萬八千圓、十四年度末六十四萬三千圓、昭和元年度末五百四十萬圓なりとす。

第二十二項　簡易生命保險特別會計餘裕金

簡易生命保險特別會計は簡易生命保險事業を經營する爲め、大正五年七月法律第四十三號に依り設置せられしが、降て大正十年四月法律第四十一號に依る同特別會計法の改正に依り、本會計に於ける餘裕金は之を預金部に預入し得ることとなれり。依て利率の點は追て協議することと爲し、取敢ず同年十月遞信、大藏兩省の間に於て同特別會計餘裕金預金預入方に關し協定成り、預金の受拂、利子計算方法及其の支拂方法等を規定する所ありしも、其の內容は大正六年九月の本會計積立金經理に關する協定中、積立金預金の方法と同樣なるを以て玆に再說せず。尙ほ利子割合は其の後間もなく年三分六厘と定められたり。

越えて大正十一年五月に至り新に簡易生命保險積立金及餘裕金の經理に關する協定兩省間に成立し、從來別個に規定せられたる積立金と餘裕金との經理に關する規定を合併し、國庫預金制度に伴ふ改正其の他を協定し、預金利子割合も同協定中に規定せられしが、之に依れば本預金の取扱は總て積立金預金のそれと同樣にして、利子割合は年三分六厘と定められたり。尋いで大正十五年九月簡易生命保險積立金出納手續の制定あり、其の第十二條に於て積立金預金の受拂、其の利子計算竝に支拂方法に關する右出納手續の規定は、餘裕金預金に就き之を準用することとなれり。尙ほ大正十五年十月以降本預金に對しては預金部一般預金利子割合に依り之が利子を附することとなれり。今

簡易生命保險餘裕金預金の各年度末現在高を示せば、大正十年度末九百九十五萬一千圓、十一年度末千四百五十八萬四千圓、十二年度末二千四十二萬七千圓、十三年度末二千九百九十八萬四千圓、十四年度末四千三百九十二萬六千圓、昭和元年度末五千六百八十九萬三千圓なりとす。

第二十三項　米穀需給調節特別會計餘裕金

米穀需給調節の目的を以て大正十年度より設置せられたる米穀需給調節特別會計に於ては、同年四月法律第三十七號米穀需給調節特別會計法第七條の定むる所に依り、其の餘裕金は預金部に預入することとなれり。而して本預金の受拂手續、預金利子割合竝に其の支拂方法等に關しては、當初特別の規定無かりしが、大正十一年新に米穀需給調節特別會計預金特別取扱手續の制定あり、越えて大正十五年三月右取扱手續の改正ありしが、預金の受拂及預金利子支拂方法等は前述公債金餘裕金等のそれと變遷を同じくし、又預金利子割合は大正十一年の規定に於ては年三分六厘と定められしが大正十五年の改正以後一般預金利子割合に依れり。次に大正十五年三月日本銀行に對する大藏大臣達米穀需給調節特別會計預金特別取扱手續の要點を抄錄して參考に資すべし。

米穀需給調節特別會計預金特別取扱手續（大正十五年三月日本銀行へ大藏大臣達）（抄錄）

第一條　農林大臣米穀需給調節特別會計ニ於ケル支拂上ノ餘裕金ヲ預金部預金ニ拂込マムトスルトキハ第一號書式ノ預金部預金拂込請求書ヲ、預金部預金ヨリ拂戻ヲ受ケムトスルトキハ第二號書式ノ預金部預金拂戻請求書ヲ日本銀行ニ提出スルモノトス

日本銀行前項ノ請求書ヲ受ケタルトキハ米穀需給調節特別會計ト預金部預金トノ間ニ於ケル移換ノ手續ニ依リ當該金額ノ受拂ヲ爲シ受入ニ付テハ第三號書式ノ預金部預金受入報告書ヲ、拂戻ニ付テハ第四號書式ノ預金部預金拂戻報告書ヲ大藏省預金部ニ差出スヘシ

第二條　日本銀行米穀需給調節特別會計ノ預金ニ付定期預金更新通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ第五號書式ノ預金部定期預金更新報告書ヲ大藏省預金部ニ差出スヘシ

第三條　大藏省預金部ハ普通預金ニ付テハ毎年三月三十一日及預金全額拂戻ノ日、定期預金ニ付テハ期限到來ノ日ヲ期トシテ預金ノ利子額ヲ計算シ支出官事務規程第二十二條ノ規定ニ準シ小切手ヲ日本銀行ニ交付シ米穀需給調節特別會計歲入ニ振替拂込ノ手續ヲ爲サシムルモノトス

第五條　前四條ニ定ムルモノヲ除クノ外預金部預金取扱規程及日本銀行國庫金取扱規程ニ依ルモノトス

今本特別會計餘裕金預金の各年度末現在高を見るに、大正十年度末三百六十萬圓、十一年度末三萬一千圓にして、十二、十三、十四各年度末には預入高無く、昭和元年度末に於ては五十七萬圓なりとす。

第二十四項　對支文化事業特別會計資金

大正十二年三月法律第三十六號を以て對支文化事業特別會計法を公布し、對支文化事業助成の目的を以て對支文化事業特別會計を設置し、其の資金は之を大藏省預金部に預入して運用を圖ることを得ることとなりしが、大正十五年三月法律第二十九號に依る改正の結果、同年度より本會計の資金は國債を以ても亦之を保有し得ることとなれり。本特別會計の構成は同特別會計法中に寓知し得べきを以て、左に之を掲出すべし。

對支文化事業特別會計法（大正十二年三月三十一日法律第三十六號）

第一條　對支文化事業助長ノ爲特別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ

第二條　左ニ揭クル證券ハ之ヲ本會計ニ歸屬セシム

一　明治三十四年支那國及列國最終議定書第六條ノ規定ニ依リ支那國政府ヨリ受領シタル四分利付支那國債券

二　山東懸案解決ニ關スル條約第六條及第二十五條竝山東懸案細目協定第十九條ノ規定ニ依リ支那國政府ヨリ交付ヲ受クル國庫證券中製鹽業者ニ交付スルモノヲ除キタルモノ

三　山東懸案解決ニ關スル條約第十五條及第十八條竝山東懸案鐵道細目協定第四條ノ規定ニ依リ支那國政府ヨリ交付ヲ受クル國庫證券中賠償金特別會計ニ歸屬セシメラルヘキモノヲ除キタルモノ

第三條　山東懸案解決ニ關スル條約第二十二條ノ規定ニ依リ設立セラルル會社ヨリ山東懸案細目協定第二十四條ノ規定ニ依リ支拂ヲ受クル補償金中賠償金特別會計ニ繰入レラルヘキモノヲ除キタル殘額ハ之ヲ本會計ニ繰入ルヘシ

第四條　本會計ニ於テハ左ニ揭クル諸收入ヲ以テ其ノ歳入トス

一　所屬證券ノ償還元利金

二　所屬資金ノ運用利殖金

三　寄附金

四　附屬雜收入

第五條　本會計ニ於テハ左ニ揭クル事業ニ關スル諸費ヲ以テ其ノ歳出トス

一　支那國ニ於テ行フヘキ教育學藝衛生救恤其ノ他文化ノ助長ニ關スル事業

二　帝國ニ在留スル支那國人民ニ對シテ行フヘキ前號ニ揭クル事業ト同種ノ事業

三　帝國ニ於テ行フヘキ支那國ニ關スル學術研究ノ事業

第六條　寄附金ニシテ特ニ用途ヲ指定シタルモノハ其ノ條件ニ從ヒ之ヲ使用スヘシ

第七條　本會計ノ歳出額ハ寄附金ニ依ルモノヲ除クノ外每年度三百萬圓ヲ超過スルコトヲ得ス（大正十五年三月本條中改正）

第八條　本會計ノ決算上剩餘金ヲ生スルトキハ之ヲ積立ツヘシ

第九條　本會計ノ資金ハ國債ヲ以テ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ之ヲ運用スルコトヲ得（大正十五年三月本條中改正）

第十條　政府ハ每年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第十一條　本會計ノ每年度歳出豫算ニ於ケル事業費ノ支出殘額ハ遞次之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得（大正十五年三月本條改正）

附　則

本法ハ大正十五年度ヨリ之ヲ施行ス

本預金の取扱に關しては、大正十二年五月對支文化事業特別會計預金特別取扱手續の制定あり、本手續は其の後大正十五年三月改正せられしが、預金の受拂、利子計算竝に支拂方法等は前揭米穀需給調節特別會計餘裕金預金の手續と全く其の軌を一にし、又預金利子割合に關しても當初は同樣年三分六厘の定めなりしが、大正十五年四月以降は一般預金利子割合に依ることとなり、舊取扱手續中より之に關する規定を削除したり。

對支文化事業特別會計資金預金各年度末現在高表

年度	餘裕金預金	積立金預金	合計
	円	円	円
大正一二	二、七五〇、〇〇〇		二、七五〇、〇〇〇
同一三	一、五〇〇、〇〇〇	三、一〇一、二九〇	四、六〇一、二九〇
同一四	二、九〇〇、〇〇〇	四、九〇七、八〇二	七、八〇七、八〇二
昭和元	一、七一二、二五八	二三	一、七一二、二八一

第二十五項　國有財産整理資金特別會計餘裕金

大正十一年六月法律第六號を以て國有財産整理資金特別會計を設置し、國有財産の整理處分に因る收入は之を其の整理に關し必要なる費用に充てしめ、且つ其の資金に餘裕あるときは、之を預金部に預入すべき旨を規定したり。法律の全文次の如し。

國有財産整理資金特別會計法（大正十一年三月二十八日法律第六號）

第一條　國有財産整理資金ヲ置キ其ノ歳入歳出ハ一般ノ會計ト區分シ特別會計ヲ設置ス

第二條　國有財産整理資金ハ國有財産ノ整理處分ニ因ル收入及附屬雜收入ヲ以テ之ニ充ツ但シ其ノ收入ニシテ他ノ特別會計ノ歳入ニ屬スルモノ及國有林野又ハ北海道國有未開地ノ處分ニ因ルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第三條　國有財産整理資金ハ國有財産ノ整理ニ關シ必要ナル事務費、營繕費其ノ他ノ諸費ニ之ヲ使用ス

第四條　國有財産整理資金ヲ使用セムトスルトキハ其ノ金額ヲ一般ノ歳入ニ組入レ一般ノ歳出トシテ拂出スヘシ

第五條　國有財産整理資金ニ餘裕アルトキハ之ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

第六條　一般ノ歳計上必要アル場合ニ於テハ豫算ノ定ムル所ニ依リ國有財産整理資金ヲ第三條ニ規定スル費途以外ノ營繕費ニ使用スルコトヲ得

第七條　政府ハ每年國有財産整理資金ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト俱ニ帝國議會ニ提出スヘシ

第八條　國有財産整理資金ニシテ每年度內ニ使用セサルモノハ之ヲ翌年度ニ繰越スヘシ

第九條　國有財産整理資金ノ每年度歳出豫算ニ於ケル支出殘額ハ之ヲ翌年度ニ繰越シ使用スルコトヲ得

附則

本法ハ大正十一年度ヨリ之ヲ施行ス

右の如く本會計の餘裕金は預金部に預入することとなりたるも、大正十四年度迄は全然其の預入なく、大正十五年五月に至り初めて之が預入を見、昭和元年度末の現在高は六百十五萬圓なりき。

尙大正十五年三月に至り預金取扱規程の改正に伴ひ、大藏省所管各特別會計預金特別取扱手續の制定あり、本資金預金も亦其の一として右特別取扱手續に依ることとなれり。而して本預金に對しては預金部一般預金の利子割合に依り之が利子を附することとなれり。

第二十六項　産業組合中央金庫餘裕金

大正十二年四月法律第四十二號を以て産業組合中央金庫法の公布あり、産業組合中央金庫を創立して所定の業務を營ましむる所ありしが、同法第十五條は其の業務上の餘裕金の運用範圍を左の如く規定せり。

（一）國債又は公債の買入大藏省預金部若は主務大臣の認可を受けたる銀行への預金又は郵便貯金と爲すこと。

（二）産業組合聯合會又は産業組合に對し短期貸付を爲すこと。

斯くて右法律の定むる所に依り、産業組合中央金庫の業務上の餘裕金は其の運用の一方法として之を預金部へ預入することを認められたるが、昭和元年末に至るも未だ之が預入を見ず、從て本預金の取扱手續等に關しては何等定められざる所無し。

第二十七項　小學校教員恩給基金

大正十二年十二月勅令第五百二十一號を以て小學校教員恩給基金管理規則の公布あり、恩給法の規定に依り、恩給基金を備ふる府縣に在りては、本規則に依り之を管理すべきものとし、而して恩給基金は他の府縣有財産と區分して管理すべく、且つ其の保管方法に就きては同規則第三條は『恩給基金ハ現金、國債證券又ハ府縣債證券ト爲ス』べく、其の『現金は大藏省預金部ニ預入ルヘシ』とせり。

右規定に依り本基金に屬する現金は、總て之を預金部に預入することとなりたるが、其の取扱手續、預金利子割合及其の支拂方法等は悉く一般預金の例に據れり。而して其の累年の預入狀況は今之を詳にせざるも、大正十四年度末に於ては八萬四千八百二十圓にして、翌昭和元年度末の現在高は百十九萬二千九百八圓に達せり。

第二十八項　復興貯蓄債券收入金

大正十二年九月關東地方の大震火災に伴ひ、本邦國際貸借關係は益〻不利に陷りしを以て、此の秋に當り廣く國民一般の勤儉の美風を助長し、零細なる資金を吸收して、之を地方産業の開發及震災地復興の爲に供給するは、時局に處して最も適當なるべき資金、殊に復興事業の進捗に伴ひ民間に撒布せらるべき資金を吸收して、之を地方産業の開發及震災地復興の爲に供給するの措置と認め、大正十三年七月左の如く復興貯蓄債券法の公布を見たり。

復興貯蓄債券法（大正十三年七月二十二日）（法律第十五號）（抄錄）

第一條　政府ハ日本勸業銀行ヲシテ復興貯蓄債券ヲ發行セシムルコトヲ得

第七條　日本勸業銀行ハ復興貯蓄債券ノ發行ニ依ル收入金ヲ大藏省預金部ニ預入ルヘシ

前項ノ預入ニ依ル資金ハ震災地ノ復興及地方産業ノ振興ノ爲必要ナル用途ニ之ヲ融通ス

第十條　復興貯蓄債券ハ其ノ發行ニ依ル收入金二億圓ニ達シタルトキ又ハ本法施行ノ日ヨリ五年ヲ經過シタルトキハ之ヲ發行セス

附　則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

右規定に基き復興貯蓄債券は大正十三年九月第一回の發行あり、爾來昭和元年度末迄に前後九回總額八千九百二十萬圓を發行せり。而して每回發行の分は利子据置の方法に依り發行の翌年より二十箇年以內に年二回以上抽籤を以て之を償還し、償還の際割增金を附與するものにして、其の利子割合は年四分と定められたり。尙ほ預金部に於ける復興貯蓄債券收入金預金の取扱方法及其の利子割合に關しては、第一回債券發行の際日本銀行に與へたる大藏大臣の命令に依り明かなるが、本命令は既に本書第十一編日本勸業銀行の章に引用せる所なるを以て玆には之を省略し、單に其の要點のみを摘錄すべし。

（一）本債券の利率は年四分とし、割增金の步合及附與の方法は發行の都度之を定む。

（二）本債券の發行に依る收入金は之を預金部に預入すべきも、（イ）郵便局所に收納したるとき、（ロ）日本銀行本支店及代理店に預入したるときは振替預入として整理するものとす。

（三）本債券の償還元金及び日本勸業銀行より預金部に預入れたる本債券收入金の利子は、元利金及割增金の支拂開始の日に其の抽籤償還すべき一回の分を預金部より交付すべきものなるを以て、勸業銀行は期日十五日前に其の金額を預金部に通知するものとす。

(四)　日本勸業銀行より預金部に預入すべき本債券の收入金に對する利率は(イ)復興貯蓄債券利率(ロ)割引較差金歩合(ハ)割增金歩合(ニ)募集費歩合(ホ)經常費歩合等を基準として發行の都度之を定む。

本債券收入金預金の利子割合は、右命令書に基き前記各種の事項を基準として第一回乃至第三回は年六分、第四回は年六分二厘、第五回及第六回は年六分二厘、第七回乃至第九回は年六分五厘と定められたり。尚ほ右利率決定基準事項中經常費歩合は差向き發行後三年三箇月間に付き計算し、其の後は三箇年毎に實績に徴し之を定むるものと爲したり。

本預金の年度末現在高は大正十三年度末二千九百三十四萬八千七百十圓、同十四年度末四千八百四十一萬七千六百五圓、昭和元年度末六千三百七十四萬二千七十圓なりき。

第二十九項　教育改善及農村振興基金

大正十四年三月法律第十四號に依り造幣局資金中より一億三千萬圓(大正十五年三月法律第二十七號に依り一億四千四百萬圓に改正)を割き、教育改善及農村振興基金を設置し、之を元資金として農村振興及教育改善に必要なる費途に充つることとし、基金に屬する資金の利殖方法を規定する所ありたり。右法律左の如し。

教育改善及農村振興基金特別會計法(大正十四年三月三十日法律第十四號)(抄錄)

第二條　造幣局資金ノ內一億三千萬圓ハ之ヲ本基金ニ繰入ルヘシ

第三條　本基金ハ教育ノ改善及農村ノ振興ニ必要ナル費途ニ之ヲ使用ス

第四條　第二條ノ規定ニ依リ繰入レタル金額ハ本基金ノ元資金トシ之ヲ費消スルコトヲ得ス

第五條　本基金ハ國債ヲ以テ之ヲ保有シ又ハ大藏省預金部ニ預入レ其ノ利殖金ハ之ヲ基金ニ編入スヘシ

右の規定に依り本基金に屬する資金は之を國債を以て保有し、又は預金部に預入して利殖を圖ることとなりしが、其の取扱手續等に關しては大正十四年六月教育改善及農村振興基金特別會計預金特別取扱手續を制定したり。之に依れば本基金預金の受拂手續、利子の計算竝支拂方法等は既述公債金餘裕金預金のそれと同じく、又利子割合は年三分六厘と定められたり。然るに其の後間もなく大正十五年三月に至り預金部預金取扱規程の改正に伴ひ、本基金預金に對しても預金部一般預金利子割合を附することとなりたるを以て、右取扱手續中より預金利子割合に關する規定を削除し、新に大藏省所管各特別會計預金特別取扱手續を制定して、教育基金・公債金・賠償金等數種の各特別會計預金と一括して其の取扱手續を定め、大正十五年度より之を實施したり。而して本基金預金高は大正十四年度末六百五十九萬六百八十五圓、昭和元年度末八百萬五千五百十五圓なりき。

第三十項　陸軍委任經理積立金

明治二十三年三月法律第二十七號を以て陸軍給與に關する委任經理の法律公布せられ、陸軍諸學校生徒其の他軍隊に準據すべきものに對する糧食被服其の他の諸給與は、其の定額を各隊に交付して隊長に之が經理を委任し、此等委任經理に係る給與の殘金・廢物賣却代金及損壞遺失等の補償金は之を積立て、委任經理に係る費途に使用し得ることとなれり。而して此の種積立金は明治十八年制定の預金規則第一條第二號官廳の成規に從ひたる積立金として預金部に預入せられ來りしが、大正十四年預金規則の廢止に伴ひ新定せられたる預金部預金法は、既述の如く法律又は勅令の規定ある

に非ざれば預金部預入を認めざるに至りたるを以て、大正十四年四月勅令第百十八號に依り新に國債整理基金と共に本基金の預金部預入を認むるに至れり。尙ほ本預金の受拂手續、利子割合及其の計算方法等は何れも預金部一般預金の例に據れり。

陸軍委任經理積立金預金各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高	年度	現在高
大正一二	一、五〇九、五二九円	大正一四	一、二三二、九三九円	昭和元	五、五五八、三九五円
同一三	一、二二三、一二三				

（備考）一、本預金は元官廳積立金預金として他の數種の預金と共に一括整理したるを以て、當初以來の現在高は不明なり。但し後年預金部預金法制定以前の數年間の官廳積立金預金中には本預金と撤兵院基金預金とを含むのみ。

二、大正十二年度乃至大正十四年度は官廳積立金預金中より本預金の年度末現在高を抽出し得たるも、大正十一年度以前は大震災の爲め資料喪失して之を知るに由なし。

第三十一項　國債整理基金

國債整理基金は國債の償還及發行に關する費途に使用する爲め、明治三十九年三月法律第六號國債整理基金特別會計法を以て設置せられしものなるが、其の第四條の規定に依り本基金に屬する資金は金銀地金及有價證券を以て之を保有し、其の他有利且つ確實なる方法を以て之を運用し得ることとなり、預金部預入も亦其の一方法として採用し來れり。然るに大正十四年四月以降は預金部預金法第一條に依り、法律及勅令の規定あるに非ざれば預金部へ預入し得ざることとなりたるを以て大正十四年四月新に勅令第百十八號に依り、大藏省預金部ニ預入スルコトヲ得ル資金ニ關スル件」を公布し、陸軍委任經理積立金と共に預金部預入を認めたり。尋いで昭和二年三月法律第四號を以て國債整理基金特別會計法の改正あり、前記第四條を改めて新に預金部預入を明規したるを以て、爾後本規定に依り預金部預入を繼續することとなれり。

既述の如く本基金は明治三十九年以來預金部預入の途開かれたりと雖も、之が實績に就きては今之を明かにせず。又其の預金取扱手續に至りても、當初は何等特別の規定なかりしが、大正十一年三月新に「公債金、臨時國庫證券收入金、國債整理基金、賠償金各特別會計預金取扱手續」の制定あり、越えて大正十五年三月大藏省所管各特別會計預金特別取扱手續」の制定を見、本預金も亦此等の手續に據り來れり。以上の二取扱手續に關しては、既に公債金餘裕金の部に於て記述せる所なるを以て玆に再說せず。尙ほ本預金の利子割合は大正十四年度迄は年五分としたるも、爾後預金部一般預金の利子割合に依れり。

國債整理基金預金各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高	年度	現在高
大正一〇	一八、〇〇〇、〇〇〇円	大正一二	一八、〇〇〇、〇〇〇円	大正一四	一〇、〇〇〇
同一一	一八、〇〇〇、〇〇〇	同一三		昭和元	

（備考）大正九年度以前は明かならず。

第三十二項　郵便年金餘裕金

大正十五年三月法律第四十號を以て郵便年金特別會計法の公布あり、郵便年金事業を經營する爲め特別會計を設置すると共に、同法第四條に依り本會計に於て支拂上現金に餘裕あるときは、之を大藏省預金部に預入し又は勅令の定むる所に依り公債を以て之を保有するを得ることとなれり。而して本預金の取扱方に就きては大正十五年十月大藏大臣より日本銀行に達せられたる「郵便年金特別會計支拂元受、餘裕金出納手續」に規定せる所なるも、その大要は前記簡易生命保險積立金出納手續と大同小異なるを以て玆に之を再說せず。又本預金は大正十五年十月に至り始めて預入せられ、同年度末現在の預入高は十三萬七千六百圓なりき。

以上に述べし諸預金の外大正十五年三月法律第二十六號健康保險特別會計法に依る特別會計支拂上の餘裕金も亦大藏省預金部に預入し得ることとなりしも、昭和元年末に至るも本預金の預入せられたるもの無し。

第三章　預金部資金の運用

第一節　概說

大藏省預金は明治十八年七月預金局が國債局より引繼ぎたる當時に於ては七百五十八萬餘圓に過ぎざりしが、昭和元年度末には十五億五千七百八十六萬餘圓に上り、預金と共に運用利殖すべき積立金も亦二億一千八百六十四萬餘圓に達するの狀況にして、其の運用に就きて見るも亦幾多の變遷を經たり。卽ち其の大體の推移を窺ふに、國債證券を唯一の投資物と爲したる時代より、國策遂行上必要なるものとして若干の所謂特別貸付を生じたる過渡期を經て、漸次地方資金に重きを置くに至りたるものなり。當初大藏省預金の制度は預金規則制定當時に於ける大藏卿の上申書にも明かなる如く、國民の貯蓄奬勵を主眼とし、併せて特殊積立金等に對する保管の責に任ぜんとするの趣旨に出でたるものにして、其の運用の如きは專ろ預金制度の從的業務に屬し、受入れたる預金は或は金銀地金に代へて之を保管し、或は國債證券を購入して利殖し、或は又若干の特別貸付を實行し以て預金利子の支拂に充當したるに過ぎざるなり。然るに其の後預金の漸增及時勢の進運に伴ひ、地金銀保管は特殊預金に限られ、預金の運用は主として國債證券に集中し、以て明治三十年代に及びしものにして、三十年代の後半に於て興業債券及勸業債券等の引受に應じたることあるも、固より謂ふに足らず。明治四十年代に入り大藏省預金は依然增加の趨勢を弛めず、而して資金の增加に伴ひ預金の大

宗たる郵便貯金の地方還元亦漸く認めらるるに及び、漸次地方債證券、農工債券、勸業債券及興業債券等の引受に應ずる所あり、又一方には特別會計に對する貸付等に運用するに至れり。明治四十一年戊申詔書の渙發せらるるや、翌四十二年五月政府は內務、大藏、遞信三大臣連名にて地方長官に訓令を發し、大に勤儉貯蓄を奬勵すると共に、其の結果增加する郵便貯金を運用して地方事業の發展に資することと爲し、玆に預金部地方資金融通の端を發せり。其の後漸次地方資金に對する融通多きを加ふるに至りしが、大正二年度以降數次に亙り、特殊銀行等を經由して所謂對支借款の行はるるあり、預金部資金の增加と共に、其の運用範圍も漸く多岐複雜となるに至れり。仍て大正十四年預金部預金法を公布して、預金部資金は預金部資金運用委員會に諮問して、國家公共の爲に有利且確實なる方法を以て運用することとなり、爾後公共團體及各種組合等に對する地方資金の融通多く、或は時機に應じて災害復舊、社會事業、高利債借換、失業救濟時局匡救事業等と共に、其の運用目的も亦漸次社會政策的色彩を加ふるに至れり。今試みに昭和元年度末現在の預金部資金運用狀況を示せば次の如し。

一、國債證券	四一七、六三三、四二二円
二、一般會計及特別會計貸付金	二四五、六七九、二七〇
三、地方資金	五四七、七四四、七一一
四、特別貸付金	二九二、三三七、〇一三
五、在外資金	一五五、二六八、四二九
六、當座預金	七五、六四六、六七一
七、其の他	五〇、三七二、三六六
計	一、七八四、六八一、八八六

最初明治九年五月改正準備金取扱規則の施行と共に、大藏省預金の取扱は國債局に於て行はるるに至りしが、當時に於ける此の種預金は、既述の如く準備金中の運轉資金に混同して運用利殖せられたるに過ぎずして、何等特記すべきものを見ず。明治十四年十二月再び準備金規則の改正あり、準備金中に於ける預金運用の途杜絶するや、翌十五年三月以降預金は總て準備金中保有する公債證書に交換して利殖を圖り、其の損益に限り準備金の負擔に歸せしむることとし、唯既述の如く米國政府返還下ノ關償金、バロン、シーボルト恩賜金、朝鮮政府塡補金等の預金は、準備金以外に於て金札引換公債に換へて之を運用利殖したり。

明治十八年五月預金規則の制定あり、新に預金局を設けて大藏省預金の運用に當らしめ、之が運用より生ずる益金は補損準備として別途に積立て、預金と共に運用利殖することとなりしが、當時に於ける預金運用の方法としては、國立銀行其の他に對する貸付、出納局貸付、公債證書及大藏省證券の購入、日本銀行定期又は當座預金の四方法が認められたり。右運用方法に基き明治十八年六月大藏大臣が日本銀行に令達したる取扱順序を見るに次の如し。

本年五月第十三號布告預金規則第六條ニ據リ預金局預リ金運用ノ取扱ヲ命候條左ノ條々可相心得此旨相達候事

明治十八年六月十六日　　大藏卿　松方正義

第一條　預金局預リ金ヲ國立銀行其他ヘ貸出ストキハ日本銀行ハ其借主低當物品及其代價等ヲ詳記セル書面ヲ預金局ニ差出シ其承認ヲ受ケ預リ證書引換ニ其金員ヲ受取リ更ニ同銀行ノ名義ヲ以テ之ヲ轉貸スヘシ

但貸付金ノ抵當ニ徵スル物品ハ諸公債證書政府發行ノ手形及地金銀ノ三種ニ限ルモノトス

第二條　預金局預リ金ヲ出納局ニ貸出ストキハ日本銀行ハ預リ證書引換ニ其金員ヲ預金局ヨリ請取リ同銀行ヨリ更ニ之ヲ出納局ヘ轉貸セシムルコトアルヘシ

但本條ノ場合ニ於テハ手數料ヲ給セス日本銀行ハ其受取タル利子ヲ預金局ヘ皆納スヘシ

第三條　公債證書又ハ大藏省證券ノ買入方ヲナサシムルトキハ日本銀行ハ其買入基金ヲ預金局ヨリ請取リ之ヲ買入レ記名ノ公債證書ハ預金局長ノ名義ニ書換ヘ其精算書ト共ニ之ヲ預金局ヘ納ムヘシ

第四條　預金局ヨリ日本銀行ヘ定期預ケ金又ハ當座預ケ金ヲナスコトアルヘシ但定期預ケ金ヲナストキハ其期限及ヒ利子ノ割合等時々之ヲ約定スルモノトス

第五條　日本銀行ヨリ預金局ヘ差出ス預金受渡ニ屬スル證書ハ預金規則第八條ニ據リ都テ證券印紙ヲ貼用スルニ及ハス

第六條　預金局ヨリ左ノ通預金運用ノ手數料ヲ支給スヘシ

一　公債證書又ハ大藏省證券ノ賣買ヲナサシメタルトキ其手數料トシテ左ノ割合ニ依リ賣買ヲナス毎ニ之ヲ支給スヘシ但日本銀行ヘ賣却スルトキハ手數料ヲ給セス

一　公債證書記名ノ分　一ケ年賣買代價金拾萬圓未滿　千圓ニ付金五拾錢

一　同　上　同代價金拾萬圓以上　千圓ニ付金貳拾五錢

一　公債證書無記名ノ分及大藏省證券　同代價金拾萬圓未滿　千圓ニ付金參拾錢

一　同　上　同代價金拾萬圓以上　千圓ニ付金拾五錢

一　第一條貸付金取扱ノ手數料トシテ其利子高ノ千分ノ五ヲ其利子ノ收入ヲナス毎ニ支給スヘシ

右に掲げたる預金の運用方法中、出納局貸付金は國債局取扱時代たる明治十七年十月以降引續き

行はれたるものにして、預金局設置當初に於ては預金運用の大部分を占めしものなるが、明治十九年度以降は漸次公債及大藏省證券等に其の地位を讓り、明治二十年七月には日本銀行との間に預金運用の一方法として、有利當座預ケ金規約なるもの締結せられ、從前國立銀行其の他への貸付金に充當する爲め、日本銀行へ預入せられたるものは、期限の到來と共に右預ケ金に振替ふるの方針を採りしも、不幸にして其の成績豫期の如くならざりし爲め、幾許もなくして右規約は解除せられ、再び從前の運用方法に歸せり。尙ほ明治二十年九月以降日本郵船會社株券額面百八十六萬五千圓を購入したるは特筆に値する所なり。

明治二十三年三月法律第二十一號を以て預金局預金特別會計法の公布あり、從來の缺損準備金を利子仕拂元金と改め、運用利殖金を以て利子の支拂に充て、殘餘あるときは利子仕拂元金として之を積立て預金と共に運用利殖することとなりしが、之より嚮明治二十二年十月預金運用の方法を原則として日本銀行定期預ケ金の一途とし、國債證券投資の場合を限定して、從來の運用金は漸次定期預ケ金に振替ふるの方針を採るに至れり。右に關し日本銀行に與へたる大藏大臣の命令次の如し。

日本銀行

當省預金局預金運用ニ付現今同局ヨリ貸付元預ケ金及定期預ケ金ノ分ハ滿期ノ都度元利ヲ返納シ其他運用元預ケ金ハ此際悉皆返納ノ上更ニ左ノ箇條ニ從ヒ運用方取扱フヘシ

但從前運用方ニ付達置候箇條ノ內抵觸ノ廉ハ本文同日限リ相廢ス

明治二十二年十月二十九日

大藏大臣伯爵　松　方　正　義

一　預金ノ運用スヘキ金額ハ日本銀行定期預ケ金トナスヘシ

一　預ケ入レ及ヒ拂戻ハ甲乙通帳ヲ以テ授受ノ證トスヘシ

一　預ケ金ノ利子ハ年利三分ノ割合トス

一　前條ノ利率ヲ變更スル場合ニ於テハ協議ノ上之ヲ定ムヘシ

一　利子計算方ハ元金ニ年利歩合ヲ乘シ預ケ入レノ翌日ヨリ拂戻前日迄ノ日數ヲ乘シ一ケ年ノ日數三百六十五日ヲ以テ除シ毛位ノ端數ハ四捨五入スヘシ但閏年ト雖モ一ケ年ハ三百六十五日ヲ定率トス

一　利子ハ三月九月各末日迄ノ預ケ金ニ對シ之ヲ計算シ日本銀行ヨリ預金局ヘ拂入ルヘシ

一　預ケ金ニ對シテハ手數料ナキモノトス

一　金貨ハ明治二十一年九月十日相達置タル趣ニ依リ交換スルモノトス

一　預ケ金ハ日本銀行休業日ノ外何時ニテモ預リ入ルヘシ

一　預金ノ拂戻ニ差支フル時ハ預金局ヨリ日本銀行ヘ通知シ日本銀行ヨリ預金局ヘ預ケ金ヲナスヘシ其返償方ハ第一項ノ定期預ケ金期限ニ至リタルモノヲ以テス但其預リ利子ハ預金局ヨリ日本銀行ヘ預ケ入ニ對スル同行ヨリ預金局ニ支拂フヘキ利子ト同率ナリトス

一　前條日本銀行ヨリ預金局ニ預ケ入ヲ要スルニ通知日限ヲ定ムル左ノ如シ

金拾萬圓未滿　　前日

金拾萬圓以上金二拾萬圓未滿　　五日前

金二拾萬圓以上　　十日前

（參照第一）

預金局

中央儲蓄金ノ儀是迄備荒儲蓄課ヨリ預ケ入タル分及將來可預入現金ノ内同課ヨリ通知ヲ得テ若干ノ金員普通ノ利子ヲ以テ通常預リトナシ其他ハ悉皆五分以上利付公債證書ニ引換置其利子ヲ拂渡シ尚同儲蓄金ニ於テ通常預ノ外現金ヲ要スルトキハ右公債證書元價ヲ以テ現金ニ引換拂戻スヘシ

但詳細ノ儀ハ備荒儲蓄課ヘ協議ノ上取計フヘシ

明治二十二年三月三十日

大藏大臣伯爵　松方正義

（參照第二）

諸貸下金返納等ニ對シ納付スル公債證書買入相場ノ儀ニ付伺（明治十八年十月二十二日預金局長提議大藏大輔決定）

諸貸下金返納等ニ對シ納付候公債證書ハ是迄國債局ニ於テ買入候處以來預金局ニ於テ可買入儀ニ御決定相成候ニ付テハ右相場ノ儀ハ東京株式取引所直取引相場（相場問合ノ照會ヲ得タル前日相場）ヲ以テ購入可致此段相伺候也

（參照第三）

拂戻基金之儀伺（明治二十一年十一月三十日預金局長提議大藏次官決定）

拂戻基金ノ儀ハ從來郵便貯金ニ對シ其金額ヲ定メ及官廳預金ノ即時拂ニハ各地預金部ヘ配置方等伺定有之其他ハ適宜繰合拂戻方不差支樣取計來候得共追々預リ高巨額トナリ口數モ多キヲ加フルニ至リタレハ從前伺定置候郵便貯金拂戻基金拾壹萬圓ノ外通常預金拂戻基金ニ金拾四萬圓ヲ供置シ合セテ貳拾五萬圓ヲ以テ彼是流用支拂若運用上ニ於テ至急支出ヲ要スル場合有之トキハ右ノ内ヨリ支拂置孰レモ漸次收入金ヲ以テ補充致置候樣取扱中度且又各地出納所預金部即時拂基金モ前金額ノ内ヲ以テ其預ケ高ニ應シ適宜ニ配置方取計度此段相伺候也

次で翌二十三年五月右定期預ケ金を當座預ケ金と改稱したり。然るに其の後明治二十六年に至り世上の金融頗る緩漫を告げ、日本銀行に於ては其の營業上の普通當座預金を漸次無利子と爲す有樣にして、當時三百萬圓内外の多額に達したる預金運用當座預ケ金に對し年三分の利息を付するが如きは、到底持續し能はざる所と爲し、此の年三月同行總裁は此等の事情を具して預金局長に協議す

る所ありたり。政府に於ても亦其の已むを得ざるを認め、預ヶ金を漸次回收して公債證書に放資するの方針を採りしが、當時市場の實況は公債證書の拂底を告げ、遽に之が購入の期し得ざるものありしを以て、暫く時機を待つと共に、同年七月大藏大臣は日本銀行の請求に基き當時現在の預ヶ金を悉皆引戻し右金額は之を中央金庫へ雜部保管金として委託するに至れり。其の後同年八月整理公債證書額面九十九萬千七百圓を購入したるも、一面公債の市價を暴騰せしむる虞ありしを以て爾後之を中止し、仍ち四百八十九萬九千餘圓の遊資を擁して之が運用の途なきの現象を呈し、一時外國公債證券に投資して遊資運用の途を打開せんとするの議ありしも實行するには至らざりき。

其の後金融市場は次第に緩漫の度を減じ、國債證券の新規發行等もありて漸く其の供給を增加し預金運用としての國債證券投資は年と共に多きを加へ、殊に明治二十八年曩に購入したる日本郵船會社株券全部の賣却ありたる後は、國債證券投資が唯一の預金運用方法となり、明治三十二年軍艦水雷艇補充基金預金に屬する金貨及金地金千四百餘萬圓が當座預ヶ金として日本銀行に預入せられ翌年度中に拂戻されたるを以て唯一の例外とせり。斯くて特記すべき事項もなく明治三十五年に至りしが、同年以後預金の運用は漸く多岐を加ふるに至れり。

明治三十五年十月以降三回に亙り、我政府及個人が北淸事變の賠償金として交付を受けたる四分利付支那債券額面四千八百餘萬圓を、三千四百五十一萬餘圓を以て購入し、尋いで明治三十七年には時局に鑑み勤儉貯蓄奬勵の一策として、政府が日本勸業銀行をして發行せしめたる貯蓄債券の初回割增金支拂資金に充てしむる爲め、初めて勸業債券三十萬圓を引受くる所ありしが、翌三十八年には貯蓄債券の賣行を良好ならしむる目的を以て、從來日本勸業銀行の發行しつつありし割增金付勸業債券の發行を停止せしむると共に、其の補充的意味を以て同行及延ては府縣農工銀行の貸付資金として、特に八百萬圓を融通したり。又明治三十七年には京釜鐵道會社社債券及貯蓄債券の購入を開始したるが、翌三十八年七月には更に韓國國庫證券二百萬圓の引受ありたり。明治四十年には北海道拓殖債券を引受けて其の先例を作りしが、翌四十一年には韓國起業公債百萬圓を引受け、四十二年には帝國鐵道特別會計に對する第一回貸付金五百萬圓あり、又同年には既述の如く勤儉貯蓄の奬勵及郵便貯金の地方還元てふ兩個の目的を以て、普通地方低利資金の融通を開始することとなり、爾後年々巨額の資金を道府縣、日本勸業銀行及北海道拓殖銀行等を經由して普く地方に放資するに至れり。斯くして明治四十三年には東京府外六縣風水害復舊工事費融通の爲め地方債證券を、明治四十四年には小農工業者貸付資金融通の爲め農工債券を引受け各此の種運用の端を作りしが、更に同年には朝鮮銀行の運轉資金及貸付資金の潤澤を期する爲め、八百五十萬圓を興業債券引受の方法に依りて同行に融通し、尙ほ製鐵所及專賣局の兩作業會計に對し其の据置及運轉資本補足の爲め、從來の融通證券發行以外に預金部より融通し得ることとなりたるを以て、製鐵所に對しては同年より、專賣局に對しては翌四十五年より夫々貸付を爲し、明治四十五年には治水費資金特別會計に對しても貸付を行ひたり。

大正二年には朝鮮事業費支辨の爲め、初めて一般會計に對して千二百四十萬圓を貸付け、尙ほ治水費資金特別會計に對しても重ねて千二百萬圓の貸付あり、同年末には橫濱正金銀行と漢冶萍公司間に千五百萬圓の借款契約成立したるが、該資金は國策遂行上必要なるものとして、之を預金部より融通することとなり、翌大正三年以降同行に對する貸付金の形式に依り實行せられたり。又大正三年

には歐洲大戰の勃發に伴ひ、我が重要輸出品製造業者の運轉資金を供給するの趣旨を以て勸業債券五百萬圓、興業債券三百萬圓を引受け、日本勸業・日本興業の兩銀行をして之が貸付に當らしめ、翌大正四年には滿鐵外債を購入する所ありしが、大正五年には日本興業銀行滯貸整理資金千五百萬圓の融通あり、又四年以降聯合與國財政援助の趣旨を以て、或は軍艦購入代金決濟資金として、或は爲替調節資金として露國圓貨大藏省證券千五百五十萬圓、佛國同二千六百二十四萬二千圓、英國同八千萬圓及其の借換證券を引受け、又は買入れたり。

大正六年四月始めて東洋拓殖債券引受の方法に依り、朝鮮地方低利資金を融通する所ありしが、同年十月には日本興業・臺灣及朝鮮三銀行貸付金の形式に依り、交通銀行借款資金二千萬圓の融通ありたるを初めとして、翌大正七年に亙り政府の極東政策に基き、滿洲及西比利亞投資資金、東亞興業會社對支投資資金、同社株式引受資金等の融通多く、參戰借款關係の中華民國國庫證券を買上げたるも此の年に屬す。

之より曩歐洲大戰の開始以來我國の在外正貨は逐年多きを加ふるに至りたるを以て、大正六年以降預金部は右在外正貨を買入れて運用利殖するの途を開き、又大正七年には臺灣地方低利資金、大正八年には社會事業資金の融通を開始したるが、同年更に國際汽船株式會社に對し二千五百萬圓、臨時軍事費特別會計に對し一千萬圓の融通あり、尚ほ始めて朝鮮殖產債券の引受を爲したり。大正九年には始めて朝鮮總督府特別會計及臺灣・朝鮮兩銀行等に對する貸付金ありしが、尚ほ同年の恐慌に際しては臨時事業資金四千萬圓、帝國蠶絲會社事業資金六千四百二十萬圓を融通し、更に七十四銀行・橫濱貯蓄兩銀行救濟資金一千六百萬圓を日本銀行指定預金の形式を以て融通するに至れり。大正十年には米穀需給調節特別會計に對する貸付を開始し、翌十一年には製鹽業補償關係中華民國國庫證券を買上ぐる所ありしが、同年末臺灣銀行救濟資金千五百萬圓の融通あり、翌十二年三月之が償還ありしも、新に五千萬圓を同樣の目的を以て同行に融通し、又同年には曩に融通したる興亞公司借款資金參戰追加借款資金及教育借款資金の肩代りの爲め、支那政府償還內外短債八釐債券（所謂九六公債）の買上あり、且つ此等對支借款財源調達の爲め發行したる政府保證興業債券の借款債券たる第四回政府保證興業銀行に融通し、別に上述對支借款利子延滯に依る日本興業銀行外二銀行の窮狀を救濟する爲め一千三百萬圓を日本銀行指定預金の形式に依り三銀行に融通する所あり、又從來朝鮮銀行に對する融通は概ね興業債券引受等の形式に依りしが、此の年教育銀行救濟資金の融通に當り、始めて同行貸付金として融通せられたり。

大正十二年九月關東大震災の勃發と共に、先づ巨額の震災應急資金を地方公共團體竝に之を通じて各種組合等に融通せしが、更に之に次ぎ大工業救濟資金千二百萬圓、小商業者復舊竝復興資金千五百萬圓、東京市震災復興資金三百萬磅（邦貨二千七百八十五萬二千圓）を融通し、殊に大正十三年九月以降復興貯蓄債券發行せられ、其の收入金が擧げて預金部の運用に委ねらるるや、其の一半は地方產業資金として、他の一半は震災地復興資金として融通せられ、又同時に復興貯蓄債券の購入も開始せられ、震災地復興竝復舊關係の融通金は頗る巨額に達せり。次いで大正十三年三月には朝鮮・臺灣兩總督府及樺太廳の各外地特別會計に對する貸付あり、同年六月及翌十四年三月には何れも震災復興資金融通の爲め、東京市及橫濱市に對する貸付の實施せらるるあり、尚ほ同年には朝鮮銀行業務改善竝滯貸

整理資金五千萬圓及東洋拓殖會社業務擴張資金千二百萬圓の融通あり、大正十二年度分以降五箇年分の中央卸賣市場建設資金三千八百七十五萬圓を預金部より融通することに決定したるも亦此の年なりとす。

以上述ぶる所の如く、預金運用の範圍及實績を顧るに、融通の方法竝に融通先に就きては、其の時々の政策又は必要に基き、一方に資金の要求あり、他方預金部資金に餘裕あるに於ては、仍ち隨時其の要求に應じて融通を爲し來れるものにして、而も其の運用の準則としては、僅に預金規則第一條に『大藏省中ニ預金局ヲ置キ左ノ貯金積立金ヲ預リ之ヲ保管利殖セシム』云々の一條あるに過ぎざりき。然るに大正十四年三月預金部預金法以下諸法令の制定ありて、預金部制度の改正成り、大正十四年度以降預金部預金・大藏省預金部特別會計積立金及支拂上の餘裕金は之を預金部資金とし、預金部資金運用委員會に諮問して有利且つ確實なる方法を以て、國家公共の爲に之を運用することとなり、同時に預金部資金運用規則を公布して運用方法をも限定したり。

斯くて預金部は鋭意既存融通金を整理して之が回收の確實を圖ると共に、新たなる運用を爲すこととなり、差當り江西南潯鐵道借款資金・國際汽船株式會社社事業資金・臺灣銀行及朝鮮銀行業務改善竝滯貨整理資金・滿洲及西比利亞投資資金・日露實業株式會社對支投資資金有線電信借款資金・漢冶萍公司借款資金・海外興業株式會社事業資金・東亞興華株式會社資金・裕繁公司借款資金・東洋拓殖株式會社金融救助資金・同社業務擴張資金・青島獨逸人私有財產購入資金・日本紙器株式會社事業資金等の諸特別融通金を逐次整理するの計畫を樹て、大正十五年度初頭に於て日本興業銀行外二銀行對支借款關係債務の整理に關する法律に基き、右借款關係興業債券及

指定預金の償還を受け、之を以て三銀行が政府より交付を受けたる國債證券を購入する所ありたり。尙ほ新規運用に關しては國債證券引受・普通地方低利資金及社會事業資金等常例的のもの以外に、大正十四年度に於て帝國鐵道特別會計に千四百萬圓の貸付あり、翌大正十五年度には北海道土功組合の舊債借換資金として四百五十萬圓、朝鮮產米供給資金として八百五十萬圓を夫々融通したるが、他方復興貯蓄債券收入金を以てする震災地復興資金は、債券發行の都度引續き融通せられたること論を俟たざる所なり。

飜て考ふるに運用金の取扱に就きては預金規則第六條に『預リ金ノ運用ハ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルモノトス』とあり、又中央備荒儲蓄金・預金局預金・郵便貯金預所貯金・郵便爲替金特別會計法第四條に『預金局預金ハ日本銀行ヲシテ之ヲ運用利殖ヲ取扱ハシメ』云々とあり、預金部預金法に於ても其の第五條に於て『預金部資金ノ運用ニ關スル事務ハ大藏大臣ノ定ムル所ニ依リ日本銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム』とある如く、終始日本銀行をして之を行はしめたる所なるが、其の日本銀行取扱の關係に至りては前後必ずしも同じからず。卽ち先づ之を預金局時代に就きて見るに、同局は其の運轉資本を以て日本銀行をして公債證書・大藏省證券及日本郵船會社の株券を購入せしめ、又は日本銀行へ預ケ金を爲し、以て其の利殖を計りたるに過ぎざるものにして、其の有價證券若くは地金銀を抵當として國立銀行其の他へ貸付け、或は國庫の都合に依り出納局へ貸付金を爲したるは日本銀行直接の行爲に屬し、預金局は唯之が貸付資金を時々同行へ預入したるに過ぎざるなり。其の後明治二十六年九月大藏省預金が金庫出納役直接の取扱に移るや、爾後預金運用の場合には敢て日本銀行預入の方法に依らず、中央金庫及日本銀行に對する大藏大臣の拂出又は受入命令に基き兩者の間に授受を行

はしめたるものにして、卽ち必要に應じ大藏大臣は金庫出納役に命じて其の保管する所の現金又は有價證券を日本銀行へ交付せしめ、日本銀行は其の現金を以て公債證書を購入し、又は當座預金として取扱を爲し、或は交付を受けたる有價證券の賣却等に當りしものなり。從て均しく日本銀行の取扱に屬すと雖も、其の關係に於ては預金局直接取扱時代に比し異るものあるを認めざるべからず。更に大正十一年度以降國庫預金制度の採用に伴ひ、日本銀行は大藏省よりの運用金交付通知書に依り預金部當座預金中より振替へて運用の取扱を爲すこととなれり。

尙ほ日本銀行に於ける運用金の取扱に關しては、上述の如く先づ明治十八年六月日本銀行に對する運用金取扱命令書を以て詳細に其の手續を定め、其の後二三の改正あり、明治二十六年九月金庫出納役に對する大藏大臣達第一六三五號を以て預金運用上の出納手續を制定して爾來之に依りしが大正十一年三月會計制度の改正に伴ひ之に大改正を加へ、尋いで大正十五年七月の改正に當り名稱を日本銀行預金部出納取扱手續と改稱せり。

運用利率其の他に關しては以下運用方法の區別に從ひ、節を趁うて順次說述すべし。

第二節　國債證券

預金部資金を國債證券に投資して運用したる事歷は極めて古く、明治十八年二月時の大藏卿が太政官に提出せる『預金規則ノ義ニ付上申書』中にも『預金運用利殖ハ諸公債證書其他政府發行ノ手形及政府ノ保證ニ係ル證券類ヲ購收シ又ハ右證券類及地金銀ヲ抵當ト爲シタル（日本銀行ヘノ貸付ハ此限ニアラス）貸付ニ限ルモノトシ其取扱ハ日本銀行ニ命任可致候』とあり、預金部資金の國債證券投資は其の主要なる運用方法として、明治十八年七月預金局に於ける預金取扱と共に實行せられたる所なり。更に國債局取扱時代に溯れば、明治九年五月改正準備金取扱規則の施行以來、其の取扱に係る預金は準備金中の活動資本と共に公債證書に交換して利殖せられしが、明治十四年十二月準備金取扱規則の改正に伴ひ、準備金中に於ける運用の途杜絕するや、當時現在の預金は總て準備金中購收貯藏するの公債證書と交換して利殖を圖りたること既述の如し。要するに國債證券投資は明治九年以來大正末年に至る迄終始變らざる預金運用の一方法たりしなり。

國債局取扱に係る預金の運用は、既述の如く明治九年五月改正準備金取扱規則施行以來同十八年六月に至る期間にして、此の期間に於ては準備金中の預金として、準備金中の所謂活動資本に混同して利殖を圖りたるものなるを以て、其の計數を知るに由なきも、其の運用は出納局に對する貸付金大部分を占め、國債投資は極めて少額なりしが如し。卽ち當時出納局貸付金なるものは、曾て國庫が財政上の都合に由り國債局取扱の預金中より借入を爲したる金額五百二十萬圓ありて、未だ其の返濟の期に達せざるに先立ち、明治十八年七月一日以降預金規則の實施せられたる結果、國債局は其の金額を預金局へ引繼がざるを得ざるに至りしを以て、大藏卿は其の金額を一旦國債局へ返戻せしむることとし、同時に國債局は之を預金局に引繼ぎ、更に預金局預金中より日本銀行を經て出納局へ貸付を爲さしめたるものなり。斯くして預金局の設置と共に、一般會計に對する貸付金の嚆矢を作りしが、其の後預金の漸增に伴ひ、日本銀行を經て出納局へ貸付たる金額は頗る多額に上りたるものとす。一方國債證券に對する投資も重要視せられたるものにして、殊に明治十九年五月預金額が略ぼ二千萬圓に達するや、國債證券に對する投資も漸次增加したるが、當時金融緩漫にして資金の需要少く、次第

に公債證書の騰貴を見たる結果之に放資するの時機を失したるものの如く、六十餘萬圓の遊資を擁するに至れり。

明治二十二年從來の預金運用方法を一變し、預金の運用は原則として日本銀行定期預ヶ金（利率年三分）の一途とし、公債證書に投資する場合は之を左の如く限定したり。

預金運用取扱方改正ノ件（明治二十二年十月二十九日大藏大臣決定）（抄錄）

第一　預金局現在ノ公債證書諸證券類ハ第二ヨリ第四迄ノ外ハ以後購入セザルモノトス

第二　備荒儲蓄課預リ金ニ對シ供置ノ公債證書ヲ現金ニ引換ル節ハ明治二十二年三月三十日御達ノ趣ヲ以テ振替購入スルモノトス

第三　整理課取扱ニ係ル貸付返納金ニ對シ諸公債證書ヲ以テ上納ノ節ハ明治十八年十月二十三日伺定之趣ヲ以テ購入スルモノトス

第四　下ノ關償還金及朝鮮政府補塡金ノ支出ヲ要スルトキハ豫テ供置ノ公債證書ヲ振替購入スルモノトス

第五　現在公債證書ノ內當籤ノ分ハ整理公債證書ニ交換スルモノトス但都合ニ據リ現金ニテ受入ルコトアルベシ

右第二に所謂明治二十二年三月三十日達とは、中央儲蓄金預金の公債引換方に關するものにして即ち備荒儲蓄課より預入したる該預金は、其の中一箇年の支出豫算額を除き一切之を五分利以上公債證書に引換ふべきことを指令したるものを指し、第三に所謂明治十八年十月二十三日伺定とは、諸貸下金返納に對し納付する公債證書買入相場は之を東京株式取引所直取引相場に據ることとなしたるものを指す。而して右決定に基き、大藏大臣は明治二十二年十月二十九日日本銀行に對し預金運用に關する細目を通達する所あり（前節參照）、預金の運用すべきものは日本銀行定期預ヶ金と爲すべきことを命じたるが、翌明治二十三年五月右定期預ヶ金を當座預ヶ金と爲し、引續き年三分の利子を附することとせり。然るに其の後明治二十六年の交に至り市場の金融狀態預る緩漫となり、日本銀行は前に一言したる如く預金部の當座預金（當時三百萬圓內外）に對し、年三分の利子を附するが如きは到底繼續し得ざるに至りたるを以て、同年三月日本銀行より此等の事情を具して預金局長に協議する所あり、詮議の結果大藏大臣の決裁を經て漸次日本銀行預ヶ金を公債證書に放資するの方針を採るに至れり。然るに當時市場には公債證書拂底して殆ど賣却するもの、なき狀態なりしを以て、暫く時機を待ち、同年六月に至り市價の影響を及ぼさざる範圍內に於て漸次公債證書を買入ることとし、其の旨日本銀行に照會し、次いで七月六日大藏省指令を以て預金局當座預ヶ金を無利子とせり。此の時に當り預金は益〻增加して遂に四百八十餘萬圓の遊資を擁するに至り、一方公債證書に對する投資も市價の暴騰を恐れて豫定の如く進捗せしむること能はざりき。仍て同年七月預金局長より此の遊資を以て外國公債證書を購入して利殖を圖らんことを大藏大臣に上申したるも、遂に實現するに至らず、右日本銀行預金部預ヶ金は悉皆之を拂戾して中央金庫に雜部保管金として委託するの已むを得ざることとなれり。事情此の如き狀態なりしを以て、同年八月日本銀行をして整理公債證書額面九十九萬一千七百圓（此の代價百九萬七千二百六十三圓六十五錢）を購入せしめたるのみにして、其の後國債の購入は一時中止せられしも、幾許もなくして前述の如き狀勢は緩和せられ、殊に明治二十九、三十の兩年度には預金の激增に伴ひ國債投資額多く、三十年度末現在に於ては五千六百萬圓を突破したり。

之より需明治二十六年九月大藏省令第二十二號の發布に依り、同年十一月一日以降預金局預金を

金庫出納役直接の取扱に移し、爾後運用の方法としては單に公債證書を購入して利殖を圖り又は日本銀行へ預ヶ金を爲すの方針を採り、國立銀行其の他へ貸付金を爲さしむるが如き方法は絶えて採用せざりき。而して其の運用に關する順序に就ては、大藏大臣が金庫出納役及日本銀行へ其の都度令達して常に金庫に保管する所の現金及有價證券を日本銀行へ交付せしめ、日本銀行は其の現金を以て公債證書を購入して之を金庫に納付し、又は當座預り金として取扱を爲し、若くは其の令達に依りて交付を受けたる有價證券を賣却して其の代金を金庫に納付し、金庫出納役は其の運用に係る出納及計算を整理して各其の成績を大藏省へ報告せしめ、而して右預金の運用に關する方法及順序は明治二十七年預金局が廢止せられ、主計局が其の取扱を繼承するに至りて後も何等變更を見ざりき。

明治三十年五月以降閣議の決定に基き、日本銀行をして預金部に屬する軍事公債中、四千三百萬圓を倫敦市場に於て賣却せしめたることあり、又明治三十二年所謂三基金の設置ありて、三基金中教育基金及災害準備基金に係る預金各一千萬圓は、之を以て五分利公債（災害準備基金は臺灣事業公債をも）を購入して利殖することとなり、尙ほ明治三十五年には五分利公債五千萬圓を日本興業銀行に賣却し、同行をして之を倫敦市場に於て賣却せしめたる等のことありて、公債投資額は其の都度著しき增減を見たり。

右に述べし如く明治二十六年十一月以降に於ける預金の運用は、主として日本銀行預ヶ金及公債證書の購入竝に賣却其の他日本郵船會社株券等に對する投資にして、右の內公債證書に對する放資其の主位を占め、日本銀行預ヶ金の如きは比較的僅少なりき。蓋し購入公債證書の巨額に上りし所以のものは、利殖の方法確實にして便且つ有利なるに由りしは勿論、或は預金を以て公債證書購入（明治二十三年八月法律第七十五號に據る）の場合には預金部所有の公債證書を以て之に充用せしめ、或は政府が財政上の必要に基き金融逼迫の際公債を發行せざるを可からざる場合には預金部をして之を購入せしめ、或は預金部所有の軍事公債等を外國市場に於て賣却せしむる等、財務行政の當局者たる大藏大臣が時の金融の緩急に應じ預金を主として公債證書に運用し、一般國家財政の運營上に利便を與へんとするの政策を採りたる結果に外ならざるなり。

明治三十七年二月日露戰役起るや、大藏大臣は同年六月三十日金庫出納役に命じて同年以降數年に亙りて、一時賜金に充つる爲め預金部所有の公債證書を陸海軍兩省に賣却せしめ、又明治三十九年以後は其の特別賜金に充つるの目的を以て同樣公債の賣却を見、此等公債の額は通計一億六千五百萬圓に達せしが、他方同戰役に關する行賞賜金として交付せられたる公債證書は之を預金部に於て買上ぐることとなり、明治三十九年十月以降之を實行して其の買上總額六千七百餘萬圓に及べり。

尋いで明治四十三年大阪に本店を有する日本貯金銀行が其の營業を廢止して任意解散するや、其の取扱に係る貯金は全部郵便貯金に振替へ、其の有する公債は總て之を預金部に於て買上ぐることとなり、同年九月及十月の兩月に於て額面六百六十八萬餘圓の公債を買上げ、大正三年の戰役に關する一時賜金として交付せられたる公債三百七十餘萬圓も亦大正五年四月以降預金部の買上ぐる所となれり。

大正五年十一月には當時に於ける金融調節の目的を以て預金部の保有公債四百五十萬圓を日本銀行をして一般市場に賣却せしめたることあり、其の後は特記すべき事件もなく經過せしが、大正十

三年に至り政府が所謂公債非公募主義を採るに及び、預金部の公債引受額は頓に增加し、政府の公債政策に寄與する所甚だ多かりき。又大正十五年四月には日本興業銀行外二行が、其の對支借款關係債務整理に關する法律に基き交付を受けたる國債證券中五千二百二十八萬千九百五十圓を買入れ三銀行をして曾て預金部の融通に係る對支投資關係興業債券借換資金三千萬圓、對支投資關係興業債券發行差損額補塡資金四百六十七萬圓及對支借款延滯利子救濟資金千三百萬圓の償還資金に充てしめたり。

以上に述べし所は固より預金部の國債投資に於ける著しき事例を掲げたるに過ぎず。其の他預金部は隨時國債證券の應募、引受又は買入を爲し、尙ほ資金の都合に依り或は各特別會計其の他相手方の必要に基き、其の所有する國債證券を買却し來れるものにして、其の投資額の增減は常なしと雖も、要するに國債證券は預金部資金運用の大宗を爲したるものなり。

尙ほパロン・シーボルト恩賜金（明治十五年八月乃至二十一年十月預入）、下ノ關償金返還金（明治十七年三月乃至二十三年三月預入）の各預金が夫〻公債證書を以て利殖せられ、其の利殖金を以て更に公債を購入し、斯くて漸次之が增殖を圖りたることは既に述べたる所の如し。

預金部保有國債證券各年度末現在高表（一）總額

年度	現在高	年度	現在高
明治一八	九六四、二七六円	明治二〇	二二、三八七、一〇四円
同一九	一四、四五七、一七四	同二一	一八、三〇三、〇八二
同二四	二〇、五九二、四五一	同三六	四八、六九七、一六〇
同二五	二〇、三三〇、八八一	同三七	四四、一三四、九一九
同二六	二三、〇〇八、〇〇四	同三八	三九、二〇七、五七二
同二七	二三、八五一、三九九	同三九	五七、九二九、〇〇五
同二八	五三、六一〇、〇一五	同四〇	一〇九、九二七、七一七
同二九	五六、四〇八、一九九	同四一	一二二、〇六一、四八九
同三〇	三二、九二五、九一五	同四二	一八四、三四三、一八八
同三一	二六、五一四、二六七	同四三	一二九、〇二九、五四八
同三二	五〇、四三一、七三二	同四四	一二八、一八八、二九九
同三三	六〇、一六六、二四九	大正元	一一二、九一一、五六三
同三四	六一、三五二、九四五	同二	一〇一、八七五、三八八
同三五	四二、〇四一、五三五	同三	五二、五二六、四一六
同三六	四八、六九七、一六〇	同四	六六、一七三、〇五五
同三七	四四、一三四、九一九	同五	六八、五九〇、三六八
同三八	三九、二〇七、五七二	同六	五八、五九三、六四一
同三九	五七、九二九、〇〇五	同七	七〇、五五六、三〇五
同四〇	一〇九、九二七、七一七	同八	一〇三、七八八、〇二〇
同四一	一二二、〇六一、四八九	同九	一一五、五六四、三一六
同四二	一八四、三四三、一八八	同一〇	一六八、五七五、七八〇
同四三	一二九、〇二九、五四八	同一一	二三九、七七九、一九二
同四四	一二八、一八八、二九九	同一二	二三七、三七〇、五五四
大正元	一一二、九一一、五六三	同一三	三〇九、〇六三、四八四
同二	一〇一、八七五、三八八	同一四	三〇六、二〇三、五〇五
同三	五二、五二六、四一六	昭和元	四一七、六三三、四二二

（備考）現在高は保有價格を掲ぐ。

預金部保有國債證券各年度末現在高表（二）種類別

種別	明治三十四年度	同三十五年度	同三十六年度	同三十七年度	同三十八年度	同三十九年度	同四十年度
舊公債	三八、二九九円	三八、三七四円	三四、四六〇円	三一、五四六円	三〇、六五二円	二八、七一七円	二八、八〇三円
整理公債	七四〇、六四四	一四二、八六六	一四二、七九七	一、〇一〇、一三三	九、五一三、〇七〇	八、五〇二、一四九	七、五九〇、〇九六
軍事公債	三四二、五七七	六五五、九三四	一五〇、一四四	六六六、九七	五、六〇一、六四九	五、五九八、五九六	五、六五二、二八八
臺灣事業公債	二、六四八、七一〇	二、八〇〇、八六六	—	—	二、八三五、九一七	二、八六六、七一六	二、八六六、一二六
五分利公債	五七、五三二、七三四	二九、一〇七、四八三	四二、二九九、七三四	四三、二九九、七三	—	—	—
特別五分利公債	—	—	—	—	—	一九、七九七、四六五	一九、七九七、四六五

種別							
國庫債券	—	—	—	二三六、二三〇	二三六、三一五	二三三、二四二	一九一、六二九
合計	六一、三五二、九四五	四三、〇四一、五三五	四八、六九七、一六〇	四四、一三四、九一九	三九、二〇七、五七二	五七、九二九、〇〇五	一〇九、九二七、七一七

種別	明治四十一年度	同四十二年度	同四十三年度	同四十四年度	大正元年度	同二年度	同三年度
舊公債	二四、八八八円	三、九七三円	二、〇五九円	一九、一四四円	一七、二三〇円	—円	—円
整理公債	六、二四五、六五八	四、八〇三、五五八	—	—	—	—	—
軍事公債	五、五八五、八〇六	九、〇六三、八七二	—	—	—	—	—
五分利公債	四九、七二三、〇九九	四九、一六三、一六三	三一、六二三、二四二	三一、五二九、六五八	三一、一五一、五三三	二七、七三七、九四一	二五、七二九、二四一
甲號五分利公債	五九〇	三、八七四	五、一二七、六〇一	五、一一七、九四三	五、一一〇、四七八	二、〇六五、七四五	七七〇、九七五
乙號五分利公債	一三九、五九六	一四七、五二八	一六七、三二四	—	—	—	—
特別五分利公債	五一、五四八、二四三	一〇九、〇八三、八一五	六〇、二七四、六一九	五六、八九四、三三三	五二、六六三、六六三	四八、一四五、六五五	二、六二六、二二六
第一回四分利公債	—	二、五〇〇、〇〇〇	二、七三三、六〇八	一、三八〇、五六六	二六八、四八四	一一三、四七七	二〇七、八六七
第二回四分利公債	—	—	二五、一七〇、〇〇七	二四、九三五、三八四	二四、七〇〇、一八三	二三、八二三、五六八	二三、一九二、一一五
國庫債券	八三、〇六八	八一三、八三四	四〇七、六九八	—	—	—	—
韓國起業公債	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—
第一回四分利英貨公債	二、一四九、九一九	二、一四九、九一九	二、五一五、三九〇	二、五一五、三九〇	—	—	—
第一回及第二回四分半利英貨公債	五、五八一、六二三	五、五八一、六二三	—	四、七九五、八八九	—	—	—
合計	一三三、〇六一、四八九	一八四、三四三、一八八	一二九、〇二九、五四八	一二八、一八八、二九九	一一三、九二一、五六三	一〇一、八七五、三六八	五二、五二六、四一六

種別	大正四年度	同五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度
五分利公債	二五、三七五、八九七円	二六、四三二、五八四円	二九、〇九八、九六九円	二八、七五二、一四一円	二三、三八九、六七五円	二六、一八八、七三五円
甲號五分利公債	六一七、二二六	一一、三三三	五、七三三	三、五三八	一〇、三三一	一七、二九六
特別五分利公債	二、五三三、〇四六	六八一、五七八	二九三、一九四	四六、八三八	二三一、九八五	一五七、四三三
恩賜五分利公債	—	九三五、〇一三	八八四、七二二	八〇九、七三四	七六三、三三九	六八六、六三六
第一回四分利公債	五一九、四〇三	一六九、〇七五	一三、五八二	八六、五〇二	四一、一一九	三〇〇、三六六
第二回四分利公債	三、七四六、三九五	三、五九四、〇九四	三、四四二、四一六	三、四〇五、九五七	三、五五四、三一五	三、六八四、六七二
國庫債券	—	—	一、〇四〇	五、八四三	四〇、九七四	三八、八四四、八六二
鐵道債券	—	四八	二、〇二七	三、二三一	一、五三一	一、六〇九
臨時國庫證券	—	—	九八	三、五九〇、一三〇	五〇、八九八、一四〇	四、一一九、四九四
佛貨國庫證券	八、五五〇、五五一	—	—	—	—	—
朝鮮事業費國庫證券	—	—	三一四	一、八二四	五、一八四	八、九七二
第四回滿鐵社債	—	—	—	—	—	二、八五四、四〇八
第二回四分利英貨公債	二七四、九三五	二七四、九三五	二七四、九三五	二七四、九三五	二七四、九三五	二七四、九三五
第三回四分利英貨公債	五、五七六、六〇六	五、五七六、六〇六	五、五七六、六〇六	五、五七六、六〇六	五、五七六、六〇六	五、五七六、六〇六
第一回四分半利英貨公債	—	六、七七七、七三二	—	—	—	八、二三四、七二九
第二回四分半利英貨公債	—	三、一四八、三三七	—	—	—	五、六一三、五七六
合計	六六、一七三、〇五五	六八、五九〇、三六八	五八、五九三、六四一	七〇、五五六、三〇五	一〇三、七八八、〇三〇	一一五、五六四、三二六

種別	大正十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
五分利公債	三六、〇五九、八二七円	四〇、九一九、四六一円	三五、六六二、八九一円	一三〇、四八九、五八二円	一八三、三八七、八四六円	二四九、四三五、四四八円
甲號五分利公債	二三、七三三	四三、一二五	九九〇、四五二	九七二、二九七	九八六、八一七	一、〇〇八、七四九
特別五分利公債	二九、四七五	二三一、六一六	二三七、四〇八	二五六、〇〇八	三四一、三七三	四〇六、一六〇
恩賜五分利公債	六八六、六三六	六八六、六三六	六八二、一六七	六八二、一六七	六三三、五五四	六三三、五五四
第一回四分利公債	一三、三一九	六八、九八四	一〇二、五九二	一四四、三七七	一六五、八三〇	二一一、九七三
第二回四分利公債	三、八五二、二七四	三、八八二、七九六	三、八八六、二五三	三、九〇三、三三四	一八、五一七、七七七	一八、五三三、三九八
國庫債券	六二、一六〇、三四三	八九、九八二、一四九	一一五、〇七五、八六一	八七、七〇五、六一三	六三、五七八、六四四	七〇、二七〇、一七九
鐵道債券	一、八八一	三、三〇七	二、五九二	二、五九二	二、五九二	三、五五五
臨時國庫證券	七、九六五、七六一	三三、五四六、二三六	五、八三三、七一二	四五、九四四、六七二	一九、四八九、三九九	二、一八九、五九二

朝鮮事業費國庫證券	一三、二七九円	一円	一円	一円	一円	一円
第四回滿鐵社債	二、八五四、四〇八	二、八五四、四〇八	二、八五四、四〇八	二、八五四、四〇八	二、八五四、四〇八	二、七六六、六三一
第二回四分利英貨公債	二七四、九三五	二七四、九三五	二七四、九三五	二七四、九三五	二七四、九三五	二七四、九三五
第三回四分利英貨公債	五、五七六、六〇六	五、五七六、六〇六	五、五七六、六〇六	五、五七六、六〇六	五、四二八、三七一	五、〇三一、〇七七
第一回四分半利英貨公債	一六、一九五、五四二	二五、六九三、〇三〇	二八、一九九、五九三	—	—	—
第二回四分半利英貨公債	一三、六七八、七五四	一七、〇一五、八九八	一八、九九一、〇七九	—	—	—
六分利英貨公債	—	—	—	一一、二五六、九九九	一〇、五五二、九五四	四七、八九〇、一六五
合計	一六八、五七五、七八〇	二三九、七七九、一九二	二三七、三七〇、五五四	三〇九、〇六三、四八四	三〇六、二〇三、五〇五	四一七、六三三、四二二

（備考）明治三十三年度以前は不詳。

第三節　外國國債證券

第一款　韓國國債證券

韓國公債の預金部引受は夙に明治三十八年七月韓國政府の發行せる國庫證券（利率年七分、償還期限五箇年、据置期間三箇年、發行價格九十五圓以上）二百萬圓を預金部に於て引受けたるに初まりしが、同國庫證券は同年十月之を日本興業銀行に賣却したり。

越えて明治四十一年三月に至り、韓國に於ける郵便貯金は韓國公債又は債券額に運用するの道を開くの方針を取り、其の方針を以て大藏省に於て詳細取調を行ひ、其の結果を度支部次官に通報するごとに、大藏次官と度支部次官との間に覺書の交換ありしが、同年十二月右に基き韓國起業公債百萬圓を利率年六分、期限十五箇年（据置五箇年）の條件に依り預金部に於て引受け、韓國政府は右公債金を農工業資金として各種金融機關を通じ放資したり。右起業公債は其の後日韓併合と共に我が國に承繼せられ、大正二年三月全額の償還を受けたり。

預金部引受韓國國債證券一覽表

證券種別	發行年月	發行高	利率	償還期限	備考
國庫證券	明治三八年・七月	二、〇〇〇、〇〇〇円	七年・〇分	五箇年（三箇年据置）	發行價格九五圓明治三十八年十月興業銀行へ賣却
起業公債	同　四一・一二	一、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	一五箇年（五箇年据置）	大正元年三月期限前償還

第二款　四分利付支那債券

支那政府は明治三十三年の北清事變の結果、右事變に因り損害を被りたる國家竝に個人に對し總額四億五千萬兩の賠償を爲し、我國亦四千八百九十五萬三千八百九十一圓餘（內政府の分四千七百五十七萬四千圓、個人の分百三十七萬九千八百九十一圓餘）を受領することとなりしが、支那政府は右賠償金を、明治三十五年以降三十九箇年間に元利濟崩年賦法に依り償還すべき、利率年四分の債券を以て交付し來れるを以て之を現金に換ふるの必要上、全部預金部に於て買上ぐることに決定せられたり。斯くて預金部は明治三十五年十月以降之が買上を實行したるが、其の買上狀況は左の如くにして、政府は本債券賣却代金を以て北清事變の爲め消費したる軍艦水雷艇補充基金二千萬圓の補塡及日本銀行借入金の仕拂竝に臨時國債償還の資に充てたり。

買入回次	買入年月	額面	買入價格 百圓に付	買入價格 總額	備考
第一回	明治三五年・一〇月	一、三七九、八九一・七〇〇円	八八、一二四・〇〇〇円	一、二六、〇一五・五九八円	個人の分
第二回	同　三五・一一	三〇、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	七〇、〇〇〇・〇〇〇	二一、〇〇〇、〇〇〇・〇〇〇	政府の分
第三回	同　三六・三	一七、五七四、〇〇〇・〇〇〇	七〇、〇〇〇・〇〇〇	一二、三〇一、八〇〇・〇〇〇	政府の分
合計		四八、九五三、八九一・七〇〇	七〇、五一〇・八七一	三四、五一七、八一五・五九八	

本債券の元利は倫敦に於て磅を以て(日本金貨九圓七十六錢三厘に付英貨一磅の割合)仕拂はるるの定にして、爾後多少の延滯ありしも大體豫定通り償還を見來りしが、大正六年に至り支那政府は同國の參戰問題に關聯し、聯合國政府に對し同國財政援助の趣旨を以て北清事變賠償金の償還を十年間延期せられ度き旨要求する所ありたるを以て、我邦は他の聯合國と共に、右賠償金の支拂を千九百十七年十二月一日以降五箇年間無利子延期を認めたり。而して該延期金は期限に至り償還を要求することを得るも、其の償還方法は關係各國に於て各自決定し、期限前に之を支那政府に通告することとなりたるが、其の間に於ける預金部の利子損失は、本債權の拋棄が天皇の大權事項たる條約に基きしものなるのみならず、預金部の損失は結局國庫に於て負擔すべきものなるが故に、已むを得ざるものとして特に當時之が補償の問題を生ぜざりしなり。而して其の後政府部內に於ては支那の產業を開發し、其の國利民福を增進せしむるの目的を以て、將來受領すべき北清事變賠償金を支那政府に還附し之が爲め預金部の蒙るべき損失は五分利公債を以て補償すべしとの議ありしも實現するに至らずして已みたり。然るに大正十一年に至るや、我國は前述大正六年十二月以降五箇年間延期の分を大正十一年十二月以降に順次繰下げ支拂はしめ、其の後の分も全部五箇年順次繰下のことに決定し、且

つ大正十一年十二月以降支那政府が本邦に對し支拂ふべき本賠償金に就きては、日支親善の目的を以てする對支文化事業助長資金に充當する爲め、之を對支文化事業特別會計の歲入に繰入るることと爲したり。仍て之が實行の方法として預金部の保有する四分利付支那債券は大正十二年四月之を同特別會計へ引繼ぎ、預金部は其の代償として大正十一年十二月分以降同債券に依り受領すべかりし元利額七千二百十萬八千七百七十六圓四十四錢八厘を、同債券の償還年割表と同一の年割に依り一般會計より支拂を受くることとなり、一般會計は其の支拂義務を證すべき四分利付支那債券元利補償證書を預金部に交付し、預金部は之に依り年次支拂を受けて大正末年に至れり。

預金部保有四分利付支那債券(後に同債券元利補償證書)各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高	年度	現在高
明治三五	一二、三八六、四一一円	明治四四	三三、七二二、六六四円	大正九	三一、五二四、〇〇八円
同　三六	一二、三一九、六五五	大正元	三三、六二二、二〇一	同　一〇	三一、五二四、〇〇八
同　三七	二三、五二四、二〇二	同　二	三三、二八四、七五四	同　一一	三一、五二四、〇〇八
同　三八	三四、二四一、四二六	同　三	三三、〇四九、五六〇	同　一二	三〇、二六二、五五九
同　三九	三四、一六二、一七一	同　四	三二、六一〇、〇一二	同　一三	二九、〇九八、一四七
同　四〇	三四、〇八六、一五八	同　五	三二、〇六二、二六四	同　一四	二七、九三三、七三四
同　四一	三四、〇〇七、〇八一	同　六	三一、五二四、〇〇八	昭和元	二六、七六九、三二二
同　四二	三三、九二四、八一五	同　七	三一、五二四、〇〇八		
同　四三	三三、八二二、七一二	同　八	三一、五二四、〇〇八		

(備考)　大正十二年度以降は四分利付支那債券元利補償證書の現在高とす。

第三款　支那政府國庫證券

日支兩國の陸軍共同防敵に關する軍事協定の趣旨に基き、支那の國防用軍隊の編成及戰爭參加に要する經費に充つる爲め、大正七年九月二十八日支那政府と我日本興業・臺灣・朝鮮三銀行との間に二千萬圓借款（所謂參戰借款）成立し、三銀行に於て利率年七分（外に手數料一分）、期限一箇年の支那政府國庫證券二千萬圓を引受けしが、右債券は卽日七分八厘の割引歩合を以て預金部に於て買上げたり。然るに預金部は大正八年七月に至り本債券を臨時國庫證券收入金特別會計へ七分八厘の割引歩合を以て賣却したり。其の大正七年度末に於ける預金部保有現在高は千八百四十四萬圓なりとす。

第四款　支那政府償還內外短債八釐債券（九六公債）

大正十年末以來支那政府は鹽稅剩餘を擔保とする短期內外債整理の爲め、鹽稅剩餘擔保公債九千六百萬弗發行の計畫を樹てしが、翌大正十一年一月に至り支那側銀行團との間に右公債を內債として發行することに交涉成り、鹽稅剩餘を擔保とする本邦側債權者も上述內債に乘換ふることに同意したるを以て、玆に大正十一年二月十一日大總統令を以て償還內外短債八釐債券條例の公布あり、同年六月期限七箇年、利率年八分、發行價格九〇を以てする該債券の發行を見たり。所謂九六公債卽ち之にして其の發行總額九千六百萬弗なりしに因み斯く命名されたるものとす。然るに鹽稅剩餘を擔保とする本邦側債券中には、預金部より其の資金を融通したる興亞公司借款（預金部より臺灣・朝鮮兩銀行へ、兩銀行より中華匯業銀行へ、同行より支那政府へ貸付）及敎育費借款（預金部より興業銀行へ、同行より支那政府へ貸付）參戰追加借款（預金部より正金銀行へ、正金銀行より興亞公司へ、興亞公司より支那政府へ貸付）あり、此等借款の乘換を爲すに當りては、自ら預金部融通金の期限を延長する必要ありたるを以て、橫濱正金銀行・臺灣銀行・日本興業銀行は豫め預金部の承認を得て、大正十一年六月債權八十四圓に對し新債券額面百圓の割合を以て乘換を實行したり。而も之に伴ひ預金部融通金の條件を變更を爲すが如きは實行上著しき困難ありたる爲め、各關係銀行が其の乘換に依り交付を受けたる新債券を額面百圓に付八十四圓五十錢の割合を以て預金部に買上げ、其の代金を以て預金部融通金の償還を行はしむると共に、一方債券の元利支拂延滯し原契約復歸の必要を生じたる場合に於ける適宜の處置、元利拂基金の積立に對する監督竝に元利取立事務等は之を關係銀行に委託し、元利取立手數料として取立額の一分を銀行に支拂ふこととし、左の如く買上を實行したり。

借款名	元債（利息を含む）額面	買上年月	九六公債買上價格	買上債券額面	備考
興亞公司借款	四七〇、〇〇〇、〇〇〇円	大正十二年四月	四六九、九八九円	五五六、二〇〇円	債權額と買上額との差額は現金納付
參戰追加借款	一、七九六、九四四、六五〇 同	二月	一、七九六、九七七	二、一二六、六〇〇 同	
敎育費借款	四五〇、八八七、六七〇 同	一月	四五〇、八九二	五三三、六〇〇 同	同上差額は現金を以て返還

本債券の元利は每年一月及七月の二回に支拂ふものにして、日本側の分に對しては特に金貨拂の裏書あるも、元金に就ては大正十二年五月、同年十月及十四年十二月の三回に亙り、大正十三年一月償還分迄の支拂ありたるのみにして、同年七月分以降延滯し、利子の支拂も其の支拂資金たる鹽稅剩餘の積立皆無となりし爲め、昭和二年一月分以降延滯するに至れり。今本債券の預金部保有各年度末現在高を示せば、大正十一年度末二百二十六萬七千九百七十七圓、同十二及十三年度末二百四十三萬

八千六百八十九圓、同十四、昭和元年度末二百二十四萬五千七百六十九圓なりとす。

第五款　中華民國國庫證券受領權

大正十一年五月批准を見たる山東懸案に關する條約に基く山東懸案細目協定に依り、支那國政府は公有財産引渡に對する補償及山東に於て製鹽業を營める日本人及日本會社に對し、之が利益買收に對する補償として日本國政府に對し千六百萬圓を支拂ふこととなり、內二百萬圓は公有財産引渡後一箇月以內に之を支拂ひ（大正十二年三月實行）殘額千四百萬圓は中華民國國庫證券を以て交付することとなりたり。政府は此の千四百萬圓中より製鹽業者に對する補償を控除したる殘餘を以て對支文化事業費に充當することとなりしが、此等製鹽業者に對しては現金を取得せしむるに非ざれば充分に補償の目的を達する能はず、而も彼等をして自ら該國庫證券を一般市場に賣却せしむるが如きは困難なりしを以て、特に預金部に於て製鹽業者より其の交付を受くべき中華民國國庫證券を買上ぐることとなり、其の買上價格は我政府の定めたる該證券交付價格（額面百圓に付九十圓二十四錢）と同一とせり。然れども當時本證券の作成未だ完成せざりしを以て、預金部は左記條件に依り製鹽業者が支那國政府より該國庫證券の交付を受くる機利を買上ぐることとせり。

名　稱　青島公有財産及製鹽業補償國庫證券
利　率　年六分
償還期限　十五箇年（一箇年据置爾後每年二回均等償還）
但何時たりとも三箇月の豫告を以て全部又は一部の償還を爲すことを得

擔　保　關稅剩餘及鹽稅剩餘
尙支那國政府は他の確實なる擔保物を考慮選定し成る可く速に駐支日本公使と協定するの外將來支那外債整理の場合には本國庫證券を第一次の機會に於て該整理案中に含ましむること。

本國庫證券額面總額千四百萬圓中、製鹽業者補償の分は一千三十九萬二千百五十七圓（此の購入代價九百三十七萬七千八百八十三圓）にして、殘額三百六十萬七千八百四十三圓は對支文化事業特別會計に歸屬せしめられたり。而して右製鹽業者補償の分は全部預金部に於て買上ぐることとなり、又對支文化事業特別會計所屬の分の端數七千八百四十三圓も亦預金部に於て買上ぐることとなりたるを以て、其の結果預金部に於て買入を爲すべき該國庫證券の額面總額は千四十萬圓となれり。斯くて預金部は大正十二年五月以降之が買上を實行し來り、昭和元年度末に於ける買上未濟額は六十二萬四千六百五十二圓に過ぎず。尙對支文化事業特別會計所屬の端數七千八百四十三圓に關しては、大正十四年三月分償還豫定額中より償還あり度き旨申出ありたるを以て、預金部は同特別會計に對して前記十四年三月分償還額五十萬圓中十萬九千餘圓の內入ありしが、同年十二月に至り初めて支那政府より七千八百四十三圓の償還を爲し、爾後同會計との本資金に對する關係を絕てり。今本證券の各年度末保有高を示せば、大正十二年度末九百二十二萬千七百九圓、同十三年度末九百二十二萬八千七百七十五圓、同十四年度末八百八十三萬五千五百二十三圓、昭和元年度末八百七十五萬三千二百三十一圓なりとす。

第六款　英國圓貨大藏省證券

大正六年末以來英國政府は英米爲替相場調節に資する目的を以て、我國に於て一億圓の起債を爲さんとするの企圖あり、我國に在りても對外投資に依りて金融を調節し、輸出爲替資金の疏通を圖るの趣旨を以て之に贊し、彼我の間に交渉を重ねたる結果、大正七年一月に至り契約成立し、英國大藏省は日本に於て額面八千萬圓の英國政府圓貨大藏省證券を發行し、其の代金は日本の手に依り直に米國へ爲替送金したり。右圓貨大藏省證券の發行要項を見るに、發行總額は八千萬圓にして、利率は年五分五厘、發行手數料二分の一バーセント、償還期限一箇年、發行期日は大正七年一月二十一日なりき。本證券發行の議は恰も年末に際せしも當時の事情は此の機會を徒らに遷延するを許さざりしを以て、金融市場の狀況に應じ漸次一般市場に賣出すこととして、一時預金部に於て全額の引受を爲せしが、一月二十六日を以て締切られたる臨時國庫證券の應募好況なるに鑑み、同月三十日以降日本銀行をして割引日歩一錢六厘以下を以て漸次民間に賣出さしめ、大正七年中全部の賣却を了したり。越えて大正八年一月、本證券の償還期日に先だち日英兩國政府間に借換の契約成り、利率年六分、發行手數料七厘五毛、期限一箇年の新圓貨大藏省證券額面八千五百八十萬圓を預金部に於て引受け、日本銀行をして滿期日に至り右引受代金の內を以て舊證券を償還せしめたる上、同日以後割引日歩一錢七厘以下を以て再び新證券を民間に賣出さしめ、同じく年內に賣却を了せり。其の後右證券中七千萬圓は期限に至り再び借換を行ふこととなり、七千萬圓を甲乙二口に區別し、五千萬圓は一年期限、二千萬圓は半年期限とし、利率は何れも發行手數料を含み年七分二厘五毛と定め、大正九年一月十六日預金部に於て新證券全額を引受け、卽日日本銀行をして賣出を爲さしめたり。然れども其の利率が市場利率に比し低率なりし爲め賣行捗々しからず、大部分預金部の引受に了りしが、其の後本證券は臨時國庫證券收入金特別會計へ賣渡され、大正八年度末には預金部貸借對照表より其の跡を絶つに至れり。

預金部引受英國圓貨大藏省證券一覽表

發行年月	發行高	利率	償還期限	備考
大正七年一月	八〇、〇〇〇、〇〇〇圓	年五・五〇	一箇年	外に發行手數料として發行額の五厘を受く。大正七年中全額賣却濟
同八、一	八五、八〇〇、〇〇〇	六・〇〇	一箇年	外に發行手數料として發行額の七厘五毛を受く。大正八年中全額賣却濟
同九、一	五〇、〇〇〇、〇〇〇	七・二五	一箇年	大正八年度末迄に全額賣却濟
同九、一	二〇、〇〇〇、〇〇〇	七・二五	半箇年	

第七款　佛國圓貨大藏省證券

佛國圓貨大藏省證券は歐洲大戰に際し我國が佛國に賣渡したる驅逐艦賣却代金調達の爲め、大正六年三月以降四回に亙り合計二千六百二十四萬二千圓を發行せられたるものにして、全部預金部に於て之を引受けしが、內七百萬圓は同年十一、十二月中に鴻池銀行に賣却せられたり。尋いで大正七年十月右大藏省證券滿期借換の爲め、期限一箇年割引歩合六分、手數料一分を以て新に圓貨大藏省證券額面二千八百二十一萬八千圓の發行あり、前回同樣全部之を預金部に於て引受け、內七百萬圓を同時に鴻池銀行へ賣却し、殘額二千百二十一萬八千圓も大正八年八月中臨時國庫證券收入金特別會計へ賣却せり。本證券の各年度末保有高を示せば、大正五年度末四百四萬四千七百二十三圓、同六年度末千七百七十九萬二千五十圓、同七年度末千九百七十三萬二千七百四十圓なりとす。

預金部引受佛國圓貨大藏省證券一覽表

發行年月	發行高	利率（割引）	償還期限	備考
大正六年三月	四、四七一、〇〇〇圓	年五・〇	大正七年一〇月末	外に發行手數料として發行額の一分を受く。大正六年十一月及大正六年十二月、內七百萬圓を鴻池銀行へ賣却
同　六、五	四、四二二、〇〇〇	六・〇	〃	
同　六、八	八、七一四、〇〇〇	六・〇	〃	
同　六、一〇	八、六三五、〇〇〇	六・〇	〃	
同　七、一〇	二八、二一八、〇〇〇	六・〇	一箇年	外に發行手數料として發行額の一分を受く。大正七年十月、內七百萬圓を鴻池銀行へ賣却

第八款　露國圓貨大藏省證券

我國が歐洲戰役中露國政府に讓渡したる相模外二戰艦の賣却代金は、露國政府をして右代金相當額一千五百五十萬圓の同國圓貨大藏省證券を利率年五分（外に手數料一分）、期限六箇月の條件に依り發行せしめ、日本銀行をして之が引受けに當らしめて決濟することとなり、大正五年四月同國大藏省證券の發行を見たるが、右大藏省證券は發行卽日預金部に於て之を日本銀行より買受けたり。而して預金部の同證券買上價格は割引料と手數料との合計額より、日本銀行が實際支出したる經費を控除したる金額を割引價格と見て計算したり。其の後大正五年十月に至り右露國大藏省證券の期限到來するや、之が全額の借換を認むることとなり、利率年六分（外に手數料一分五厘）、期限一箇年の新債券を前同同樣日本銀行に於て引受けたる上、更に之を預金部に於て買受けたり。次いで當時の緩慢なる金融狀態調節の目的を以て同年十一月日歩一錢六厘を以て、之を日本銀行をして一般市場に賣出さ

しめたるが、其の賣行良好にして卽日賣切となれり。越えて大正六年十月、露國政府は右借換同國大藏省證券の償還資金に充つる爲め、新に額面千六百六十六萬七千圓、利率年六分手數料一分、期限一箇年の大藏省證券を發行し、預金部に於て之を引受けたり。

其の後、臨時國庫證券收入金特別會計保有の露國圓貨大藏省證券中、額面三百六十萬圓を大正七年二・三月中に、又額面十萬圓を大正七年五月に何れも預金部に於て買受けしが、同年十月に至り當時預金部保有の露國大藏省證券額面二千三十六萬七千圓は、悉皆之を臨時國庫證券收入金特別會計へ賣却し終れり。

預金部買入引受露國圓貨大藏省證券一覽表

發行年月	發行高	利率	償還期限	備考
大正五年四月	一五、五〇〇、〇〇〇圓	年五・〇	六箇月	外に手數料一分、日本銀行引受、大正五年四月日本銀行より買入
同　五、一〇	一五、五〇〇、〇〇〇	六・〇	一箇年	外に手數料一分五厘、日本銀行引受、大正五年十月日本銀行より買入、大正五年十一月日歩一錢六厘を以て一般に賣却
同　六、一〇	一六、六六七、〇〇〇	六・〇	一箇年	外に手數料一分、預金部引受、大正七年十月臨時國庫證券收入金特別會計へ賣却

（備考）右の外臨時國庫證券收入金特別會計より大正七年二・三・五月中に買入れ同年十月再び同會計に賣却したる三百七十萬圓あり。

第四節　地方債證券

第一款　概說

明治四十三年八月東京府外七縣に亙り降雨出水に因る道路橋梁及堤防等の被害甚しきものあり

依て預金部より府縣債引受の方法に依り之が應急復舊工事費を融通する所ありたり。之れ卽ち預金部に於ける地方債引受の嚆矢なりとす。爾來預金部は風水害・水害・震災及火山爆發災害等の復舊又は復興費として、或は凶作及旱害等の救濟費として、或は又稀には公共團體・耕地整理組合及水利組合等の特殊事情に基く財政整理資金等に充てしむる爲め、地方債を引受くること年と共に增加し、昭和元年度末に於ける預金部の地方債保有高は實に二億二千百五十三萬餘圓に達せり。蓋し初期に於ける預金部の地方債引受は時機に應じて必要なる資金を融通せるものの如く、從て之が實質は預金部資金の利殖又は地方還元等を目的としたるものにあらずして、寧ろ其の時々に於ける各種の救濟を主たる目的としたるものにして、之を實際に就きて見るも多く災害復舊費及財政整理費等に充當せられ、殊に風水害復舊費が其の大部分を占めたり。尙明治四十二年五月遞信・大藏・內務三次官の通牒あり、同年度以降所謂預金部普通地方低利資金の融通を見、地方公共團體に對しても亦各年度の運用計畫に基き預金部資金を融通することとなりたるも、其の融通方法は當初以來勸業債券又は北海道拓殖債券の引受に依りたるものにして、地方債引受の方法に依りたるものにあらず（因に云ふ、地方債引受の方法に依り普通地方低利資金を融通したるは昭和二年度以降に屬す）。

右に述べし如く、預金部に於ける地方債の引受は當初災害に基く救濟を主としたるものにして、就中水害復舊資金其の大部分を占め、殆ど每年度相當多額の融通を見ざることなく、後年に至るや恒例的に各年度の運用計畫中に本資金（後の災害復舊資金）の融通決定を見るに至れり。明治四十三年青森市の火災に際し火災復舊資金を融通し、其の後屢〻此の種資金の融通あり、又明治四十四年には前年の水害に伴ひ、宮城縣に對する耕地整理事業資金・町村教育費補塡資金融通せられしが、町村教育費補塡資金は其の後大正十三年岡山縣に於て旱害の影響を受けたる町村に對しても融通せられたる事例ありき。

之より嚮大正元年には極めて短期なりしも東北凶作救濟資金の融通あり、越えて大正八年に至り始めて社會事業資金融通せられ、爾後每年度略〻千萬圓程度の融通決定を見、住宅・公設市場・簡易食堂職業紹介所・共同宿泊所・實費診療所其の他社會事業の經營資金に充てしむる爲め、地方債の引受を爲し來たりしが、當初本資金の融通に當り六大都市に對する融通が直接市債引受に依るを得ることとなりしは特筆すべき所なり。

大正九年四月には北海道岩內町町債整理資金の融通あり、大正十年三月及翌十一年一月には七十四銀行破綻に關聯し、神奈川縣川崎町水道敷設資金・群馬縣萬場町電氣事業資金融通せられ、大正十二年には大分縣富士緒井路水利組合整理資金を三月及十一月の二回に亙り融通せられたり。

震災復舊資金は大正十二年三月始めて長崎縣の震災に對し六十二萬九千圓の融通ありしが、同年九月關東地方大震災の厄に逢ふや、之が復舊竝に復興資金として預金部より融通せられたる金額は頗る巨額に上り、又大正十四年の丹後・但馬地方震災に當りても、地方債引受の方法に依り之が復舊資金を融通したり。

以上の外地方債引受の方法に依る預金部融通資金中には、水利組合竝に耕地整理地區整理及事業資金（山形縣債）、罹災救助基金借入金償還資金（神奈川縣債）、及中央卸賣市場費資金等あり。又地方債證券の買入は其の例に乏しく、僅に大正四年一般會計保有の東京市外債（利率年五分）額面五十六萬六千二百五十四圓を、四十六萬九千九百九十圓八十二錢の價格を以て

購入したるを見るに過ぎず。

(一) 預金部保有地方債證券各年度末現在高表

債券種別	明治四十三年度	同四十四年度	大正元年度	同二年度	同三年度	同四年度
	円	円	円	円	円	円
北海道地方費債	—	—	—	三九〇、〇〇〇	—	—
青森縣債	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一、一六〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
岩手縣債	一五〇、〇〇〇	六一六、五〇〇	六〇八、〇〇〇	一、〇四一、〇〇〇	五七八、五〇〇	五七三、〇〇〇
宮城縣債	七〇〇、〇〇〇	一、六二二、五〇〇	一、五九八、五〇〇	一、七四九、五〇〇	一、五〇三、五〇〇	一、四五二、〇〇〇
秋田縣債	—	九五、〇〇〇	八五、〇〇〇	七五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
山形縣債	—	一七〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇	一六六、〇〇〇	一五七、五〇〇
福島縣債	一二五、〇〇〇	六八三、〇〇〇	一、〇八三、〇〇〇	一、二三三、〇〇〇	一、〇八三、〇〇〇	一、〇六八、〇〇〇
茨城縣債	八六九、〇〇〇	八六九、〇〇〇	八六九、〇〇〇	八〇五、〇〇〇	六二〇、〇〇〇	五六〇、〇〇〇
栃木縣債	二〇〇、〇〇〇	一、〇七五、〇〇〇	一、一七五、〇〇〇	一、一七五、〇〇〇	一、一七五、〇〇〇	一、一七五、〇〇〇
群馬縣債	一、二二九、五〇〇	二、二四〇、五〇〇	二、三四〇、五〇〇	二、三四〇、五〇〇	二、三三八、五〇〇	二、三三二、五〇〇
埼玉縣債	一、三五〇、〇〇〇	四、二三九、〇〇〇	四、一三二、〇〇〇	三、九四二、五〇〇	三、八三九、〇〇〇	三、七四四、五〇〇
千葉縣債	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	一五五、〇〇〇	一四五、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	八五、〇〇〇
東京府債	—	七四五、〇〇〇	五七二、〇〇〇	三八二、〇〇〇	二六八、〇〇〇	二三四、〇〇〇
神奈川縣債	二五〇、〇〇〇	五五四、〇〇〇	五五四、〇〇〇	五三二、〇〇〇	四六三、〇〇〇	四三八、五〇〇
富山縣債	四五〇、〇〇〇	四二五、〇〇〇	八二五、〇〇〇	九九四、〇〇〇	九四四、〇〇〇	八八九、〇〇〇
山梨縣債	一、二六五、〇〇〇	一、二六五、〇〇〇	一、五四五、〇〇〇	一、五三四、〇〇〇	一、五一三、〇〇〇	一、五〇八、〇〇〇
鳥取縣債	—	—	—	二七六、〇〇〇	一六五、〇〇〇	四〇、〇〇〇
徳島縣債	—	—	—	一七〇、〇〇〇	一七〇、〇〇〇	一四〇、〇〇〇
宮崎縣債	—	—	—	六七、〇〇〇	四五、〇〇〇	二三、〇〇〇

債券種別	大正五年度	同六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度
鹿兒島縣債	—	—	—	—	二、三五〇、〇〇〇	—
東京市債	—	—	—	—	—	五六六、二五四
合計	七、一四三、五〇〇	一五、一五八、五〇〇	一六、一二三、〇〇〇	一八、三三一、五〇〇	一七、七九一、五〇〇	一五、四三六、二五四
	円	円	円	円	円	円
北海道地方費債	—	—	—	—	一、一七九、〇〇〇	二、三九九、〇〇〇
青森縣債	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	四四九、〇〇〇	五九〇、五〇〇
岩手縣債	五六八、五〇〇	五一四、五〇〇	三六一、〇〇〇	三一一、〇〇〇	六〇九、〇〇〇	一、八五一、〇〇〇
宮城縣債	一、四〇五、五〇〇	一、三六二、五〇〇	一、三三八、〇〇〇	一、二二二、〇〇〇	二、四七五、五〇〇	四、〇六七、五〇〇
秋田縣債	二〇、〇〇〇	—	—	—	—	一四〇、〇〇〇
山形縣債	一四九、〇〇〇	六五四、五〇〇	四三六、〇〇〇	一、三三二、〇〇〇	一、三七六、二〇〇	一、四四三、五〇〇
福島縣債	一、〇三八、〇〇〇	九八〇、五〇〇	八六六、〇〇〇	七九三、五〇〇	一、五〇一、五〇〇	二、四〇六、五〇〇
茨城縣債	四〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	—	—	三〇、〇〇〇	二六三、五〇〇
栃木縣債	一、一七五、〇〇〇	一、一七五、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	一、二六九、五〇〇	二、一四六、五〇〇	三、五三七、〇〇〇
群馬縣債	二、三三〇、五〇〇	二、二八四、五〇〇	二、二三四、五〇〇	二、〇七〇、五〇〇	二、一〇〇、五〇〇	二、四八四、一〇〇
埼玉縣債	三、六六四、〇〇〇	三、四五五、五〇〇	三、二五二、〇〇〇	三、〇一三、五〇〇	二、七七五、〇〇〇	二、五二五、〇〇〇
千葉縣債	三〇、〇〇〇	—	五三二、五〇〇	五〇七、五〇〇	三八一、五〇〇	三四五、〇〇〇
東京府債	一六五、〇〇〇	九三、〇〇〇	—	—	一、八〇六、五〇〇	二、七五〇、〇〇〇
神奈川縣債	三八八、五〇〇	三三六、〇〇〇	二五二、〇〇〇	二三三、〇〇〇	一三九、〇〇〇	六五八、五〇〇
新潟縣債	—	—	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
富山縣債	八二九、〇〇〇	六九九、〇〇〇	四二四、〇〇〇	四二四、〇〇〇	九六四、〇〇〇	一、六七一、〇〇〇
石川縣債	—	—	—	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇
福井縣債	—	—	—	—	三五、〇〇〇	一七三、五〇〇
山梨縣債	一、四九八、〇〇〇	一、四八六、〇〇〇	一、四六一、〇〇〇	一、四五二、〇〇〇	一、五四五、〇〇〇	一、六四五、五〇〇

債券種別	大正十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	昭和元年度
北海道地方費債	二、七四五、五〇〇	三、五三五、四〇〇	三、七四八、八〇〇	三、六五八、〇〇〇	三、七一四、三〇〇
青森縣債	六六二、〇〇〇	七一五、五〇〇	七四〇、三〇〇	一、二六六、〇〇〇	一、七四〇、〇〇〇
岩手縣債	一、八四一、三〇〇	一、八九九、〇〇〇	二、〇四五、〇〇〇	二、九三四、五〇〇	三、三〇九、六〇〇
宮城縣債	四、一七一、〇〇〇	四、〇九八、〇〇〇	四、〇〇八、三〇〇	三、八六六、〇〇〇	三、七五三、〇〇〇
秋田縣債	一、三九九、三〇〇	五〇〇、三〇〇	五四四、五〇〇	六一二、五〇〇	六二一、五〇〇
山形縣債	一、六一〇、〇五〇	二、〇三三、一五二	二、〇三五、一七五	二、一二三、三五二	二、一九二、五九二
福島縣債	二、三五六、〇〇〇	二、三七七、五〇〇	二、三五〇、三〇〇	二、一九〇、三〇〇	二、一〇〇、五〇〇
茨城縣債	二、五五、〇〇〇	七五五、〇〇〇	三四三、二〇〇	三四〇、〇〇〇	三四〇、五〇〇
栃木縣債	四、五七七、三〇〇	四、四九九、五〇〇	三、八六六、三〇〇	三、四九四、三〇〇	三、四九九、五〇〇
群馬縣債	二、六四七、〇〇〇	二、五六〇、一〇〇	二、三六八、一〇〇	二、三三三、三〇〇	二、三三〇、三〇〇
埼玉縣債	二、八六一、〇〇〇	二、三三七、二〇〇	二、九六七、二〇〇	三、〇九〇、二〇〇	三、〇九六、三〇〇
千葉縣債	一、一三一、〇〇〇	一、一三六、三〇〇	一、一三五、三〇〇	二、一五〇、八〇〇	二、一五〇、八〇〇
合計	一四、七六五、二五四	一四、八四二、二五四	一五、六〇〇、七五四	二七、三五五、〇五四	五二、八五、五〇〇
神戸市債	一三、〇〇〇	五五六、二五四	五五六、二五四	五五六、二五四	五五六、二五四
大阪市債	五五六、二五四			二六〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
京都市債				一、五三二、七五四	一、九六一、七五四
名古屋市債				一、〇七九、五〇〇	一、三九九、〇〇〇
横濱市債				二四一、五〇〇	二三二、四〇〇
東京市債	五五六、二五四	五五六、二五四	五五六、二五四	八〇〇、〇〇〇	一、〇二一、〇〇〇
廣兒島縣債				五、四八〇、〇〇〇	五、三〇一、〇〇〇
宮崎縣債	一三、〇〇〇			一、八〇一、五〇〇	一、八〇一、五〇〇
計				五六、五七七、六五四	七六、七九九、四五四

東京府債	四,七〇八,〇〇〇円	一三,九〇九,四〇〇円	一九,四六三,四〇〇円	二三,六二一,三〇〇円	二七,八八六,〇〇〇円
神奈川縣債	七五〇,五〇〇	六,八六六,四〇〇	八,八六六,四〇〇	九,八一三,三〇〇	三,五七七,五〇〇
新潟縣債	八七〇,〇〇〇	八五〇,〇〇〇	八五九,五〇〇	二,一五四,六〇〇	二,二五〇,六〇〇
富山縣債	一,七六五,〇〇〇	一,七五四,五〇〇	一,三五五,〇〇〇	一,一五三,〇〇〇	一,三三五,三〇〇
石川縣債	一,〇五七,五〇〇	一,一四五,九〇〇	一,二三六,五〇〇	一,二九四,五〇〇	一,三九〇,五〇〇
福井縣債	七三六,五〇〇	八二五,〇〇〇	八九七,〇〇〇	八七七,〇〇〇	一,〇〇三,五〇〇
山梨縣債	一,五九七,五〇〇	一,四六六,五〇〇	一,四五三,三〇〇	一,五四七,〇〇〇	一,八三九,一〇〇
長野縣債	一五四,〇〇〇	二六一,〇〇〇	五八七,〇〇〇	一,四七七,五〇〇	一,六二七,〇〇〇
岐阜縣債	一,一三五,五〇〇	一,〇九七,〇〇〇	一,〇八五,〇〇〇	一,三四五,〇〇〇	一,四三六,五〇〇
靜岡縣債	一,五一八,五〇〇	二,三〇六,七〇〇	二,四三八,二〇〇	三,八三一,二〇〇	四,〇四五,七〇〇
愛知縣債	一,一三三,〇〇〇	一,二〇七,五〇〇	一,一三三,〇〇〇	二,〇五一,五〇〇	二,二四〇,五〇〇
三重縣債	五一二,〇〇〇	五五九,五〇〇	五六二,五〇〇	八六〇,五〇〇	八四〇,六〇〇
滋賀縣債	一七八,〇〇〇	二五七,五〇〇	六三七,五〇〇	七六五,五〇〇	七二七,五〇〇
京都府債	二,七一七,五〇〇	二,六四四,五〇〇	二,八五〇,〇〇〇	二,六五〇,〇〇〇	三,四八〇,五〇〇
大阪府債	一,八五三,五〇〇	二,六三八,〇〇〇	二,九七八,五〇〇	三,一〇四,五〇〇	三,二七九,五〇〇
兵庫縣債	四,六九一,〇〇〇	六,四七六,〇〇〇	六,六二八,五〇〇	七,二八二,〇〇〇	八,二八四,二〇〇
奈良縣債	一一三,〇〇〇	一〇九,〇〇〇	一六一,〇〇〇	一九九,五〇〇	四六二,〇〇〇
和歌山縣債	五九三,九〇〇	六三二,〇〇〇	五七八,三〇〇	五〇〇,二〇〇	三八七,七〇〇
鳥取縣債	二,二七四,五〇〇	二,三九〇,五〇〇	一三,七五八,五〇〇	一四,六四七,五〇〇	一五,〇七七,七〇〇
島根縣債	三三〇,五〇〇	三六二,五〇〇	五四二,五〇〇	五四九,五〇〇	六三二,〇〇〇
岡山縣債	六六一,〇〇〇	五〇二,〇〇〇	四六九,〇〇〇	七六五,五〇〇	八二四,〇〇〇
廣島縣債	二,一五六,〇〇〇	二,一四五,五〇〇	三,九六三,五〇〇	三,九九七,〇〇〇	四,九〇〇,〇〇〇
山口縣債	七五〇,〇〇〇	六一八,〇〇〇	七九六,〇〇〇	六五五,〇〇〇	七三二,五〇〇
德島縣債	四六三,〇〇〇	七九五,〇〇〇	五七五,五〇〇	六三三,九〇〇	六三九,九〇〇

香川縣債	一,八三三,〇〇〇	一,九五三,〇〇〇	一,九二六,五〇〇	一,八六九,五〇〇	一,七七九,五〇〇
愛媛縣債	一,二三四,五〇〇	一,二八五,五〇〇	三,二三八,五〇〇	三,四五〇,五〇〇	三,七七八,四〇〇
高知縣債	七,三二三,五〇〇	七,三三三,五〇〇	六,五七七,五〇〇	六,六〇〇,五〇〇	八,七五二,八〇〇
福岡縣債	一,九八四,五〇〇	二,二六四,五〇〇	二,三一八,五〇〇	二,三九四,五〇〇	二,三五三,〇〇〇
佐賀縣債	一六六,〇〇〇	三一一,七〇〇	二四七,四〇〇	二八五,四〇〇	三四〇,二〇〇
長崎縣債	一,七三七,五〇〇	二,三〇四,〇〇〇	二,三四九,〇〇〇	二,二三〇,〇〇〇	二,四三三,九〇〇
熊本縣債	一一三,五〇〇	三八二,五〇〇	一,〇六四,〇〇〇	一,〇五七,〇〇〇	一,五五四,九〇〇
大分縣債	一,七七六,五〇〇	二,五五五,五〇〇	二,五四一,〇〇〇	二,四六二,〇〇〇	二,五三九,五〇〇
宮崎縣債	六八一,五〇〇	七九四,〇〇〇	八二三,五〇〇	一,〇五七,〇〇〇	一,二五〇,二〇〇
鹿兒島縣債	五五〇,〇〇〇	六九四,〇〇〇	六六六,〇〇〇	九九〇,〇〇〇	一,二六六,〇〇〇
沖繩縣債	四七,五〇〇	二一七,五〇〇	二一七,五〇〇	二一七,五〇〇	二四七,〇〇〇
東京市債	一,三四二,〇〇〇	一四,七八一,九〇〇	一八,一六六,九〇〇	一八,一〇五,四〇〇	二七,一九二,九〇〇
横濱市債	一,六二七,〇〇〇	六,四九〇,八〇〇	六,七七一,八〇〇	一七,八五一,二〇〇	一三,四四三,四五〇
名古屋市債	三二八,〇〇〇	七一八,五〇〇	七〇四,〇〇〇	六七三,五〇〇	七三〇,〇〇〇
京都市債	一,八九六,〇〇〇	二,一六七,〇〇〇	三,七二二,五〇〇	四,九三六,五〇〇	六,四三二,〇〇〇
大阪市債	五,七八〇,〇〇〇	五,九五六,〇〇〇	九,五九六,〇〇〇	一四,六九五,五〇〇	一七,六九〇,五〇〇
神戸市債	二,一九八,〇〇〇	二,四〇五,五〇〇	二,四六二,五〇〇	二,四一五,〇〇〇	二,三九一,〇〇〇
合計	九六,五六八,九五〇	一三九,九六〇,〇七五	一六五,一八九,八五二	一九五,二〇三,〇〇三	二三二,三三七,九四二

(備考) 本表には額面額を掲げたり、從つて大正四年度より英貨東京市債を買入保有したるを以て合計額は債券の保有價額を以てせる預金部年度末貸借對照表の地方債證券の額と合致せず。

(二) 預金部引受地方債證券一覽表

債券別	記號	發行年月	發行高	利率	償還期限	資金別	備考
北海道地方費債	甲號	大正三年三月	三九、〇〇〇、〇〇〇圓	四年券四・二	大正三年四月末	東北凶作救濟資金	
	庚號	九、四	四六、〇〇〇、〇〇〇	四・八	自大正九年度至昭和二十三年度	岩內町町債整理資金	
	己號	一〇、一〇	四九、五〇〇、〇〇〇	〃	自大正十一年度至昭和十一年度	風水害復舊資金	
	戊號	一〇、一〇	六四六、〇〇〇、〇〇〇	〃	自大正十三年度至昭和十五年度	火災復舊資金	
	壬號	一一、五	三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃	同上	同上	
	い號	一二、三	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〃	同上	同上	
			六二六、〇〇〇	〃	自大正十二年度至昭和十三年度	風水害復舊資金	函館市火災善後經營費
青森縣債	い、ろ、は、に號	明治四四、二	四〇〇、〇〇〇	四・二	自大正十年度至昭和十年度	火災復舊資金	苫小牧町火災善後經營費
	ほ號	大正三、二	七二〇、〇〇〇	〃	大正三年四月末	東北凶作救濟資金	函館市火災善後經營費
	へ號	三、三	四〇、〇〇〇	〃	同上	同上	
	戊號	一一、三	一四六、五〇〇	四・八	自昭和四年度至同五年度	風水害復舊資金	
	丑甲號	一四、三	一八五、〇〇〇	〃	自昭和五年度至同十六年度	同上	
	寅甲號	一五、三	一七一、〇〇〇	〃	自昭和七年度至同十七年度	同上	
	卯甲號	昭和二、三	二四一、〇〇〇	〃	自昭和五年度至同十四年度	災害復舊資金	青森市火災善後經營費
	以號	明治四三、？	一〇五、五〇〇	四・二	不詳	風水害復舊資金	
	路號	四四、二	五一一、〇〇〇	四・五	自大正六年度至同十一年度	同上	
	に號	大正一〇、三	四四八、〇〇〇	四・八	自大正十年度至昭和八年度	同上	

岩手縣債	へ號	一〇、一〇	一、三五〇、五〇〇	〃	自昭和八年度至同十三年度	同上	
	と號	一三、三	七三、五〇〇	〃	自昭和三年度至同六年度	同上	
	か號	一四、二	五三二、〇〇〇	〃	自昭和四年度至同十二年度	同上	
	よ號	一四、六	四三九、〇〇〇	〃	同上	同上	
	そ號	一五、一〇	二四三、六〇〇	〃	自昭和二年度至同十一年度	火災復舊資金	
宮城縣債	い號	明治四三、九	二〇〇、〇〇〇	四・二	自大正九年度至昭和四年度	風水害復舊資金	
	ろ號	四四、二	八七〇、〇〇〇	四・五	自大正八年度至昭和五年度	同上	
	は號	四四、三	二二五、〇〇〇	五・〇	自大正十四年度至同十三年度	斜地整理事業資金	
	に號	四四、三	二二四、五〇〇	四・五	自大正二年度至同九年度	町村敎育費補塡資金	
	ほ號	四四、三	一〇一、五〇〇	〃	自明治四十四年度至大正十二年度	風水害復舊資金	
	へ號	四四、四	八、〇〇〇	〃	自大正元年度至同八年度	同上	
	と號	大正三、二	二〇〇、〇〇〇	四・二	大正三年四月末	東北凶作救濟資金	
	と號	一〇、三	三、一二三、五〇〇	四・八	自大正十四年度至昭和十一年度	風水害復舊資金	
秋田縣債	い、ろ號	明治四四、三	一〇〇、〇〇〇	四・五	自明治四十四年度至大正六年度	風水害復舊資金	
	ほ號	大正一三、三	二七五、五〇〇	四・八	自昭和三年度至同十一年度	同上	
	い號	明治四五、一	一七〇、〇〇〇	四・五	自大正三年度至昭和三年度	火災復舊資金	山形市火災善後經營費
		大正三、二	一五〇、〇〇〇	四・二	大正三年四月末	東北凶作救濟資金	米澤市織物信用組合復興費
	へ號	六、九	二〇〇、〇〇〇	四・八	自大正九年度至昭和四年度	火災復舊資金	

山形縣債	へ號	大正六、九	五〇、〇〇〇	円年	四、八	自大正十一年度	至昭和六年度	火災復舊資金
	ち號	八、三	五六、〇〇〇	〃	〃	自大正八年度	至昭和元年度	水利組合竝耕地整理地區整理及事業資金
	り號	八、九	七七六、〇〇〇	〃	〃	自大正十一年度	至昭和二十三年度	火災復舊資金
	ぬ號	一二、四	五〇三、五〇〇	〃	〃	自大正十二年度	至昭和八年度	風水害復舊資金
	る號	一三、三	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	自大正十三年度	至昭和四年度	同上
	を號	一三、三	二一、〇〇〇	〃	〃	自昭和三年度	至同九年度	同上
	わ號	一五、三	一七七、六〇〇	〃	〃	自昭和三年度	至同十五年度	災害復舊資金
	か號	一三、三	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	自昭和九年度	至同十四年度	同上
	よ號	一五、三	一、一〇三、〇〇〇	〃	〃	自昭和十二年度	至同十四年度	同上
	た號	一二、四	二五二、五〇〇	〃	〃	自大正十一年度	至昭和六年度	火災復舊資金
福島縣債	い號	明治四三、一〇	一二五、〇〇〇	四・二		自大正六年度	至昭和三年度	風水害復舊資金
	ろ號	四四、三	五五八、〇〇〇	四・五		自大正六年度	同十一年度	同上
	は號	大正二、一	四〇〇、〇〇〇	〃		自大正十四年度	同十三年度	同上
	に號	三、二	一五〇、〇〇〇	四・二		大正三年四月末		東北凶作救濟資金
	と號	七、三	二二、〇〇〇	四・八		自大正八年度	至昭和二年度	風水害復舊資金
	ち號	一〇、一	八六四、〇〇〇	〃		自大正十二年度	至昭和九年度	同上
	を號	一〇、九	九六六、〇〇〇	〃		自大正十二年度	同	同上
	た號	一二、四	一九六、五〇〇	〃		自大正元年度	至昭和二年度	同上
明治四三、九			七四五、〇〇〇	四・二			至同七年度	風水害復舊資金

東京府債	い號	大正一二、四	六〇〇、〇〇〇	四・八		大正十四年度		同上
	い號	一三、三	一、五五〇、〇〇〇	〃		自昭和五年度	至同二十七年度	震災應急資金
	ろ號	一三、二	四、六四九、九〇〇	〃		大正十三年度		同上
	は號	一三、三	四、六四九、九〇〇	〃		昭和三年度		同上
	丑號	一三、三	四〇〇、〇〇〇	六・五		自大正十四年度	至昭和十六年度	瀧野川町外二町小學校復舊費
	店號	一五、三	四〇、〇〇〇	〃		自大正十五年度	至昭和十七年度	本造店舗及店舗向住宅建築資金
	寅號	一五、八	三五〇、〇〇〇	〃		自昭和二年度	至同十七年度	震災地復興資金中日暮里町小學校復舊竝區劃整理費
	町號	昭和二、三	三六、〇〇〇	〃		自昭和三年度	至同十七年度	震災地復興資金中本造店舗及店舗向住宅建築資金
茨城縣債	は號	明治四三、九	三六九、〇〇〇	四・二		自大正二年度	至同四十年度	風水害復舊資金
	に號	四四、二	五〇〇、〇〇〇	四・五		自大正五年度	至同七年度	同上
	い號	大正一〇、三	二七二、五〇〇	四・八		自大正七年度	至昭和二十年度	同上
栃木縣債	呂號	明治四四、一	九七五、〇〇〇	四・五		自大正八年度	至昭和四年度	風水害復舊資金
	波號	四五、一	二〇〇、〇〇〇	〃		自大正九年度	至昭和四年度	同上
	仁號	大正七、四	一二五、〇〇〇	四・八		自大正十年度	至同十四年度	同上
	保號	八、六	三三、〇〇〇	〃		大正十五年度		同上
	登號	九、四	一、〇〇〇、〇〇〇	〃		自大正十二年度	至昭和七年度	同上
	知號	一〇、三	五三四、〇〇〇	〃		自大正十一年度	至昭和四年度	同上
	里號	一〇、三	四一二、〇〇〇	〃		自大正十五年度	至昭和五年度	同上
	奴號	一〇、九	五五四、〇〇〇	〃		自大正十一年度	至昭和四年度	同上

火災復舊資金	自大正十一年度	長井町火災善後經費
水利組合竝耕地整理地區整理及事業資金	自大正八年度 至昭和元年度	
火災復舊資金	自大正十一年度 至昭和二十三年度	米澤市火災善後經費竝同市織物信用組合復興資金
風水害復舊資金	自大正十二年度 至昭和八年度	
同上	自大正十三年度 至昭和四年度	
同上	自昭和三年度 至同九年度	
災害復舊資金	自昭和三年度 至同十五年度	
同上	自昭和九年度 至同十四年度	
同上	自昭和十二年度 至同十四年度	
風水害復舊資金	自大正六年度 至昭和三年度	
同上	自大正六年度 至同十一年度	
同上	自大正十四年度 至同十三年度	
東北凶作救濟資金	大正三年四月末	
風水害復舊資金	自大正八年度 至昭和二年度	
同上	自大正十二年度 至昭和九年度	
同上	自大正十二年度 至同	
同上	自大正十二年度 至昭和二年度	
風水害復舊資金	自大正元年度 至同七年度	
同上		
同上		大正十三年三月借換
震災應急資金	自昭和五年度 至同二十七年度	
同上	大正十三年度	
同上	昭和三年度	
瀧野川町外二町小學校復舊費	自大正十四年度 至昭和十六年度	第二回復興債券收入金より
本造店舗及店舗向住宅建築資金	自大正十五年度 至昭和十七年度	第三回復興債券收入金より
震災地復興資金中日暮里町小學校復舊竝區劃整理費	自昭和二年度 至同十七年度	第四回復興債券收入金より
震災地復興資金中本造店舗及店舗向住宅建築資金	自昭和三年度 至同十七年度	第五回復興債券收入金より
風水害復舊資金	自大正二年度 至同四十年度	
同上	自大正五年度 至同七年度	
同上	自大正十年度 至昭和二十年度	
風水害復舊資金	自大正八年度 至昭和四年度	
同上	自大正九年度 至昭和四年度	
同上	自大正十年度 至同十四年度	
同上	大正十五年度	
同上	自大正十二年度 至昭和七年度	
同上	自大正十一年度 至昭和四年度	
同上	自大正十五年度 至昭和五年度	
同上	自大正十一年度 至昭和四年度	

和歌	大正一一、六	一四二、〇〇〇	円年	四・八	至昭和三年度	自昭和二年度	鳳水害復舊資金
加號	一二、三	八六六、五〇〇	〃		同五年度	同三年度	同上
群馬縣債							
第一回	明治四三、九	三二〇、〇〇〇	四・二		至昭和四年度	自大正九年度	鳳水害復舊資金
第二回	四三、一一	九九、五〇〇	〃		同上	同上	同上
第三回	四四、二	一、六二一、〇〇〇	四・五		同四年度	自大正六年度	同上
第四回	四五、一	三〇〇、〇〇〇	〃		同五年度	自大正三年度	同上
	大正一〇、三	四〇七、〇〇〇	四・八		同二年度	自大正十三年度	同上
	一〇、一〇	五三、〇〇〇	〃		同上	同上	同上
	一一、一	七四、〇〇〇	〃		同十二年度	自大正十一年度	萬場町電氣事業資金
	一二、三	二五〇、〇〇〇	〃		同上	至昭和六年度	同上
	一五、三	二八六、五〇〇	〃		同上	自昭和四年度	鳳水害復舊資金
						至昭和八年度	同上
埼玉縣債							
い號	明治四三、九	三五〇、〇〇〇	四・二		至同十五年度	自大正五年度	鳳水害復舊資金
ろ號	四四、二	三、四〇〇、〇〇〇	四・五		同上	同上	同上
わ號	大正一二、三	四九五、〇〇〇	四・八		至昭和三年度	自大正元年度	同上
よ號	一二、三	二〇、〇〇〇	〃		同上	同上	同上
れ號	一三、三	二九〇、二〇〇	〃		同上	自昭和二年度	震災應急資金
そ號	一三、三	二二六、〇〇〇	〃		同上	至同七年度	昭和三年度
ね號	一四、三	三六六、〇〇〇	〃		同上	自昭和四年度	同上
						至同二十六年度	同上
						自昭和八年度	鳳水害復舊資金
						至同四十年度	同上

ふ號	一五、三	六二五、一〇〇	〃		至同五年度	自大正元年度	鳳水害復舊資金
ゆ號	昭和二、三	一九一、一〇〇	〃		同上	自昭和十四年度	同上
千葉縣債						至同二十年度	
へ號	明治四四、三	一六〇、〇〇〇	四・五		至同五年度	自大正元年度	鳳水害復舊資金
ほ號	大正七、三	五八二、〇〇〇	四・八		至昭和二年度	自大正元年度	同上
へ號	一一、三	三五四、五〇〇	〃		同上	自大正十年度	同上
	一三、三	六七四、五〇〇	〃		至同十五年度	同上	同上
	一三、三	七七一、三〇〇	〃		至昭和三年度	自大正十三年度	震災應急資金
					至同二十八年度	自昭和六年度	同上
神奈川縣債							
へ號	明治四四、？	五五四、〇〇〇	四・五		至同五年度	自大正元年度	鳳水害復舊資金
	大正一〇、三	二〇〇、〇〇〇	四・八		至昭和二年度	自大正元年度	同上
	一三、二	一、八六二、〇〇〇	〃		同上	自大正十年度	同上
	一三、二	八〇四、九〇〇	〃		至同十五年度	同上	同上
わ號	一三、三	二、三九五、五〇〇	〃		至昭和三年度	自大正十三年度	震災應急資金
か號	一三、三	四五七、〇〇〇	〃		至同二十八年度	自昭和六年度	同上
よ號	一三、三	三六三、五〇〇	〃		同上	自昭和二年度	震災應急資金
た號	一三、三	一、八六二、〇〇〇	〃		同上	同上	同上
れ號	一三、三	八〇四、九〇〇	〃		同上	自昭和三年度	震災應急資金
						至同十五年度	同上
そ號	自一三、一二 至一四、一二	八五〇、〇〇〇	〃		同上	自昭和四年度 至同三十三年度	同上
れ號	一三、三	二、三九五、五〇〇	〃		同上	自昭和六年度 至同二十八年度	同上
う號	一五、三	六一六、七〇〇	〃		同上	自昭和五年度 至同十五年度	鳳水害復舊資金

	む號	一五、三	九〇〇、〇〇〇	円	六・五	自大正十五年度	至昭和十五年度	横須賀市住宅資金	
	る號	一五、八	七〇、〇〇〇	〃	〃	自大正十五年度	至昭和十七年度	水道店舗及店舗向住宅建築資金	第四回復興債券收入金より
	わ號	一五、一一	六三、〇〇〇	〃	〃	自昭和元年度	至昭和十七年度	同上	第三回復興債券收入金より
	ま號	昭和二、三	六九、〇〇〇	〃	〃	自昭和二年度	至同十七年度	同上	第五回復興債券收入金より
									第六回復興債券收入金より
靜岡縣債	へ號	大正七、八	三三、五〇〇	〃	四・八	自大正八年度	至昭和五年度	風水害復舊資金	
		八、四	三二、〇〇〇	〃	〃	自大正八年度	至同十五年度	同上	
	い號	一〇、三	九九、五〇〇	〃	〃	自大正十一年度	至同十五年度	同上	
		一一、三	一〇七、〇〇〇	〃	〃	自大正十一年度	至同十三年度	同上	
		一一、三	一二〇、〇〇〇	〃	〃	自大正十一年度	至昭和六年度	同上	
		一二、二	九八〇、〇〇〇	〃	〃	自大正十五年度	至昭和四年度	同上	
		一二、三	三八、〇〇〇	〃	〃	自大正十二年度	至昭和三年度	同上	
	と號	一三、二	六二九、六〇〇	〃	〃	自昭和五年度	至昭和三年度末	震災應急資金	
		一三、三	一八〇、六〇〇	〃	〃	自大正十五年度	至同二十七年度	風水害復舊資金	
		一三、三	二一七、四〇〇	〃	〃	昭和三年度末	同	同上	
		一五、三	一、二七七、五〇〇	〃	〃	自昭和五年度	至同十九年度	風水害復舊資金	
	ほ號	明治四三、九	一〇〇、〇〇〇	〃	四・二	自大正二年度	至昭和三年度	風水害復舊資金	
	い號	四四、一	一、一六五、〇〇〇	〃	四・五	自大正九年度	至昭和四年度	同上	
	ろ號	四五、四	二九〇、〇〇〇	〃	〃	自大正元年度	至昭和五年度	同上	
	に號	大正九、三	二四〇、〇〇〇	〃	四・八	自大正十三年度	至同十五年度	同上	

山梨縣債	ほ號	一〇、三	一〇三、〇〇〇	〃	〃	自昭和四年度	至同上	同上	
	へ號	一〇、三	五九、〇〇〇	〃	〃	自大正十四年度	至昭和六年度	同上	
	と號	一〇、九	七六、五〇〇	〃	〃	昭和五年度	同上	同上	
	り號	一三、三	八七、八〇〇	〃	〃	自大正十四年度	至昭和十四年度	震災應急資金	
	わ號	一五、三	二八六、七〇〇	〃	〃	自昭和五年度	至同十七年度	風水害復舊資金	
	よ號	一五、一〇	四四三、〇〇〇	〃	〃	自昭和十六年度	至同十八年度	災害復舊資金	
長野縣債	ほ號	大正一三、三	七三、五〇〇	〃	四・八	自大正十四年度	至昭和十三年度	風水害復舊資金	
	へ號	一三、三	一七〇、〇〇〇	〃	〃	自昭和四年度	至同十一年度	同上	
	ち號	一四、三	八四五、〇〇〇	〃	〃	自昭和五年度	至同十二年度	同上	
愛知縣債	い號	大正一一、三	一、〇二八、〇〇〇	〃	四・八	自大正十一年度	至昭和二年度	風水害復舊資金	
	る號	一五、三	一、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	自大正十五年度	至昭和七年度	同上	
岐阜縣債	い號	大正九、三	二〇〇、〇〇〇	〃	四・八	自大正十一年度	至昭和八年度	火災復舊資金	八幡町住宅建築資金
	は號	一〇、三	五〇〇、〇〇〇	〃	〃	自大正十四年度	至昭和二年度	風水害復舊資金	
	ほ號	一一、一	二六、〇〇〇	〃	〃	自大正十一年度	至同十三年度	同上	
	と號	一一、三	四〇、〇〇〇	〃	〃	自大正十二年度	至同十五年度	同上	
	ち號	一一、三	五、五〇〇	〃	〃	自大正十五年度	至昭和五年度	同上	
	つ號	一五、三	三六三、〇〇〇	〃	〃	自昭和五年度	至同七年度	同上	
	ね號	一五、三	二一、九〇〇	〃	〃	自大正十五年度	至昭和四年度	同上	

三重縣債		大正一二、三	二九八、〇〇〇	円	年賦	四・八	大正一二年度	至昭和三年度	風水害復舊資金
〃		一三、三	七三、五〇〇	〃	〃	〃	自大正十四年度	至昭和十七年度	旱害救濟資金
〃		一五、三	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十五年度	至昭和八年度	風水害復舊資金
新潟縣債	い號	大正七、三	六〇〇、〇〇〇	四・八	〃	〃	自大正十二年度	至昭和二年度	風水害復舊資金
〃	波號	一二、三	一八〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十五年度	至昭和二年度	同上
〃	を號	一四、三	一八〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十五年度	至昭和二年度	同上
〃	か號	一四、三	三六〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十五年度	至昭和七年度	同上
〃	な號	一五、三	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十五年度	至昭和十一年度	同上
〃	つ號	一五、三	二九二、六〇〇	〃	〃	〃	自昭和六年度	至同十一年度	同上
〃	ね號	一五、三	二五〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十五年度	至昭和十年度	同上
〃	け號	昭和二、三	三九八、九〇〇	〃	〃	〃	自昭和二年度	至同二十年度	災害復舊資金
〃	ふ號	二、三	一七三、〇〇〇	〃	〃	〃	自昭和三年度	至同十二年度	同上
〃	こ號	二、三	六四、〇〇〇	〃	〃	〃	自昭和三年度	至同十六年度	同上
〃	え號	二、三	八三、〇〇〇	〃	〃	〃	自昭和三年度	至同五年度	同上
〃	て號	二、三	七七、〇〇〇	〃	〃	〃	自昭和三年度	至同六年度	同上
〃	さ號	二、三	一、八八六、八〇〇	〃	〃	〃	自昭和四年度	至同二十六年度	同上
〃	い、ろ號	明治四四、二	四五〇、〇〇〇	四・五	〃	〃	自大正八年度	至同十三年度	風水害復舊資金
〃	は號	自大正元、一二 至二三	四〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正五年度	至同十三年度	同上

富山縣債	に號	自二、七 至八	一九四、〇〇〇	〃	〃	〃	同上	至同十一年度	同上
〃	へ號	九、四	七五〇、〇〇〇	四・八	〃	〃	自大正十二年度	至昭和二年度	同上
〃	と號	一〇、六	一一八、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十一年度	至昭和三年度	同上
〃	ち號	一〇、九	四九一、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十一年度	至昭和三年度	同上
〃	わ號	一一、六	二四八、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十三年度	至昭和五年度	同上
〃	〃	一五、三	二五八、三〇〇	〃	〃	〃	自昭和四年度	至同七年度	同上
福井縣債	第四回	大正一一、三	四七四、五〇〇	四・八	〃	〃	自大正十四年度	至昭和八年度	風水害復舊資金
石川縣債	第五回	大正一二、三	七三二、五〇〇	四・八	〃	〃	自大正十三年度	至昭和十八年度	旱害救濟資金
〃	第六回	一二、三	五、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十四年度	至昭和二年度	風水害復舊資金
滋賀縣債	い號	大正一三、三	三五三、五〇〇	四・八	〃	〃	自大正十三年度	至昭和十八年度	旱害救濟資金
〃	い號	一四、三	一六四、五〇〇	〃	〃	〃	自大正十四年度	至昭和十八年度	同上
京都府債		大正七、三	三六〇、〇〇〇	四・八	〃	〃	自大正八年度	至同十一年度	風水害復舊資金
〃		八、三	六二〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十一年度	至昭和十四年度	同上
〃		一〇、二	三六八、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十二年度	至昭和九年度	同上
〃		一〇、九	三四、五〇〇	〃	〃	〃	自大正十三年度	至昭和十年度	同上
〃		一一、四	一、七三一、〇〇〇	〃	〃	〃	自昭和二年度	至同十一年度	同上
〃		一三、三	八六、五〇〇	〃	〃	〃	自昭和四年度	至同五年度	同上
〃		一四、一	三三六、〇〇〇	〃	〃	〃	自昭和四年度	至同十一年度	同上

		ほ號	大正一五、三月	六二〇、五〇〇	円	年	四・八	自昭和五年度至同十九年度
		以號	一五、三	四八、九〇〇	〃	〃	〃	同上
		路號	一五、四	三二、六〇〇	〃	〃	〃	同上
大阪府債		い、ろ、は、に號	大正七、三	八〇六、〇〇〇	〃	〃	四・八	自大正七年度至同十四年度
		い、ろ、は、に號	八、三	三七五、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十五年度至昭和四年度
兵庫縣債		甲號	大正八、一	四〇八、〇〇〇	〃	〃	四・八	至同十五年度
		い號	八、六	五〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	鳳水害復舊資金
		ろ號	八、七	三、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		は號	八、一二	一、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		に號	九、二	五〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		ほ號	九、四	二、五〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		と號	九、一〇	二、四八四、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		ち號	九、一〇	一四〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		ぬ號	一一、四	六〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		を號	一一、四	二四八、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		た號	一四、一	一、五四三、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		れ號	一四、三	八八一、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		そ號	一四、六	八八一、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		ね號	一五、三	一七〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		な號	一五、二	三一五、七〇〇	〃	〃	〃	〃
和歌山縣債		甲號	大正八、一	四〇八、〇〇〇	〃	〃	四・八	至同十五年度
		乙號	八、三	五、〇〇〇	〃	〃	〃	鳳水害復舊資金
		癸號	一一、三	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		甲號	大正二、三	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	四・五	自大正二年度至同五年度
鳥取縣債		乙號	二、七	一二六、〇〇〇	〃	〃	〃	鳳水害復舊資金
		乙號	七、一一	二七八、〇〇〇	〃	〃	四・八	丹後但馬地方震災復舊資金
		い號	八、六	五〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	同上
		ろ號	八、七	三、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	以號と合併償還
		は號	八、一二	一、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	
		に號	九、二	五〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	
		ほ號	九、四	二、五〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	
		と號	九、一〇	二、四八四、〇〇〇	〃	〃	〃	
		ち號	九、一〇	一四〇、〇〇〇	〃	〃	〃	
		ぬ號	一一、四	六〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	
		を號	一一、四	二四八、〇〇〇	〃	〃	〃	
		た號	一四、一	一、五四三、〇〇〇	〃	〃	〃	
		れ號	一四、三	八八一、〇〇〇	〃	〃	〃	
		そ號	一四、六	八八一、〇〇〇	〃	〃	〃	
		ね號	一五、三	一七〇、〇〇〇	〃	〃	〃	
		な號	一五、二	三一五、七〇〇	〃	〃	〃	
島根縣債		い號	大正九、三	三二〇、〇〇〇	〃	〃	四・八	至同十年度
		に號	一一、三	一五六、五〇〇	〃	〃	〃	鳳水害復舊資金
		と號	一三、三	二二六、五〇〇	〃	〃	〃	同上

		ほ號	大正一五、三月	六二〇、五〇〇	円	年	四・八	自昭和五年度至同十九年度
		以號	一五、三	四八、九〇〇	〃	〃	〃	同上
		路號	一五、四	三二、六〇〇	〃	〃	〃	同上
大阪府債		い、ろ、は、に號	大正七、三	八〇六、〇〇〇	〃	〃	四・八	自大正七年度至同十四年度
		い、ろ、は、に號	八、三	三七五、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十五年度至昭和四年度
兵庫縣債		甲號	大正八、一	四〇八、〇〇〇	〃	〃	四・八	至同十五年度
		い號	八、六	五〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	鳳水害復舊資金
		ろ號	八、七	三、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		は號	八、一二	一、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		に號	九、二	五〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		ほ號	九、四	二、五〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		と號	九、一〇	二、四八四、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		ち號	九、一〇	一四〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		ぬ號	一一、四	六〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		を號	一一、四	二四八、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		た號	一四、一	一、五四三、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		れ號	一四、三	八八一、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		そ號	一四、六	八八一、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		ね號	一五、三	一七〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		な號	一五、二	三一五、七〇〇	〃	〃	〃	〃
和歌山縣債		甲號	大正八、一	四〇八、〇〇〇	〃	〃	四・八	至同十五年度
		乙號	八、三	五、〇〇〇	〃	〃	〃	鳳水害復舊資金
		癸號	一一、三	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	〃
		甲號	大正二、三	二〇〇、〇〇〇	〃	〃	四・五	自大正二年度至同五年度
鳥取縣債		乙號	二、七	一二六、〇〇〇	〃	〃	〃	鳳水害復舊資金
		乙號	七、一一	二七八、〇〇〇	〃	〃	四・八	丹後但馬地方震災復舊資金
		い號	八、六	五〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	同上
		ろ號	八、七	三、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	以號と合併償還
		は號	八、一二	一、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	
		に號	九、二	五〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	
		ほ號	九、四	二、五〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	
		と號	九、一〇	二、四八四、〇〇〇	〃	〃	〃	
		ち號	九、一〇	一四〇、〇〇〇	〃	〃	〃	
		ぬ號	一一、四	六〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	
		を號	一一、四	二四八、〇〇〇	〃	〃	〃	
		た號	一四、一	一、五四三、〇〇〇	〃	〃	〃	
		れ號	一四、三	八八一、〇〇〇	〃	〃	〃	
		そ號	一四、六	八八一、〇〇〇	〃	〃	〃	
		ね號	一五、三	一七〇、〇〇〇	〃	〃	〃	
		な號	一五、二	三一五、七〇〇	〃	〃	〃	
島根縣債		い號	大正九、三	三二〇、〇〇〇	〃	〃	四・八	至同十年度
		に號	一一、三	一五六、五〇〇	〃	〃	〃	鳳水害復舊資金
		と號	一三、三	二二六、五〇〇	〃	〃	〃	同上

岡山縣債		大正八年、六月	七二二、〇〇〇円	年四分・八	自大正九年度 至同十三年度	風水害復舊資金
		九、三	七八、五〇〇	〃	自大正九年度 至同十一年度	同上
		一三、五	一四、五〇〇	〃	自大正十三年度 至昭和十年度	同上
		一四、五	三三一、〇〇〇	〃	自昭和二年度 至同六年度	町村教育費補塡資金
廣島縣債		大正九、三	四二〇、〇〇〇	四・八	自大正十三年度 至昭和九年度	風水害復舊資金
		九、三	二四、〇〇〇	〃	自大正十三年度 至同十五年度	同上
		九、四	四三四、〇〇〇	〃	自大正十三年度 至昭和九年度	同上
		九、四	一六六、〇〇〇	〃	自昭和二年度 至同四年度	同上
		九、九	三一四、〇〇〇	〃	自大正十三年度 至昭和九年度	同上
		九、九	八六、〇〇〇	〃	自大正十三年度 至同十五年度	同上
		一三、五	五六七、五〇〇	〃	自昭和三年度 至同十二年度	同上
		一四、三	一、二三七、〇〇〇	〃	同上	同上
	い號	一五、三	四六〇、〇〇〇	〃	自昭和五年度 至同十三年度	同上
		昭和二、三	三七〇、〇〇〇	〃	自昭和五年度 至同十三年度	同上
山口縣債		大正八、三	六二〇、〇〇〇	四・八	自大正八年度 至同十三年度	風水害復舊資金
		九、三	二一〇、〇〇〇	〃	自大正十三年度 至昭和二年度	同上
	に號	一三、四	二九五、〇〇〇	〃	自昭和三年度 至同七年度	同上
	い號	自大正二、八 至二、九	一七〇、〇〇〇	四・五	自大正四年度 至同八年度	風水害復舊資金

德島縣債	ろ號	自八、三 至八、九	七七三、五〇〇	四・八	自大正八年度 至昭和三年度	同上
	は號	一一、三	一八八、五〇〇	〃	自大正十一年度 至同十三年度	同上
	に號	一二、三	二〇〇、〇〇〇	〃	自大正十三年度 至昭和二年度	同上
	ほ號	一三、三	四〇〇、〇〇〇	〃	自大正十四年度 至昭和四年度	同上
	ぬ號	一五、三	一八四、九〇〇	〃	自昭和三年度 至同六年度	同上
香川縣債	い號	大正八、三	一、〇八〇、〇〇〇	四・八	自大正十二年度 至昭和七年度	風水害復舊資金
	ろ號	八、三	九〇、〇〇〇	〃	自大正八年度 至昭和四年度	同上
	ろ號	九、一	二六、〇〇〇	〃	同上	同上
	い號	九、二	四〇〇、〇〇〇	〃	自大正十二年度 至昭和七年度	同上
	い號	九、三	二二〇、〇〇〇	〃	自大正十三年度 至昭和二年度	同上
愛媛縣債		大正八、六	四二、〇〇〇	四・八	自大正八年度 至同十四年度	風水害復舊資金
		一〇、四	一六九、五〇〇	〃	自昭和二年度 至同五年度	同上
		一〇、九	三二三、〇〇〇	〃	自大正十四年度 至昭和五年度	同上
		一一、一	二四九、〇〇〇	〃	自昭和三年度 至同八年度	同上
		一三、三	七八二、〇〇〇	〃	自大正十五年度 至昭和十七年度	同上
		一四、一	一、一五六、〇〇〇	〃	同上	同上
		一四、三	一〇〇、〇〇〇	〃	自昭和四年度 至同十年度	同上
		一四、六	一六六、〇〇〇	〃	同上	同上

	い號	大正一五年三月	一七七、四〇〇	円年	四・八	自昭和五年度	鳳水害復舊資金	同	上	
	第一回ろ號	一五、五	一八四、六〇〇	〃		至昭和十二年度				
高知縣債	第一回	大正一〇、四	九六七、〇〇〇	四・八		自大正十一年度	鳳水害復舊資金	同	上	
		一〇、九	四、二九五、〇〇〇	〃		至昭和三十五年度				
		一一、五	一、八五二、〇〇〇	〃		同	上	同	上	
	い號	一五、三	二、〇九九、三〇〇	〃		自昭和三年度至同十七年度	同	同	上	
福岡縣債	第三回第四回	大正一一、五	八〇〇、〇〇〇	四・八		自大正十三年度至昭和五年度	鳳水害復舊資金	同	上	
		一一、五	四六五、五〇〇	〃		自大正十三年度至昭和十一年度	同	同	上	
大分縣債	い號	大正八、六	五〇〇、〇〇〇	四・八		自大正八年度至昭和七年度	鳳水害復舊資金	同	上	
	は號	一一、四	八二〇、〇〇〇	〃		自大正十三年度至昭和十三年度	同	同	上	
	ほ號	一一、五	三六七、五〇〇	〃		自大正十三年度至昭和十八年度	同	同	上	
	り號	一二、一三一	四五〇、〇〇〇一二七、〇〇〇	〃		自大正十三年度至昭和二十八年度	富士緒井路水利組合整理資金	同	上	
長崎縣債	い號	大正一二、三	六二九、〇〇〇	四・八		自大正十二年度至昭和九年度	震災復舊資金	同	上	
		一五、三	一九五、九〇〇	〃		自昭和三年度至同八年度	鳳水害復舊資金	同	上	
熊本縣債	い號	大正一三、四	六四一、〇〇〇	四・八		自大正十五年度至昭和二年度	鳳水害復舊資金	同	上	
		大正八、三	二六〇、〇〇〇	四・八		自大正十年度至昭和七年度	鳳水害復舊資金	同	上	
		一一、三	二一〇、〇〇〇	〃		自大正十一年度至昭和十一年度	同	同	上	

宮崎縣債		一一、三	五一、〇〇〇	〃	上	同	上	同	上	
		一三、三	一二五、〇〇〇	〃	上	自大正十三年度至昭和五年度	同	同	上	
		一四、四	二七八、〇〇〇	〃	上	自大正十四年度至昭和十四年度	同	同	上	
		一五、三	一八九、二〇〇	〃	上	自昭和五年度至同十五年度	同	同	上	
鹿兒島縣債	い號	大正三、六	九五〇、〇〇〇	四・二		大正四年四月末日	櫻島爆發災害救濟資金			
	大い號	三、一〇	九五〇、〇〇〇	〃		同	上			
	大ろ號	三、一〇	四五〇、〇〇〇	〃		同	上			
		一一、三	二三三、〇〇〇	四・八		同	上			
		一四、五	一九二、〇〇〇	〃		自大正十二年度至昭和六年度	鳳水害復舊資金			
		一四、六	一七三、〇〇〇	〃		自昭和三年度至同十二年度	同			
		一五、三	五七、〇〇〇	〃		自昭和五年度至同十九年度	同			
沖繩縣債	ろ號	大正一一、三	一七五、〇〇〇	四・八		自大正十五年度至昭和十年度	鳳水害復舊資金			
	は號	一二、三	八〇、〇〇〇	〃		自昭和二年度至同十六年度	同			
東京市債	い號	大正一二、一二	九、〇一五、八〇〇	四・八		自昭和五年度至同二十七年度	震災應急資金			
	ろ號	一三、一	四、四二四、一〇〇	〃		同	上			
		一三、三	四、四二四、一〇〇	〃		大正十三年度末	昭和三年度	同	上	
		一三、七	三、五〇〇、〇〇〇	〃		自昭和四年度至同十八年度	中央卸賣市場費資金	同	上	
		一五、五	八三〇、〇〇〇	六・五		自大正十五年度至昭和十七年度	復興建築助成會社貸付資金	第四回復興債券收入金より	大正十三年三月借換	
		一五、五	一、二五〇、〇〇〇	〃		自大正十五年度至昭和十八年度	同	第五回復興債券收入金より		

に號	大正一五年一二月	二九五、〇〇〇	円	年	六・五	自昭和二年度至同十七年度	木造店舗及店舗向住宅建築資金	第三回復興債券收入金より
ほ號	一五、一二	三二四、〇〇〇	〃	〃	〃	自昭和三年度至同十七年度	同上	第四回復興債券收入金より
へ號	昭和二、二	一、六六一、六五〇	〃	〃	〃	自昭和二年度至同十八年度	復興建築助成會社貸付資金	第六回復興債券收入金より
と號	二、三	七一一、〇〇〇	〃	〃	〃	自昭和三年度至同十八年度	震災地木造店舗及店舗向住宅建築資金	第五回復興債券收入金より
ち號	二、三	一、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	四・八	自昭和六年度至同二十年度	地方特別低利資金中中央卸賣市場建設費	同上
り號	二、三	一、六六四、四〇〇	〃	〃	四・八	大正十三年度末	震災應急資金	大正十三年三月借換
ぬ號	二、三	三、〇四〇、四〇〇	〃	〃	〃	自昭和五年度至同二十七年度	同上	第三回復興債券收入金より
る號	三、三	一、六六四、四〇〇	〃	〃	〃	昭和四年度末	震災復興資金	大正十五年十二月期限前償還
を號	三、三	二、九九九、〇〇〇	〃	〃	七・〇	昭和五年度末	同上	同上
わ號	三、四	八〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	同上	同上	同上
か號	四、五	一、六七五、五〇〇	〃	〃	〃	同上	同上	同上
よ號	四、六	一〇九、〇〇〇	〃	〃	〃	同上	同上	同上
た號	四、六	三三三、三〇〇	〃	〃	〃	同上	同上	同上
れ號	四、六	九〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	同上	同上	同上
そ號	四、六	二、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	五・〇	自昭和四年度至同十九年度	小學校復舊資金	同上
つ號	四、九	二、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十四年度至昭和十七年度	木造店舗及店舗向住宅建築資金	第三回復興債券收入金より
う號	五、三	九三、五〇〇	〃	〃	六・五	自大正十五年度至昭和十七年度	復興建築助成會社貸付資金	第四回復興債券收入金より
ま號	五、五	一六九、一五〇	〃	〃	〃	自大正十五年度至昭和十八年度	同上	第五回復興債券收入金より
け號	五、五	二五〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十五年度至昭和十七年度	震災地木造店舗及店舗向住宅建築資金	第四回復興債券收入金より
え號	五、一一	七五、〇〇〇	〃	〃	〃	自昭和二年度至同十七年度	同上	第五回復興債券收入金より
て號	一五、一一	一八八、〇〇〇	〃	〃	〃	自昭和二年度至同十七年度	同上	第五回復興債券收入金より

あ號	昭和二、二	三二八、三五〇	〃	〃	〃	自大正十五年度至昭和十八年度	復興建築助成會社貸付資金	第六回復興債券收入金より
さ號	二、三	一九〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自昭和二年度至同十八年度	震災地木造店舗及店舗向住宅建築資金	同上
へ號	大正一三、六	四、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	四・八	自昭和二年度至同十七年度	中央卸賣市場費資金	第六回復興債券收入金より
ち號	一四、一二	五、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自昭和五年度至同二十三年度	同上	同上
	一五、一一	二、〇〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自昭和五年度至同二十四年度	同上	同上
第十八回	大正一三、六	一、二五〇、〇〇〇	〃	〃	四・八	自昭和三年度至同十七年度	中央卸賣市場費資金	同上
	一四、一一	一、一九〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自昭和三年度至同十七年度	同上	同上
	一五、六	一、三〇〇、〇〇〇	〃	〃	〃	自大正十二年度至同十四年度	同上	百二十五萬圓の分と合併償還

（備　考）大正元年度末迄社會事業資金を除く。

第二款　風水害復舊資金

我國に於ては風土の關係上毎年或る程度の風水害を見るを常とし、此等の被害に基因して各道府縣等は或は自ら道路・橋梁・堤防・河川等の復舊工事を爲し、或は市町村・水利組合其の他に對し復舊工事費の補助又は貸付等を爲さざるべからず。此等災害復舊費の調達に關しては、道府縣は先づ其の財源を課稅・國庫補助其の他に求むるものなりと雖も、猶ほ充分ならざる場合尠からず、或は一時に多額の課稅を爲し得ざるは當然にして、此等の場合には勢ひ其の所要經費を起債に求めざるべからず。而して其の資金の性質上預金部に對して右起債の引受を求むるを常とせしが、預金部に於ても亦此

等災害復舊費の供給は緊急止むを得ざるものと認め、事情の許す限り成る可く融通するの方針を採り、年々の運用計畫に於て多額の資金を之に對して留保するに至れり。

預金部に於ては當初此等の風水害復舊資金を勸業債券等の引受に依り融通する所ありしが、明治四十三年東京・埼玉・茨城・山梨・宮城・福島・岩手の一府七縣に亙る風水害復舊資金の融通に當り、始めて地方債引受の方法に依りて之が融通を與へ、以來此の種資金は二三の例外を除き概ね道地方費債、府縣債の引受に依り融通するに至れり。而して右は預金部に於ける地方債引受の嚆矢にして、其の引受條件等は同年八月二十七日附金庫に對する大藏大臣達中に窺知し得べきを以て左に之を揭出すべし。

今回水害地方各府縣緊急工事費國庫預金部ヨリ融通セラルヘキニ付其手續等別紙ノ通定メラレ候條此旨心得ヘシ

（別紙）

東京府外七縣水害緊急工事費ニ對シ大藏省預金部ヨリ資金ヲ融通センカ爲メ其條件及方法ヲ定ムルコト左ノ如シ

一　府縣ハ緊急工事費ノ所要額ヲ限度トシ地方債證券ヲ發行スルモノトス

二　利率ハ年四分二厘トシ償還年限ハ二十箇年（据置ヲ含ム）トス

三　元利金ノ仕拂期月ハ三月及九月トス

四　募集又ハ償還ノ際ニ於ケル一期ニ充タサル端數利子ハ募集ノ際ニハ拂込ノ翌日ヨリ償還ノ際ニハ仕拂ノ當日迄日割ヲ以テ計算スルモノトス

五　府縣ニ於テ一時ニ募集金ノ全額ヲ要セサルトキハ數回ニ分チ拂込ヲ求ムルコトヲ得此場合ニ於テハ各拂込額毎ニ利子ヲ計算スルモノトス

六　額面ノ價格ハ毎期ノ償還額ヲ見計ヒ適宜之ヲ定ムルモノトス但シ五百圓ヲ下ルコトヲ得ス

七　證券ノ形式ハ簡略ヲ旨トシ適宜調製スルモノトス但シ本證券ノ出來迄假證券ヲ以テ代用スルコトヲ妨ケス

八　起債稟請書類ニハ債券發行ノ期日竝應募金拂込期日等ヲ明記スヘシ但シ發行期日ハ稟請書發達ノ日ヨリ八日以上ヲ隔ツヘシ

九　償還ノ計畫確實ナリト認ムヘキ場合ニアラサレハ起債ヲ認可セサルモノトス

十　起債ノ認可ヲ與ヘタルトキハ預金部ハ直ニ債券ノ引受竝應募金拂込等ニ關スル令達ヲ日本銀行中央金庫ニ對シテ發スルモノトス（數回ニ拂込ノ場合ハ其都度拂出令達ヲ發シ最終ニ證券納入ノ令達ヲ發スルモノトス）

十一　日本銀行ハ前項ノ令達ニ基キ債券募集ノ發行當日ニ於テ府縣金庫ニ拂込ノ手續ヲ爲スモノトス

十二　日本銀行ハ拂込金ニ對シ證券ヲ受領シ（數回ノ拂込完了ノ時トス但シ一回毎ニ領收證ヲ徵シ置キ最後ニ之ヲ證券ト引換フルモノトス）之ヲ中央金庫ヘ納付スルモノトス

十三　元利金ノ取立ニ關シテハ前三項拂込金ノ手續ヲ準用ス

（備　考）山梨・宮城・群馬・埼玉ノ四縣ハ左記ノ通リ

元利金ノ仕拂期ハ六月及十二月トス

尙ほ右第四に規定せる利子計算方法に就きては、明治四十四年四月十二日理財局長より次の如く依命通牒を發せり。

各拂込金額毎（證券發行ノ場合モ證券一通毎ニ利子ヲ計算セス各拂込金總額毎）ニ其期ニ於テ利子ヲ付スヘキ現日

數（一ケ月ニ滿サルモ總テ日數ニ換算ス）及利率ヲ乘シ其年ノ全日數ヲ以テ之ヲ除ス但厘位未滿ノ端數アルトキハ四捨五入ス

追テ緊急工事費ノ分ハ客年十月五日付通牒ニ依リ御取扱相成度爲念此段申添候

第三款　火災復舊資金

預金部に於ける火災復舊資金の融通は、明治四十三年青森市に起れる大火災に際し、其の善後經營費を融通したるを以て嚆矢と爲す。爾來火災復舊資金の事例は必ずしも多からず。而して當初以來本資金融通に際し、地方債引受の條件及方法等は概ね前記明治四十三年十二月に定めたる所に據りたるものなるが、尙ほ右青森市の火災善後經營費の融通に當り、青森縣債引受に關し大藏大臣より金庫に與へたる令達（明治四十四年二月六日）を例示すれば次の如し。

今回國庫預金部ニ於テ引受クヘキ青森縣地方債證券ハ利率四分二厘償還年限据置共二十六ケ年ニシテ其他ハ客年十二月二十八日付往第一四一八二號令達ニ依ルモノニ付此旨心得ヘシ

火災復舊資金の由來右の如くなるも、大正十四年度以降此の種資金は、概ね普通資金又は災害復舊資金中より融通せらるることとなりたるを以て、明瞭に之を區別し得ず。從て以下特に火災復舊資金として融通せられたるもののみに就き各其の由來を略述することと爲すべし。

（一）青森市火災善後經營資金

青森市は明治四十三年大火災の厄に逢ひ、其の區域の大半を烏有に歸したるを以て、翌四十四年二月及三月の兩度に亙り四十萬圓を利率年四分二厘、償還期限二十五箇年（十箇年据置）を以て、青森縣債引

受の形式に依り融通し、其の善後經營費に充當せしめたり。

（二）山形市火災善後經營資金

明治四十四年五月前後二回に亙り山形市に大火あり、燒失區域は全市の半に及びたるを以て、翌四十五年一月縣經由にて利率年四分五厘、償還期限十八箇年（据置三箇年）の火災復舊資金十七萬圓を同市に融通し、燒失したる市廳竝に小學校校舍の復舊工事及道路擴張等の善後經營施設費に充てしめたり。

（三）米澤織物信用組合復興資金

大正六年五月米澤市に火災起り市の約三分の一を燒土と化し、同市唯一の工業たる機業の經營者にして類燒の厄に逢ひたるもの百三十二人、燒失工場數四十五、燒失機臺數千二百六十を算せり。而も此等機業の再興を圖るに非ずんば同市の復興も亦得て望む可らざる狀態に在りしを以て山形縣當局は營業者を督勵して新に米澤織物信用組合を組織せしめ、同年九月利率年四分八厘、償還期限十箇年（三箇年据置）の縣債二十萬圓を發行して預金部の引受を求め、右に依りて得たる資金を無利子にて同組合に融通して事業資金に充てしめたり。

（四）山形縣長井町火災善後經營資金

大正六年五月山形縣西置賜郡長井町に火災あり、燒失小學校校舍の復舊其の他善後經營資金として縣は同年九月利率年四分八厘、償還期限十六箇年（据置五箇年）の縣債五萬圓を發行して預金部の引受を求め、右に依り得たる資金を無利子にて同町へ轉貸したり。

（五）米澤市火災善後經營資金竝米澤織物信用組合復興資金

大正八年米澤市に又復火災起り、市廳舍・議事堂・小學校校舍等烏有に歸し、織物信用組合員にして類燒せるもの八十三戸に及べり。依て縣より火災復舊資金の融通方に就き稟請する所あり、預金部に於ても事情已むを得ざるものと認め、同年六月利率四分八厘、償還期限三十箇年（据置三箇年）を以て縣債七十七萬六千圓を引受け、米澤市火災善後經營資金として四十七萬六千圓、米澤織物信用組合復興資金として三十萬圓を夫々無利を以て市及組合に融通せしめたり。

（六）岐阜縣八幡町火災善後經營資金

大正九年三月岐阜縣郡上郡八幡町の火災復舊資金として縣債二十萬圓を引受け、縣より八幡町へ轉貸し、町營住宅の建築費に充當せしめたり。條件は利率年四分八厘、二箇年据置、爾後二十箇年賦償還なりとす。

（七）北海道苫小牧町火災善後經營資金

大正十年北海道勇拂郡苫小牧町に火災あり、同年十月火災復舊資金として預金部に於て北海道地方費債三十萬圓を引受け（利率年四分八厘、三箇年据置爾後十七箇年賦償還）、翌大正十一年四月に道廳より右三十萬圓を同町に轉貸し其の善後經營費に充てしめたり。

（八）函館市大火善後經營資金

大正十年函館市に火災あり、火災復舊資金八十四萬六千圓を預金部より融通することに決し、同年十月北海道地方費債六十四萬六千圓を引受けて同市に轉貸せしめたり。預金部の債券引受條件は苫小牧町の場合と同じく利率年四分八厘、三箇年据置爾後十七箇年賦償還とせり。翌大正十一年五月殘額二十萬圓の債券を引受けて合計八十四萬六千圓とし、同じく函館市に轉貸せしむる所ありしが、利率据置期間償還期限等は悉く前年度引受の六十四萬六千圓の口と同様とせり。

（九）沖繩縣金武村火災善後經營資金

大正十一年十月沖繩縣金武村に火災起り小學校校舍等全燒したるを以て、縣は之が復舊工事費として大正十二年三月預金部に於て縣債引受に依り融通したる大正十一年度風水害復舊資金八萬圓中より二萬圓を割きて同村に轉貸し、以て其の善後經營費に充てしめたり。利率年四分八厘、三箇年据置、爾後十五箇年賦償還とす。

（一〇）日暮里町小學校復舊竝區劃整理資金

東京府下日暮里町は大正十四年三月の大火に於て二千餘戸を燒失せるのみならず、小學校亦類燒の厄に遭ひ、燒失校舍の復舊及燒跡の區劃整理は之が善後措置として急速施設を要したるを以て、同町の要求額小學校建築費二十二萬圓、燒跡區劃整理費十五萬八千圓計三十七萬八千圓に對して査定を加へ、大正十五年八月三十五萬圓を第四回復興貯蓄債券收入金中より東京府債引受の形式に依り融通したり。其の引受利率は年六分五厘、償還期限は復興貯蓄債券の期限内にして、府の轉貸は之を無利とせり。

第四款　宮城縣耕地整理事業資金

宮城縣に於ては明治四十三年八月及九月に於ける風水害の善後措置として、耕地一萬五百餘町歩に亙る整理施行の計畫を樹て、其の調査及指導費七萬二千九百圓、補助費三十七萬七千百圓、合計四十五萬圓を縣に於て負擔し、之が財源としては夫々半額宛を國庫補助竝に起債に求むる方針なりしが、其

の内國庫補助は遂に認められず、殘半額二十二萬五千圓に就き明治四十四年三月縣債を發行して預金部の引受を得たり。右引受の條件は利率年五分、四箇年据置、爾後十箇年賦償還なりき。

第五款　町村教育費補塡資金

宮城縣下に於ける町村は、明治四十三年の水害に依り打擊を蒙ること甚しく、多額の歳入缺陷を生じ、教育費の負擔にも困難を來すの實狀に陷れり。而も教育のことたる一日も之を忽にすべからざるを以て、整理明治四十四年三月預金部は縣債引受の方法に依り、利率四分五厘、償還期限十箇年（据置二箇年）の條件を以て、二十二萬四千五百圓を同縣に融通し、縣より小學校經常費に充當せしむる爲め此等の町村に轉貸せしめたり。

其の後此の種資金の融通は絶えて無かりしが、越えて大正十三年に至り、岡山縣に於て同年夏期の旱害に因り收穫皆無又は之に近き狀態に陷りたる町村を少なからず生じたり。而して此等の町村に於ては租稅の減免・猶豫・滯納等の爲め其の財政は極度の窮乏を告げ、延いては小學校に於ける學級の整理減少又は教員俸給の不拂等を惹起し、町村の教育制度上將來に惡例を貽し、國民教育の根柢を動搖するが如き虞あるを慮り、被害町村に於ける義務教育費中（平均八千圓）の三割乃至七割を貸付くるものとして總額三十萬圓を融通し、町村歳入の缺陷を補塡して義務教育の廢頽を防がれ度き旨同縣知事より願出ありたり。預金部に於ては事情已むを得ざるものとして之を認め、大正十四年五月利率年四分八厘、償還期限七箇年（据置二箇年）の岡山縣債三十三萬千圓を引受け、縣より無鞘を以て之を被害町村に轉貸せしめたり。尙岡山縣に融通せられたる本資金は、大正十三年度旱害救濟資金中より供給せられたるものにして、右旱害救濟資金は勸業銀行又は農工銀行を通じて廣く全國に融通せられたるものなるが、岡山縣に於ける町村歳入缺陷補塡を目的とする右三十三萬千圓のみは、地方債引受の形式に依り融通せられたるものなり。

第六款　東北凶作救濟資金

大正二年東北地方は未曾有の凶作に逢ひ、其の窮狀甚しきものありしを以て、政府は協議の結果、之が救濟資金を國庫より貸付くる事に決定したり。然りと雖も之が豫算成立するに非ざれば直に實行し得ざる事情あり、而も資金の需要は焦眉の急に迫りしを以て取敢へず大正二年度末の所要額は一時之を預金部資金を以て道府縣に融通することとせり。斯くして預金部は大正三年二月より三月に亙り夫々道地方費債又は縣債引受の方法に依り之が融通を實行したるが、其の引受額は北海道地方費債三十九萬圓、青森縣債七十六萬圓、岩手縣債四十萬圓（但し此の分は融通の豫定なりしも實行を見ず）宮城縣債二十萬圓、福島縣債十五萬圓、山形縣債十五萬圓なりとす。右地方債の引受利率は年四分二厘にして何れも償還期限たる大正三年四月末に於て國庫貸付金に振替へられたり。

第七款　鹿兒島縣櫻島爆發災害復舊資金

大正三年一月十二日鹿兒島縣櫻島の爆發あり、降灰石甚だ多量にして、其の災害區域は鹿兒島郡外三郡の廣範圍に亙り甚しき慘狀を呈せり。而して之が復舊事業は此等疲弊せる地方民の自力にのみ到底俟つ能はざるものあり、且又縣に於ても此の災害の爲め破損したる諸建物及道路橋梁等の復

舊工事費を要したるのみならず、他方地租割其の他の收入に多大の缺陷を生じて縣財政上頗る困難なる事情に陷り、一般災害の救濟に應ずること能はざるに至れり。依て縣は土地復舊資金を國庫より借入れ、之を被害町村に轉貸し、町村は耕地整理組合又は土地復舊組合に對して之が貸付を爲し、以て耕地の復舊工事を施行し、生産力の回復を圖らんとせり。然るに國庫よりの貸付は豫算其の他種種の事情に依りて延引を免れず、而も救濟は刻下焦眉の急に在りたるを以て、差當り預金部より大正三年六月九十五萬圓、同年十月九十五萬圓、計百九十萬圓の縣債を引受け、以て災害土地復舊費に充てしめたり。尙ほ此の外に災害地の河川又は海岸堤防缺潰等の復舊費として、同年十月更に四十五萬圓の縣債を追加引受けたるを以て、融通額合計二百三十五萬圓に達せり。

一方國庫貸付金に就きては、大正三年五月被害地各町村小學校教員俸給の全部又は一部の支拂を爲すこと能はざる町村に對し、之が支拂に充てしむる爲め無利子、二箇年据置、八箇年賦償還の條件に依り四萬圓を融通する所ありしが、翌大正四年六月國庫より無利子にて二百三十五萬圓の融通を受け、卽日預金部引受の縣債三口合計二百三十五萬圓の償還を了せり。尙ほ右預金部引受縣債の發行條件及方法は、原則として明治四十三年十二月の制定に係る、既記預金部にて直接引受くべき地方債證券發行に關する條件及方法等に準じたるものなるも、右發行及引受方法は短期債なると且又利率・償還期限等に變更あるのみならず、當時に於ける此の種地方債引受の例として注目すべきものなるを以て、左に之を掲ぐべし。

鹿兒島縣債發行竝引受方法（大正三年六月三日理財局長通牒）

一　鹿兒島縣ハ大正三年六月五日ニ九拾五萬圓同年十月一日ニ九拾五萬圓ノ債券ヲ發行スルモノトス

二　償還期限ハ大正四年四月末日迄トシ利子割合ハ年四分二厘トス

三　利子仕拂ハ九月三月ヲ定期トシ元金償還ノ際ニハ臨時ニ仕拂フモノトス

四　募集又ハ償還ノ際ニ於ケル一期ニ充タサル端數利子ハ募集ノ際ニハ拂込ノ翌日ヨリ償還ノ際ニハ仕拂ノ當日迄日割ヲ以テ計算スルモノトス

五　券面ノ金額ハ每回九拾五萬圓トス

六　起債ノ認可ヲ與ヘタルトキハ預金部ハ直ニ債券ノ引受竝應募金拂込等ニ關スル令達ヲ日本銀行中央金庫ニ對シ發スルモノトス

七　日本銀行ハ前項ノ令達ニ基キ當該期日ニ於テ債券ノ引受ヲ鹿兒島縣ニ申込應募金ヲ同縣金庫ニ拂込ノ手續ヲナスモノトス

八　日本銀行ハ拂込金ニ對シ鹿兒島縣ヨリ送付シ來リタル證券ヲ受領シ之ヲ中央金庫ヘ納付スルモノトス

九　元利金ノ取立ニ關シテハ前三項ノ手續ヲ準用スルモノトス

十　債券ハ別紙樣式ニ依リ調製スルモノトス

右發行及引受方法は其の後の發行に係る四十五萬圓の引受に際しても準用せられたるものとす。

第八款　山形縣水利組合竝耕地整理地區整理及事業資金

山形縣大藏村清水堰普通水利組合は、明治四十一年開田の目的を以て水路の開鑿等を企畫し、爾後之が事業遂行に努め來りしが、其の後事業の經營に頓挫を來し、組合は多額の債務を負うて全く收拾すべからざる狀態に立ち至れり。一方同一地區及組合員を以て成る清水合海耕地整理地區も亦同樣の運命に陷りたるを以て、縣は此等組合の負債の整理及事業資金として、大正八年三月利率年四分

八厘、償還期限を七箇年の縣債五萬六千圓の引受を預金部に求め、右に依りて得たる資金中四萬二千圓を清水堰普通水利組合に、殘額一萬四千圓を清水合海耕地整理地區に對して融通したり。

第九款　社會事業資金

所謂社會事業資金の預金部融通は大正八年より始まれり。卽ち小賣市場・住宅改良等日常生活を安易ならしむる施設に對し低利資金を供給し、之が助長を圖るは當時に於ける世情に顧み極めて機宜を得たる處置なりとし、大藏省は大正八年七月省議の決定に基き、預金部資金中より六百萬圓を割き之に融通することになれり。仍て關係省と協議の結果、大正八年七月二十二日內務省地方局長より各地方長官に對し左の如き通牒を發せり。

低利資金供給ニ關スル件

小賣市場住宅改良等日常生活ヲ安易ナラシムル施設ニ對シ低利資金供給ノ儀ニ關シテハ、六月十日秘第一三九四號ヲ以テ通牒ノ次第モ有之候處、今回大藏省預金部ヨリ別紙乙號ノ條件ノ下ニ本年度ニ於テ六百萬圓融通セラルルコトニ決定相成候條、此際成ル可ク右等施設ノ實行ヲ期スルコトトシ、資金供給ノ必要アル向ニ在テハ別紙甲號ノ計畫書ヲ添ヘ八月末日迄ニ御申出相成樣致度。

追テ本資金ヲ以テ建築スル住宅ハ中產階級以下ノ小住宅トシ、成ル可ク多數建築スル方針ニ致度、尙組合等ニ資金ヲ融通シ若クハ補助スル場合ハ、基礎鞏固事業遂行ノ見込確實ナル公益法人其ノ他團體ニ限定スルコトハ勿論、其事業ニ付テモ嚴重監督ヲ加ヘ苟クモ營利ニ走ル如キコト無之樣愼重ナル考慮ヲ加ヘ決定相成候樣致度、尙又本年度以後融通額ニ付テハ未定ニ有之候。

（別紙乙號）

預金部資金融通條件（大正八年七月十二日大藏大臣決濟）

一、融通總額ハ六百萬圓以內トス

二、利率ハ年四分八厘トシ債券發行ノ形式ニ依ルコト其ノ債券ノ樣式別紙ノ通リ

三、道府縣以外ノ所要額モ凡テ地方費債又ハ府縣債トシ一旦地方費又ハ府縣ニ於テ融通ヲ受ケタル上更ニ郡市區町村其ノ他ニ貸付クルコト

但シ貸付利子ハ四分八厘ヲ超エサルコト

人口四十萬以上ノ都市ハ前項ノ例ニ依ラス自カラ債券ヲ發行スルコトヲ得

四、個人ニ對スル貸付ハ地方費又ハ府縣ヨリ直接貸付ヲ爲スコト、地方費又ハ府縣ヨリ郡市區町村ニ貸付ケ郡市區町村ニ於テ更ニ貸付ヲ爲ス場合トヲ問ハス可成組合ヲ設ケシメ組合員ノ連帶債務トスルコト

五、本起債ノ償還年限ハ可成短縮シ最長二十箇年ヲ超過セサルコト

六、元金及利子ノ支拂期日ハ三月及九月トスルコト

（債券樣式省略）

斯くて預金部は所定の條件に依り總額六百萬圓を融通することとなりしが、他方簡易生命保險積立金中より同樣の目的を以て三百五十萬圓の融通方決定せられ、融通豫定額合計九百五十萬圓に達したり。而も之に對する供給希望申込總額は二千二百八十七萬餘圓に達せしを以て、左記査定方針に基き其の供給割當を決定したり。

一、個人・會社・建築組合等の經營に係るものに對しては本年度の供給は之を見合はすこと。

二、貸付申請額貳萬圓以下は申請金額を供給す。

三、同貳萬圓超過五萬圓以下は申請額の約七割を供給す。

四、同五萬圓超過の分は申請額の約四割を供給す。

五、六大都市に對しては平均一都市八拾萬圓合計四百八拾萬圓を供給することとし、其の內譯を左の通りとす。

東京市	一、〇〇〇、〇〇〇圓	四、八〇〇、〇〇〇圓
大阪市	一、〇〇〇、〇〇〇	
京都市	八〇〇、〇〇〇	
神戸市	八〇〇、〇〇〇	
橫濱市	六〇〇、〇〇〇	
名古屋市	六〇〇、〇〇〇	

六、査定の結果本年度に於て供給し能はざる分、申請額より減額供給する分及新規申出の向に對するものとして來年度に於ても資金繰合の許す限度に於て相當詮議必要ありと認む。

七、主として中流階級の住宅建築を目的とする向に對しては本年度に於ては供給を見合はすこととす。

八、罹災後の復舊として經營するものは別途詮議に讓ることとせり。

右の如くにして一應前記九百五十萬圓の割當は決定したるも、右金額のみを以てしては到底大都市及其の近接地區に於ける施設の普及を期し難き憾ありたるを以て、此の目的の爲め同年度に於て更に一千萬圓を追加融通することとなり、大正八年十一月十二日地方局長、理財局長連名にて東京、大阪、兵庫各府縣知事に對し左の如き通牒を發したるが、同月十九日更に京都、神奈川、愛知各府縣知事に對しても亦同樣の趣旨を通牒する所ありたり。

住宅及小賣市場經營ノ低利資金ニ關スル件依命通牒

國民生活ノ安易ヲ圖ルヘキ諸種施設ノ奬勵方ニ關シテハ屢次通牒ノ次第モ有之、且又之カ助成ニ必要ナル低利資金ノ供給ヲモ及通牒候ニ付テハ著々其ノ實現ニ努メラレ候コトト存候處、就中大都市及其ノ近接地區ニ對シテハ、現下ノ狀勢ニ照シ住宅及小賣市場ノ施設ノ發達普及ヲ促スノ必要益々切ナルモノアルヲ認メ候條、一層ノ御配慮ヲ以テ右等事業ノ達成ニ力メラレ度、之カ爲同低利資金ヲ要スル場合ハ更ニ融通ノ途ヲ講スルコトト相成候ニ付、此際公共團體ハ勿論公益法人タルト組合タルト將タ個人タルトヲ問ハス（但公共團體公益法人及產業組合ヲ除クノ外相當ノ物上擔保ヲ提供スルモノニ限ル）、苟モ確實ニ事業ヲ遂行シ得ヘキ見込ノモノヲシテ、本年度內實行シ得ラルル限リ實行スルコトトシ、相當計畫ヲ立テシメ、其ノ必要資金額計畫書ヲ具シ至急御申出相成候樣致度。

追テ融通條件及計畫書樣式等ハ本年七月二十二日發地第一三五號通牒ニ準スル儀ト御承知相成度、尙本文供給總額ハ東京市、大阪市、神戶市及其ノ近接地等ヲ主トシ、約壹千萬圓ノ見込ニ候條御含相成度。

尙ほ右一千萬圓の社會事業資金融通に關しては東京市、大阪市、神戶市を主とし、橫濱市、名古屋市、京都市に對しては貸付申請の狀況に依り、總てを通じ右金額の範圍內に於て考慮せんとしたるものにして、右に關する內務、大藏兩省の協定事項左の如し。

一、今回ノ融通總額ハ壹千萬圓トス。

二、今回ノ供給ハ東京市、大阪市、神戶市及各其ノ近接地區ニ關シテハ、具體的計畫ヲ立テ申出テタルモノニ限リ總額ノ範圍內ニ於テ供給スルモノトス。

三、供給條件ハ本通牒ニ特ニ揭クルモノノ外前回六百萬圓融通ノ條件ト同樣トス。但シ京都市、橫濱市、名古屋市及各其ノ近接地區內ノ經營事業ニ對シテ之ヲ爲スコトトス。

右の如くにして大正八年度社會事業資金は融通せられ、爾後各年度共其の供給方を決定したるが其の融通決定額は大正八年度千六百萬圓、同九年度六百八十三萬八千圓、同十二年度千五百萬圓なりしを除き、他は昭和元年度に至る迄每年度一千萬圓なりき。

尙ほ本資金は當初は既述の如く小賣市場及住宅建設の目的にのみ限られしが、其の後公益質屋、簡易食堂、結核療養所、公設浴場、託兒所、職業紹介所、共同宿泊所、保育所等の施設費或は各種生業資金等に迄融通せられ、大正十四年四月には新に住宅組合法の制定せらるるや、此の種資金の需要は益〻增加し社會政策的事業の助成に顯著なる成績を貽すを得たり。然るに本資金の借入は諸種の事情に依り甚だしく遲延し、大正十五年度に至り猶ほ大正十二年度分の融通未濟を存するの狀態なりしを以て遂に同年八月大正十二、十三兩年度分融通未濟額は全部之を打切り、大正十四年度分に就きても一定の期間內に申請を爲さざるものは同樣打切を行ひ、右打切に係る事業にして已むを得ざる事情の存するものは、改めて十五年度所要資金として融通を申請せしむることとし、以て一應之が整理を實行したり。尙ほ本資金の融通條件等に關しては、其の後各年度共前記大正八年度資金の夫を蹈襲せる所なるを以て玆には之を贅せず。

第十款　北海道岩內町財政整理補助金

北海道岩內町に於ては曩に借入金其の他に依り漁港修築のことに當りしが、其の計畫に齟齬を來し、爲めに大正五年度後期以來殆ど町債元利の支拂を爲すことを得ず、一面餘儀なき事情の下に借入れたる一時借入金も其の額次第に嵩み、之が整理は焦眉の急に迫りしを以て、政府は北海道廳の申請を容れ左の如き整理要項を樹立したり。

一、岩內町の有する債務六十三萬二千圓中、同町が北海道拓殖銀行其の他へ支拂ふべき利子の延滯利息竝に違約金一萬七千八百九十圓は債主に於て其の債權を拋棄すること。

二、北海道地方費罹災救助基金より借入れたる十二萬六千圓竝に其の延滯利子一萬八千圓計十四萬四千圓は、年利四分八厘三十箇年間据置、爾後六箇年賦を以て償還すること。

三、前二項の金額を除きたる岩內町の舊債四十七萬圓は一括して低利債に借換ふること。

四、前項舊債の債主たる北海道拓殖銀行は右借換に應ずる爲め三十箇年賦四分八厘の債券四十七萬圓を發行し、預金部の引受を受け、同行は之を三十箇年賦四分八厘にて同町へ貸付くること。

五、岩內町は特定財源二萬八千五百圓の內より第二項の利子を控除し、其の殘額每年度二萬一千五百圓を下らざる金額を支出し、尙ほ之に末項の補助金を加へて財源となし、三十箇年賦に前項債券元利金の均等償還を爲すこと。

六、北海道地方費は三十箇年賦四分八厘の債券五十萬圓を發行し、預金部の引受を受け、之に依りて得たる資金を以て七分利付の拓殖債券を引受け、其の收むべき利錢を全部岩內町に補助すること。

右要項に依り岩內町の財政整理を援助することとせしが、其の後都合に依り末項の北海道地方費債引受額は四十六萬圓と改められ、大正九年四月之が引受を實行したり。

第十一款　神奈川縣川崎町水道敷設資金

神奈川縣川崎町は人口激增の結果用水の不足を告げ、且つ一般に水質不良なりし爲め、町民の保健上に及ぼす影響可ならざるものありしを以て、水道敷設の計畫を樹て、預金部普通地方低利資金其の他を借入れ工事に著手したりしが、右借入金等の預ケ入先たる七十四銀行の破綻に遭遇し、工事の進捗に支障を來すに至れり。依て預金部は大正十年三月利率年四分八厘、償還期限十箇年の神奈川縣債二十萬圓を引受け、同縣をして之を川崎町に無利を以て轉貸せしめたり。

第十二款　群馬縣萬場町電氣事業資金

群馬縣多野郡萬場町は電氣事業經營の目的を以て、八萬二千圓の借入金を爲し事業施行中なりしが、右資金の預入先たる七十四銀行の破綻に遇ひて、預金の大部分は拂戻不能に陷り、工事の進捗に支障を來すに至れり。依て預金部は大正十一年一月利率四分八厘、償還期限十箇年の群馬縣債七萬四千圓を引受け、同縣をして無利を以て之を萬場町に轉貸せしめたり。

第十三款　大分縣富士緒井路水利組合整理資金

大分縣富士緒井路普通水利組合は明治四十二年三月の設立に係り、同四十四年十月水路の開鑿に著手したり。同組合當初の計畫に依れば事業費二十四萬七百餘圓にして、內二十四萬圓は起債に依り、其の他は組合員よりの徵收金に依ることとし、四百八十餘町歩に灌漑する豫定なりき。然るに其の後種々の事情に依り事業に蹉跌を來し、借入金は旣に四十五萬九千圓に及びしも、開田反別は僅に百三十餘町歩に過ぎず、尙ほ此の外三十四萬九千八百餘圓を投じ水路の特別修繕を爲すに非ざれば豫定の區域を灌漑し能はざるの狀態に陷り、爲に負債の償還は大正四年以來不能となるに至れり。茲に於て縣は大正六年以降之が整理の衝に當り、詳細なる調査を爲したる結果、其の方法の宜しきを得るに於ては整理には充分見込のあることを認め、組合當事者を督勵し數回に亙りて整理案を樹て大正十一年遂に之が成案を得、其の整理資金の融通方に就き預金部に願出づる所ありたり。依て預金部は大正十二年三月及十一月の二回に亙り合計五十七萬七千圓の大分縣債を引受け（利率年四分八厘、償還期限三十箇年）、縣をして同組合に無利轉貸せしめ、其の舊債及未拂工事費の支拂に充てしめたり。

第十四款　震災復舊資金

震災復舊資金の融通は、大正十一年十二月の長崎縣に於ける震災に對し六十二萬九千圓を融通したるを嚆矢と爲し、爾後度々此の種資金の融通ありしが、關東大震災に伴ふ諸種の復興及復舊資金に就きては別に述ぶることと爲し、茲には右長崎縣下の震災復舊資金（卽ち丹後但馬地方震災復舊資金）に就きてのみ記述せんと欲す。

（一）　長崎縣震災復舊資金

大正十一年十二月長崎縣南高來郡一帶に强震あり、其の被害甚しく復舊の容易ならざるものありしを以て、預金部より低利資金の供給あり度き旨同縣知事より願出ありたり。依て預金部は大正十二年三月利率年四分八厘、一箇年据置、十箇年賦償還の長崎縣債六十二萬九千圓を引受け、之を被害の最も甚しき九箇村に轉貸せしめ、以て小學校校舍・道路・堤防・家屋等の復舊費に充てしめたり。

（二）　兵庫縣及京都府下震災復舊資金

大正十四年五月丹後地方に震災あり、全潰又は全燒家屋二千六百九十餘戶に及び、其の他道路・橋梁・各種營造物等甚しき被害を蒙り、之が復舊復興は焦眉の急なりしを以て、土木費・公共營造物復舊費・町村歲入缺陷補塡費等の地方公共團體所要資金は、一般會計よりの融通に俟つこととし、一般住宅復舊費・旅館復舊費及生業資金等の個人所要資金二百五十萬圓は、之を預金部より融通することに決定を見たり。右の內住宅組合建築資金百萬圓、城崎町旅館復舊資金五十萬圓は地方債證券引受の方法に

依り、融通することとなりしが、其の後右の方法に變更あり、其の他建築及産業資金中産業組合に貸付くべき五十萬圓のみを社債券引受の方法に依り融通することとなり、結局左の如き割當に依り之を實行したり。

債券別	住宅組合建築資金	城崎町旅館復舊資金	其の他建築及産業資金	計
京都府債	五一、一〇〇円		三〇、四〇〇円	八一、五〇〇円
兵庫縣債	九四八、九〇〇	五〇〇、〇〇〇	四六九、六〇〇	一、九一八、五〇〇
勸業債券	—	—	二五、六〇〇	二五、六〇〇
兵庫縣農工債券			四七四、四〇〇	四七四、四〇〇
合計	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇

右に依り大正十五年三月百十五萬一千圓の兵庫縣債を引受けたるを初めとして、昭和元年度中に全額の融通を見たるが、右の內地方債證券の利率は年四分八厘、償還期限二十箇年にして、府縣の轉貸は年四分八厘以下又は無利子とす。

第十五款　關東震災關係資金

第一項　概說

震災關係資金中預金部が地方債引受の形式に依り融通せるものには普通資金に依るものと、復興貯蓄債券收入金に依るものとの兩口あり、而して昭和元年度末現在に就きて見るに前者は之を(イ)震災應急資金(小學校應急施設費・灰燼除却費・神奈川縣罹災救助資金運用金借換費・公共團體應急施設費)(ロ)震災地復舊竝復興資金(橫濱市復興資金・小田原町外二町道路改修費)に分ちて融通せられ、後者は總て右(ロ)の目的を有する資金として融通せられたるものにして、卽ち罹災地公營住宅資金・木造店舖及店舖向建築資金・瀧野川町外二町小學校建築資金・日暮里小學校復舊竝區劃整理費・橫須賀市住宅資金・復興建築助成株式會社貸付資金等あり。此等資金中には大正末年迄に償還を了せしものもありて、今昭和元年度末に於ける此等資金融通現在高の內譯を見るに次の如し。

(一)　普通資金の部　(總額三七、四八〇、五〇〇圓)

資金別	震災應急資金			震災地復舊竝復興資金		
融通形式 / 融通目的	小學校應急施設費	灰燼除却費	公共團體應急施設費	橫濱市復興資金	小田原町外二町道路改修費	
埼玉縣債	二二六、〇〇〇円	—	二九〇、二〇〇円	—	—	—
千葉縣債	七七一、三〇〇	—	六七四、五〇〇	—	—	—
東京府債	一、五五〇、〇〇〇	—	四、六四九、九〇〇	—	—	—
神奈川縣債	二、三九五、五〇〇	三六三、五〇〇	二、六六六、九〇〇	—	—	—
山梨縣債	八七、八〇〇	—	—	—	—	—
靜岡縣債	一八〇、六〇〇	—	六二九、六〇〇	—	—	—
東京市債	四、〇一五、八〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	四、四二四、一〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	—	—
橫濱市債	一、八四〇、四〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、六六四、四〇〇	—	—	—
合計	一一、〇六七、四〇〇	六、五六三、五〇〇	一四、九九九、六〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇	—

(二)　復興貯蓄債券收入金の部　(總額七、一七一、六五〇圓)

融通形式 / 融通目的	罹災地公營住宅資金	木造店舗及店舗向建築資金	瀧野川町外二町小學校建築資金	日暮里町小學校復舊竝區劃整理費	横須賀市住宅資金	復興建築助成株式會社貸付資金
埼玉縣債	一〇〇、〇〇〇円					
東京府債	二七〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇円	四〇〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円	九〇〇、〇〇〇円	三、七四一、六五〇
神奈川縣債	六五、〇〇〇	七〇、〇〇〇				七四七、五〇〇
靜岡縣債	八〇、〇〇〇	—				四、四八九、一五〇
山梨縣債	一九、〇〇〇	—				
東京市債	—	二九五、〇〇〇				
横濱市債	—	九三、五〇〇				
合計	五三四、〇〇〇	四九八、五〇〇				

右資金中には昭和二年度以降に於ても繼續的に融通せられたるもの尠からず、從て右に計上せる金額が震災關係資金の全部にあらざるは論を俟たざる所なり。以下各資金の融通顚末に就き項を分ちて說述する所あるべし。尙ほ此の外に社債券引受の形式に依り融通せられたるもの尠からざるも、此等に關しては本章第五節に於て記述する所を參照すべし。

第二項　小學校應急施設費、灰燼除却費、神奈川縣罹災救助基金運用金借換

關東大震災に依り東京、神奈川、靜岡、山梨、埼玉、千葉の六府縣に於ける市町村小學校にして、燒失、倒壞、破損等の損害を受けたるもの六百三十二校に及び、此の爲め修學の途を絕たれたる學齡兒童四十六萬三千四百餘名に達するの狀態にして、其の復舊は最も急を要するものありたり。又東京市燒失區域內の灰燼は急遽に之を處分するの必要あり、應急の處置としては此の際出來得る限り各所有者をして其の儘之を利用せしめ、急坂の如きは便宜に從ひ之を埋立つることと爲したるが、而も殘餘の部分にして他へ般出するの外處分方法のなきもの約二十萬立坪ありしを以て、之を以て本所、深川及芝浦等の海岸を埋立つるの計畫を樹てたり。依て大正十二年十月十六日付を以て內務、文部兩大臣より大藏大臣宛に、小學校應急施設費として一千百六萬七千四百圓を前記六府縣及東京、橫濱兩市に、東京市燒跡整理費として五百萬圓を同市に、夫、預金部より融通あり度き旨を申越したり。大藏省に於ては事情已むを得ざるものと認め、十一月十四日付大藏大臣より右承諾の旨を內務、文部兩大臣に回答すると共に、將來該經費に就き國庫より補給の件決定し、又は復興院の事業豫算と重複するが如き場合には、其の部分に就き減額又は繰上償還方取計はれ度き旨附言し、更に十一月二十二日付を以て內務省地方局長及大藏省理財局長連名を以て關係各府縣知事に對し通牒を發し、各融通金の割當額次の如し。

預金部資金融通條件

一、利率ハ年四分八厘トシ債券發行ノ形式ニ依ルコト。其ノ債券ノ樣式別紙ノ通。

二、本資金ハ總テ府縣債トシ、一旦府縣ニ於テ融通ヲ受ケタル上更ニ市町村ニ貸付クルコト。但シ其ノ貸付利率ハ四分八厘ヲ超ヘサルコト。

東京市橫濱市ハ前項ノ例ニ依ラス、自ラ債券ヲ發行スルコトヲ得。

三、本資金ハ(據置七箇年以內)償還期限三十箇年(但據置期間ヲ含ム)ヲ超過セサルコト。

四、元金及利子ノ支拂期日ハ三月一日及九月一日トスルコト。

震災應急資金(第一回分)割當額

小學校應急施設費	一一、〇六七、四〇〇円
東京市	四、〇一五、八〇〇
橫濱市	一、八四〇、四〇〇
橫須賀市	三五九、〇〇〇
千葉市	一三、八〇〇
甲府市	二八、九〇〇
東京府下町村	一、五五〇、〇〇〇
神奈川縣下町村	二、〇三六、〇〇〇
靜岡縣下町村	一八〇、六〇〇
千葉縣下町村	七五七、五〇〇
埼玉縣下町村	二二六、〇〇〇
山梨縣下町村	五八、九〇〇
灰燼除却費	
東京市	五、〇〇〇、〇〇〇
總計	五、〇〇〇、〇〇〇
	一六、〇六七、四〇〇

斯くて融通條件割當額等の決定すると共に各公共團體よりの借入申込あり、大正十三年三月三十一日迄に割當全額の融通を了せり。其の狀況次表の如し。

用途	債券別	發行日	融通額	据置期間	償還期
東京市灰燼除却費	東京市債	大正一二・一二・二二	五、〇〇〇、〇〇〇円	六年二箇月	自昭和五年度至同二七年度
小學校應急施設費	東京市債	〃	四、〇一五、八〇〇	〃	〃
東京府下町村小學校同上	東京府債	一三・三・三	一、五五〇、〇〇〇	六箇年	〃
橫濱市小學校同上	橫濱市債	一三・三・一九	一、八四〇、四〇〇	〃	同上
橫須賀市小學校同上	神奈川縣債	一三・三・八	三五九、五〇〇	七箇年	自昭和六年度至同二八年度
神奈川縣下小學校同上	〃	〃	二、〇三六、〇〇〇	〃	同上
千葉市小學校同上	千葉縣債	一三・三・三一	一三、八〇〇	六年十一箇月	同上
千葉縣下町村小學校同上	〃	〃	七五七、五〇〇	〃	同上
靜岡縣下町村小學校同上	靜岡縣債	〃	一八〇、六〇〇	五年十一箇月	自昭和二年度至同七年度
甲府市小學校同上	山梨縣債	〃	二八、九〇〇	十一箇月	自大正一四年度至昭和四年度
山梨縣下町村小學校同上	〃	〃	五八、九〇〇	〃	同上
埼玉縣下町村小學校同上	埼玉縣債	一三・三・三一	二二六、〇〇〇	四年十一箇月	自昭和四年度至同二四年度
合計			一六、〇六七、四〇〇		

然るに橫濱、橫須賀兩市に於ても前記東京市の場合と同じく灰燼除却の必要あり、橫濱市に於ては約十二萬立坪の灰燼を、一立坪約十二圓の費用を投じて除却せんとせしが、尙橫須賀市に於ては約三千六百立坪の外市內山地土砂崩壞二十箇所あり、其の土砂約十萬立坪に及び、之が除却費用として一立坪宛約十五圓を要する見込なりき。更に神奈川縣は震災勃發當時罹災救助基金より四十五萬七千圓を借入れて應急施設費に充てたるも、該基金は他の用途に充つる必要に迫られ、之を他の資金を以て借換ふるの已むを得ざる事情に在りたり。事情右の如くなりしを以て、大正十二年十一月十七日付內務次官より大藏次官宛に右費用を預金部より融通ありたき旨申越あり大藏省は詮議の結果之を容れ、同年十一月二十九日付を以て承認の旨を回答し、其の融通條件等は第

一回震災應急資金の條件に準ずることとし、左の如く資金の割當を爲したり。

震災應急資金(第二回分)割當額

横濱市灰燼除却費	一、二〇〇、〇〇〇円
横須賀市灰燼除却費	四三、〇〇〇
横須賀市灰燼除却費	三二〇、五〇〇
横須賀市崩壊土砂除却費	四五七、〇〇〇
神奈川縣罹災救助基金運用金借換	二、〇二〇、五〇〇
計	

茲に於て大正十二年十二月十三日付を以て、内務省地方・大藏省理財兩局長より神奈川縣知事に對し右の旨を通牒し、其の後幾くもなく左の如く之が融通を實行せり。

用途	債券別	發行日	融通額	据置期間	償還期
横濱市灰燼除却費	横濱市債	大正一三・三・一九	一、二〇〇、〇〇〇円	六箇年	自昭和二五年度至同二七年度
横須賀市灰燼及崩壊土砂除却費	神奈川縣債	一三・三・一八	三六三、五〇〇	七箇年	自昭和二六年度至同二八年度
神奈川縣罹災救助基金運用金借換	〃	一三・三・八	四五七、〇〇〇	〃	同上
合計			二、〇二〇、五〇〇		

第三項　公共團體應急施設費

前述の如く預金部は前後二回に亙り合計一千八百八萬七千九百圓の震災應急資金を融通し、以て罹災小學校の應急施設費、灰燼及土砂除却費等に充てしむる所ありしが、尚ほ震災地方公共團體等に於ける應急施設には土木・敎育・勸業・電氣・水道其の他諸般の事業に亙り急を要するもの甚だ多かりき。而して此等公共團體に於ては、震災に起因する歳入缺陷の爲め、既定事業の打切及一般財政の整理緊縮を斷行し、基本財産積立金等の運用し得べきものは總て之を運用する計畫を樹てたるも、尚ほ右應急施設を實行し得ざるの事情に在りしを以て、大正十二年十一月三十八日付内務省より大藏省に對し、此等震災地公共團體應急施設費として三千八百四十八萬三千圓を國庫より貸付又は預金部より融通方取計はれ度く、尚ほ此等の資金は疲弊せる民力を以て償還せざる可からざるものなるを以て七箇年内の据置期間を設け、右期間を含み三十箇年内に償還せしむることとし、且つ國庫より貸付くる場合は無利子、預金部より供給する場合は之が利子を國庫より補給せられ度き旨申越ありたり。依て大藏省に於ては之が對策に就き詮議の結果、資金の都合上要求額の全部を容るることは到底不可能なりしを以て、取敢へず預金部より千五百萬圓の範圍に於て、且つ償還期限を年度内として右要求に應じ之が貸付を爲すこととし、此の旨同年十二月二十二日回答し、同二十七日付を以て地方・理財兩局長より各府縣知事に對し、右資金の割當を通達したり。尚ほ本資金の貸付條件竝に繰上償還等に關する事項は前回の通りと定められたり。今試に内務省の要求額と之に對する預金部の割當額とを表示すれば次の如し。

震災應急資金(第三回分)割當額

	要求額	預金部割當額
借入主體	内務省	
東京府	一四、七五一、〇〇〇円	四、二二八、四〇〇円
東京市	七、〇四一、〇〇〇	四、四三四、二〇〇

東京府下町村	一、九一一、〇〇〇	四二一、五〇〇
神奈川縣	四二四五、〇〇〇	一、八六二、四〇〇
横濱市	五二九六、〇〇〇	一、六六四、四〇〇
横須賀市	九二三、〇〇〇	三八三、〇〇〇
神奈川縣下町村	一四七〇、〇〇〇	四二一、九〇〇
埼玉縣	八三二、〇〇〇	二九〇、二〇〇
千葉縣	三三一、〇〇〇	六七四、五〇〇
靜岡縣	一、三七九、〇〇〇	四一二、二〇〇
靜岡縣下町村	三〇四、〇〇〇	二一七、四〇〇
計	三八四八三、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇

右資金は神奈川縣に對する分を除き全部割當金額の融通を了せり。而して此等の融通金は既述の如く年度內に償還せしむる約束なりしも、各公共團體の財政の實狀は到底之が實行を許さざるものありしは明かなる所なるを以て、大正十三年二月十五日內務省は右資金を七年間据置、償還三十年とすることに改定し、尙ほ第一回分及第二回分に就きても同樣に期限延長ありたき旨申出でたり。蓋し震災關係資金は總て七箇年据置、爾後二十三年間に償還せしむる豫定なりしも、利子補給及無利子の期間を据置期間中に限定せられたるを以て、尙ほ七箇年間の延長を要すと爲したるものなり。大藏省に於ては詮議の結果第三回分の融通資金に就きては期限延長を認むるも、一躍三十七年に延長することは當を得ずと爲し、仍ち三月三日付を以て第三回分は大正十八年三月三十一日迄償還期限を延長すべきも、第一及第二兩回分は之を從前の儘とすべき旨を內務省に回答し、右回答に基き夫之が手續を了せり。而して第三回分資金の實際融通狀況は次の如し。

債券別	當初發行日	借換日	融通額	据置期間	償還期
東京市債	大正一三・一・二三	大正一三・三・三一	四、四二四、一〇〇円	五年二箇月	大正一八・三・三一全額償還
東京府債	一三・二・七	〃	四、二二八、四〇〇	〃	同
同上	一三・三・三一		四二一、五〇〇	五箇年	上
横濱・市債	一三・二・一	一三・三・三一	一、六六四、四〇〇	五年二箇月	同
神奈川縣債	一三・一・一八	〃	一、八六二、〇〇〇	五年一箇月	同
同上	一三・二・一九	〃	三八三、〇〇〇	〃	同
埼玉縣債	一三・三・三一		四二一、九〇〇	四箇年	上
千葉縣債	一三・二・九	一三・三・三一	二九〇、二〇〇	〃	同
靜岡縣債	〃	〃	六七四、五〇〇	五年二箇月	大正一七・九・一及一八・三・一兩回に償還
同上	一三・二・二九	〃	四一二、二〇〇	五年一箇月	大正一八・三・三一全額償還
合計			一四、九九九、六〇〇	〃	同

第四項　小田原町外二町道路改修費

神奈川縣下小田原町・秦野町及鎌倉町は同縣下に於ける樞要の地なるも、街路の幅員狹隘にして一朝有事の場合危險少なからず。大正十二年の關東大震災に際し何れも其の町の主要部分烏有に歸したるは、主として其の街路の狹隘なるに基因する所少なからざりしを以て、偶〻右震災の復舊工事を施行するの機に臨み、路幅の擴張を行ふ計畫を樹てたり。然りと雖も災後の疲弊せる財力を以てし

ては直接之が復舊を爲すこと困難なりしを以て、總工事費百七十一萬三千百餘圓中百三十五萬圓を預金部低利資金に仰ぎ度き旨内務省より照會ありたり。依て詮議の結果當時に於ける預金部資金の狀態に鑑み、八十五萬圓の範圍内に於て左表の如く割當て融通すべき旨、大正十三年七月三十一日内務省に回答し、次で八月七日地方理財兩局長より神奈川縣知事に對し、右資金の融通條件及取扱手續等と共に、其の割當額及融通條件を次の如く通牒したり。

道路改修費（震災應急資金第四回分）割當額

融通町名	内務省要求額	預金部割當額
小田原町	一、〇〇〇、〇〇〇円	五〇〇、〇〇〇円
鎌倉町	二、〇〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
秦野町	一五〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
計	一、三五〇、〇〇〇	八五〇、〇〇〇

道路改修費融通條件

一、融通形式　神奈川縣債ノ引受ニ依ル

一、融通利率　年五分、縣ノ轉貸ハ無利

一、据置期限　大正十八年三月三十一日限トス

一、其ノ他ハ大正十二年十一月二十二日地第二四一號地方理財兩局長通牒ニ據ルコト

右に基き大正十三年度特別地方資金中より同年十二月二十日三十萬圓、同十四年二月五日五十五萬圓の神奈川縣債を引受けたり。

第五項　横濱市復興資金

復興院の決定に依る横濱市復興事業費は總額四千六百三十九萬二千圓にして、内三千五百六十四萬八千六百六十七圓は市の負擔に係り、右事業は大正十二年度より同十七年度に至る六年間に施行することとなりたり。依て政府は極力同市を援助するの方針を樹て、同市が外債を募集する場合には額面四千萬圓償還期限三十六箇年以内の限度に於て其の元利拂を保證することに決定したるの外、預金部より各種事業復興資金として前後二回に亙り一千三百四十萬八千圓、小學校復舊資金として四百萬圓、合計一千七百四十萬八千圓を融通する所ありたり。當初横濱市は右復興事業費を起債に依り一般市場より募集するの困難なるを認め、差當り大正十二年度及同十三年度分の所要額八百八十三萬三千五百圓を、預金部より融通せられ度き旨願出ありしを以て、事情已むを得ざるものとして之を認め、利率年七分、償還期限五箇年、但し將來内外債の成立したる時は、期限前と雖も之を償還することとして、左の如く融通の實行を見たり（貸付金の分に就ては本章第六節第三款第二項參照）。

融通年月日	融通金額	使用目的	償還期限	融通形式
大正一四・三・二〇	一、九八四、二〇〇円	水道及瓦斯事業費	昭和四・三・三一	貸付金
〃　四・二〇	二、九九九、〇〇〇	道路橋梁外七事業費及十全病院費	〃	市債引受
〃　五・九	八〇〇、〇〇〇	電氣事業費	〃	〃
〃　六・二五	三、〇一六、八〇〇	電氣事業外七事業費及十全病院費	〃	〃
合計	八、八〇〇、〇〇〇			

横濱市小學校中には特別都市計畫に伴ひ移轉を要するものあり、又は之を機として敷地の擴張を必要とするものありしが、此等敷地の買收費は四百六十九萬八千四十八圓を要する見込にして、市財

政の實狀を以てしては之が調達甚だ困難なりしのみならず、第四十九回帝國議會の決議に依る同市復興事業費の教育施設費中にも、敷地購入費等は計上せられざりしが如き事情ありしを以て、右經費の中四百萬圓を預金部より融通せられ度き旨願出でたり。依て詮議の結果事情已むを得ざるものとして之を認むることとなり、第一回預金部資金運用委員會の議決を經て、大正十四年六月三十日二百萬圓を、同年九月一日殘額二百萬圓の市債引受を實行せり。兩者共に利率は年五分、償還期限は昭和二十年三月一日なりとす。

横濱市の各種事業復興資金として、大正十二年度及同十三年度分の所要額八百八十萬圓の融通に關しては上述の如きも、其の後に於ても財界の狀勢は依然として起債に不利なりしを以て、大正十四年度分所要額七百九十八萬圓に就きても預金部より融通あり度き旨重ねて願出ありたるが、大藏省に於ては詮議の結果、同年度事業中には後年度への繰延又は前年度よりの持越等の關係もあり、右要求額の內實際調達所要額四百六十萬八千圓を融通することとし、第一回預金部資金運用委員會の議決を經て、大正十五年四月十四日四百二十九萬三千三百圓を、同年五月三日殘り三十一萬四千七百圓を夫、市債引受の形式に依りて融通し、兩口共利率年七分、償還期限昭和五年三月三十一日とせり。

其の後米國に於て横濱市復興事業公債成立せるを以て、同市は當初の融通條件に基き各種事業復興資金として前後二回に亙り融通せられたる全額一千三百四十萬八千圓を大正十五年十二月十三日期限前償還を爲せり。

第六項　木造店舗及店舗向住宅建築資金

震災地に於ける建築資金の需要は復興事業の進捗と共に愈〻切實なるものありしが、所謂耐火構造の建築に就きては防火區域の指定又は補助金の交付あり、又復興建築助成會社を通じて低利資金の融通ありしに拘らず、一般の木造店舗及店舗向住宅の建築に對する資金は頗る枯涸せるを以て、之が資金として東京市分八百萬圓、其の他の分四百萬圓、計千二百萬圓を融通せられ度き旨大正十四年四月內務省より照會あり、詮議の結果之を認め、復興貯蓄債券收入金中より一千萬圓を限度として融通し、全燒・全潰・流失戶數の最も多き東京府神奈川縣東京市及横濱市に配分し（總額の八割を被害戶數に按分し二割の見立てを以て割當つ）、大正十四年度以降五箇年間に亙りて融通を爲すべき方針を樹て、卽ち東京府四十萬圓、東京市七百萬圓、神奈川縣七十萬圓、横濱市百九十萬圓の割當を爲したり。

以上の計畫に基き大正十五年三月乃至十二月に亙り、第三回復興債券收入金中より五十萬圓を融通したるを始めとして、以後同收入金を以て漸次融通を繼續したり。尙ほ本資金は地方債券引受の形式に依り、利率は年六分五厘にして、地方團體をして無利を以て產業組合及住宅組合等に轉貸せしめたるものとす。

第七項　復興建築助成株式會社貸付資金

復興建築助成株式會社は耐火耐震の堅牢なる建物の建築助成を目的として、大正十四年十二月設立せられたるものにして、其の組織及業務の大要左の如し。

（一）資本金　一千萬圓（最初の計畫にては二千萬圓）

（二）存立期限　三十年（最初の計畫にては二十五年）

(三) 業務　大正十二年の大震火災に因る東京市及横濱市の燒失區域内に於ける建物の建築に關し希望者の申込を受け一定の規格による建物(構造は耐震耐火にして規模は街路に添うて有效に利用し得る建物)を建築し二十年以内の返濟に依る割賦販賣の方法により之を賣却すること及斯かる建物を建築するものに對し二十年以内の返濟の方法により建物資金を貸付くること。

(四) 資金　預金部より復興貯蓄債券收入金の内を以て總額六千萬圓の融通を受くる計畫とす。卽ち預金部より東京市債五千萬圓橫濱市債一千萬圓(利率六分五厘乃至七分)の引受を受け更に兩市より無利息にて會社に貸付を受くるものとす。

(五) 東京橫濱兩市との關係　市は會社に對して年八分の配當を保證し會社が右配當を爲し得ざりし場合には兩市は五と一の割合を以て之が補給を爲す。會社に於て損失を生じたる場合も亦同じ。會社の利益が八分以上に上りたる場合には之を兩市に返還せしむ。

(六) 政府及兩市の監督　兩市及政府との關係は斯くの如く密接なるを以て種々の嚴重なる監督を爲し種々の件に關し其の承認を求めしむ。

(七) 事業計畫　會社に於て見込みたる東京市の耐火建築物總延坪は百七十三萬二千坪橫濱市の分は右の二割三十四萬六千四百坪兩市合計二百七萬八千四百坪其の建築費用一坪當り平均三百五十圓とすれば七億二千七百四十四萬圓餘を要す。會社は最初五箇年を以て事業第一期とし會社の資本金一千萬圓政府借入金六千萬圓計七千萬圓を二分し三千五百萬圓宛を割賦販賣及建物資金として貸付くることとし尙ほ手付金の徵收肩代り回收資金の再度貸付の如き方法に依りて其の能率を發揮す。

仍て預金部は右計畫に對し援助を與ふることとし第四回復興債券收入金中より百萬圓第五回分中より百五十萬圓第六回分中より二百萬圓第七回第八回及第九回分中より各百萬圓宛を融通する の方針を樹て著々市債の引受を實行せり。但し同會社其の後の業績は專ら昭和時代のことにし屬本書中說述の限りにあらず。

第八項　罹災地公營住宅資金

罹災地各府縣に於ては住宅頗る拂底せるを以て各市町村に於て公營住宅建設の計畫あり預金部は之が資金として第一回復興貯蓄債券收入金中より百萬圓を割き地方債引受の形式に依り利率年六分五厘償還期限は復興貯蓄債券の償還期限內として之を融通することとなりしが調査其の他の手續等に日子を要し合計五十三萬四千圓を融通したるに過ぎず。其の融通狀況次の如し(左表中靜岡縣に對する五萬圓の融通は昭和二年五月のことなるも便宜之を擧示せり)。

債券別	融通金額	引受年月日	轉貸先	轉貸金額
東京市債	二七〇、〇〇〇圓	大正一四・一二・一五	目黒町	五〇、〇〇〇圓
			世田ヶ谷町	一五、〇〇〇
			矢口町	一五、〇〇〇
			池上村	一五、〇〇〇
			龜戸町	六〇、〇〇〇
			板橋町	五〇、〇〇〇
			岩淵町	五〇、〇〇〇
			和田堀ノ內町	一五、〇〇〇
神奈川縣債	六五、〇〇〇	大正一四・一二・一六	川崎市	六五、〇〇〇
埼玉縣債	一〇〇、〇〇〇	大正一四・一二・一一	浦和市	一〇〇、〇〇〇
	三〇、〇〇〇	大正一五・三・三一	沼津市	三〇、〇〇〇

靜岡縣債	一	五〇、〇〇〇円	昭和二年五月二日
山梨縣債		一九、〇〇〇	大正一四・一二・一〇
合計		五三四、〇〇〇	

第九項　瀧野川町外二町小學校建築資金

東京府下瀧野川町・三河島町及尾久町は關東大震災後東京市より轉居する者多く、隨て就學兒童數激增し、到底從來の校舍を以てしては之を收容すること能はず、且つ舊校舍は震災に因り損害を蒙ること甚しく、校舍建築は焦眉の急に在りたるを以て、小學校舍建築資金として四十一萬七千三百五十圓を預金部より融通せられ度き旨、大正十三年十二月文部省より照會ありたり。依て詮議の結果第二回復興貯蓄債券收入金運用協議會の議決を經て右收入金より融通方の決定せる一般建築及產業資金二百萬圓の內、四十萬圓を割きて之に融通することとし、大正十四年三月三十一日東京府債（五釐）を引受け、府より無利を以て之を右三箇所へ轉貸せしめたり。尙ほ右東京府債引受利率は年六分五厘とし、償還期限は該復興貯蓄債券の償還期限內と定められたり。

第十項　日暮里町小學校復舊竝區劃整理費

東京府下日暮里町は震災後市內の住民夥しく轉居し、人口著しく膨脹したる近郊町村の一なりしが、大正十四年三月大火あり、同町第三・第五の兩小學校及二千餘戶を燒失し、右二校舍の復舊及燒跡の區劃整理は焦眉の急に在りたるも、震災の創痍未だ癒えざる町民の負擔に堪へ得ざるものありしを

以て、大正十四年五月小學校舍建築費として二十二萬圓、燒跡區劃整理費として十五萬八千圓、歲入缺陷補塡資金として三萬五千圓、計四十一萬三千圓を預金部より融通あり度き旨內務省より照會ありたり。依て詮議の結果曩に瀧野川外二町の小學校建築資金を融通せる前例に鑑み之を認むることとなりたるも、歲入缺陷補塡資金は之を除外し、計三十五萬圓を第四回復興貯蓄債券收入金中より融通することに、第六回預金部資金運用委員會の議を經て決定し、大正十五年八月二日東京府債を引受け、府より無利を以て同町に轉貸せしめたり。尙ほ本資金の融通利率は年六分五厘とし、償還期限は該復興貯蓄債券の償還期限內と定められたり。

第十一項　橫須賀市住宅資金

橫須賀市に於ては震災直後罹災地救濟の爲め住宅資金貸付の計畫を樹て、之が財源として三百萬圓の限度に於て起債の許可を受けしが、資金の需要は焦眉の急に迫り、且つ當時財界の狀況混沌たる際なりし爲め、條件の利不利を論ずるの遑なく、差當り不動貯金銀行より百九十萬圓を利率年八分四厘、十箇年期限を以て借入れ之を市民に轉貸したり。然るに其の後市民は此の如き短期高利の資金返濟に甚だ困難を感じ、之を此の儘に放任するときは遂に資金の回收難に陷るの虞ありたるを以て別に預金部より低利資金の融通を仰ぎ、右高利債の未償還現在高百七十七萬圓を借換償還し度き旨大正十四年八月神奈川縣知事の副申を添へ同市長より願出でたり。依て詮議の結果復興事業資金の借換資金を預金部より融通するが如きは聊か違例に屬するも、震災の如き非常時に市當局が他日の借換を期して此の如き措置を採りたるは、已むを得ざるものとして之を認むることとなり、第六回

預金部資金運用委員會の議決を經て、要求額の約半額を第四回復興貯蓄債券收入金中より融通することに決定を見たり。卽ち之が融通は神奈川縣債を引受け、縣より無利にて橫須賀市に貸付くるものとし、融通利率は年六分五厘、償還期限は該復興貯蓄債券の償還期限內と定め、大正十五年四月二十六日右縣債九十萬圓の引受を實行したり。

第十六款　旱害救濟資金

大正十二年近畿地方に旱魃あり、殊に滋賀縣及三重縣に於ける旱害甚しく、地方農民の困憊其の極に達せしかば、預金部に於て旱害救濟資金を融通することとなり、大正十三年三月三重縣債七萬三千五百圓を一箇年据置、十八箇年賦償還にて、滋賀縣債三十五萬三千五百圓を二十箇年賦償還にて夫々引受け、翌大正十四年三月には更に滋賀縣債十六萬四千五百圓を十九箇年賦償還にて引受けたり。尙ほ本資金は一般地方資金に準じて取扱ふこととなり、利率も年四分八厘と定められたり。

更に又大正十三年夏期には全國的に大旱魃あり。預金部に於ては岡山縣外二十府縣に對し總額一千萬圓を限度として之が救濟資金を供給することに決せしが、其の供給方法としては、町村財政救濟を目的とする資金に對しては府縣債を引受け、右以外の資金に就ては農工銀行の存在せざる府縣に在りては勸業債券を引受くるものにして、債券引受利率は年四分八厘とし、償還期限は二十箇年以內とせり。右に依り預金部の引受けたる地方債は、岡山縣に對する旱害救濟資金中の同縣下町村歲入缺陷補塡費として、大正十四年五月岡山縣債三十三萬一千圓あるのみにして、他は總て農工債券又は勸業債券引受の形式に依り融通せられたり（本章第五節第五款第五項參照）。

第十七款　中央卸賣市場費資金

大正十一年農商務省は物資配給機關の整理改善を圖り、以て物價の調節に資せんが爲め、取敢へず東京・大阪・京都・神戸・橫濱・名古屋の六大都市に中央卸賣市場を設立するの計畫を樹てしが、之に要する經費は、當初の見込は五千三十六萬圓にして、內特殊設備費の約三分の一は國庫より補助を受くることと爲し、殘額四千五百萬圓を大正十二年度より三箇年繼續として、預金部より融通あり度き旨交涉あり。本件は當時物價政策上の重要施設として、大藏省に於ても大體の諒解を與へたりしが、其の後關東地方大震災の影響として、橫濱市の中央市場は全部震災復興豫算に計上せられ、東京市の分も過半同上豫算に計上せらるることとなりたる爲め、農商務省の希望せる預金部よりの融通金額は大正十二年度より同十六年度迄の總額三千八百七十五萬圓となれり。右融通豫定額の各都市に對する割當及各年度別の融通決定額を示せば左の如し。

都市名	當初資金所要額	震災後に於ける資金所要額	大正十二年度分融通決定額	大正十三年度分融通決定額	大正十四年度分融通決定額
東京市	一五、〇〇〇、〇〇〇圓	七、〇〇〇、〇〇〇圓	三、五〇〇、〇〇〇圓	二、〇〇〇、〇〇〇圓	
橫濱市	三、七五〇、〇〇〇	—	—	—	
大阪市	一五、〇〇〇、〇〇〇	一七、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	
京都市	三、七五〇、〇〇〇	三、七五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	一、二五〇、〇〇〇	
神戸市	三、七五〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	—	五、〇〇〇、〇〇〇	
名古屋市	三、七五〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	—	三、五〇〇、〇〇〇	
合計	四五、〇〇〇、〇〇〇	三八、七五〇、〇〇〇	八、七五〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	七、二五〇、〇〇〇

（備　考）其の後昭和二年度分六百萬圓、同三年度分九十萬圓の融通決定ありたるも玆には之に言及せず。尙昭和元年度末に於ては融通未濟額七百七十五萬圓あり、從て同年度には新規融通決定額無し。

本資金の融通方法は何れも市債の引受に依りたるものにして、利率は年四分八厘、償還期限は二十箇年以內（已むを得ざるときは二十五箇年迄認む）、元利支拂期を九月・三月の年二回と定めたり。本資金の引受狀況左の如し。

債券別	引受年月日	債券記號	引受額	償還始期	償還終期
東京市債	大正一三年・七月・一五日	第五回	三、五〇〇、〇〇〇円	昭和四年・九月・一日	昭和一九年・三月・一日
同	昭和二・三・一九	ち號	一、〇〇〇、〇〇〇	〃六・九・一	〃二一・三・一
大阪市債	大正一三・六・一〇	同	四、〇〇〇、〇〇〇	〃二・九・一	〃一八・三・一
同	〃一四・一二・一二	同	五、〇〇〇、〇〇〇	〃四・九・一	〃二四・三・一
同	〃一五・一一・二二	同	二、〇〇〇、〇〇〇	〃五・九・一	〃二五・三・一
京都市債	〃一三・六・二五	同	一、二五〇、〇〇〇	〃三・九・一	〃一八・三・一
同	〃一四・一一・二〇	同	一、一九〇、〇〇〇	〃三・九・一	〃一八・三・一
同	〃一五・六・三〇	同	一、三一〇、〇〇〇	〃三・九・一	〃一八・三・一
合計			一九、二五〇、〇〇〇		

第五節　特殊銀行會社等債券

第一款　勸業債券

第一項　概說

預金部に於ける勸業債券の引受は、明治三十七年十二月日本勸業銀行に對し、貯蓄債券初回割增金支拂資金として三十萬圓を融通したるに始まりしが、其の後に於ける該債券引受の主なる事歷を見るに、先づ明治三十八年二月以降數回に亙り、貯蓄債券賣行促進の爲め勸業銀行の割增金附勸業債券の發行を停止せしめたるに伴ひ、同行の貸付資金及農工銀行融通資金の不足を補ふの趣旨より融通したる八百萬圓あり、尋いで明治四十二年には勤儉貯蓄奬勵の一策として普通地方低利資金の創設あり、本資金の融通は爾來連續して行はれ且つ年々其の額を增加したるも、勸業銀行を通じて融通せられしもの最も多し。明治四十四年八月には鮫川堰水利組合負債整理資金四十五萬圓の融通あり大正三年十月には歐洲大戰の勃發に伴ふ重要輸出品製造業者の救濟資金として五百萬圓を融通したり。越えて大正七年六月には郵便貯金地方還元の趣旨を以て、臺灣地方低利資金百萬圓を融通し爾後同樣の目的を以て大正八年十月・同十年七月・同十一年九月の三回に亙り合計四百五十萬圓を融通せしが、更に大正十二年十二月には報德銀行救濟資金四百二十萬圓、同十四年四月及同十五年一月には臺灣嘉南大圳組合事業資金合計四百三十七萬八千圓の融通ありたり。

之より先大正十二年九月關東地方に未曾有の大震火災起るや、預金部普通資金中より震災地建築竝產業資金として同年十一月以降合計四千百萬圓を融通し、又震災地各種組合復舊資金として五百三十九萬圓の融通あり、翌大正十三年九月以降復興貯蓄債券の發行せらるるや、其の收入金は擧げて預金部に預入せらるることとなり、其の一半は地方產業資金（共同藏倉庫及共同乾藏裝置助成資金を含む）として、他の一半は震災地復興資金として融通せらるることとなりしが、地方產業資金は悉く勸業銀行を通じて融通せられ、震災地復興資金中にも震災地建築產業資金八百四十萬圓、震災地各種組合復舊資

金百萬圓、横濱市復興信用組合事業資金二百四十萬圓、日本絹業協會事業資金五十萬圓等同行を通じたるもの多し。

以上の震災關係復舊資金の外、勸業銀行を通じ融通せられたる災害復舊資金には、明治三十九年五月の東北凶作救濟資金百二十五萬圓、明治四十一年八月・大正五年三月及同七年五月の各地水害復舊資金合計百八十八萬五千百圓、大正三年一月及三月の東北地方水害竝凶作救濟資金百六十萬圓、大正十三年八月の霜害救濟資金三百萬圓、大正十五年五月の旱害救濟資金七十六萬八千圓、昭和二年一月の丹後但馬震災復舊資金二萬五千六百圓等あり。尙ほ預金部は預金者の賣買要求に應ずるが爲め又は單に其の資金利殖の爲め隨時勸業債券の賣買を行ひたるものにして、其の額又尠しとせず。大正五年十一月當時緩慢なりし金融調節の趣旨を以て、此の種保有勸業債券中三百五十八萬圓を日本銀行をして市場に賣出さしめたるが如き、注目に値する所あり。

以上の勸業債券の償還は何れも年賦を以て行はれたるものにして、特記すべきものなし。

(一)　預金部保有勸業債券各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高	年度	現在高
明治三七	二、一七六、九二八円	明治四三	五四、〇〇四、四五六円	大正五	一九、九九四、六九四円
同三八	五、六九六、五七九	同四四	六二、五一一、七二二	同六	三五、六八一、九四三
同三九	一〇、三六四、四二四	大正元	七八、三七九、二八三	同七	四九、二二一、六〇九
同四〇	一〇、二四五、二〇八	同二	九八、七七九、九六六	同八	五四、一四六、〇三六
同四一	一三、八三一、七八六	同三	一〇七、〇〇六、八三七	同九	五八、四一六、七四一
同四二	一六、〇七一、三八四	同四	一二三、五七五、七五六	同一〇	五六、七九三、九五〇

(二)　預金部引受勸業債券一覽表

債券記號	發行年月	發行高	利率	償還期限	資金の種類	備考
甲號	明治三七年一二月	三〇〇、〇〇〇円	年參分五厘	一一箇年（一箇年据置）	貯蓄債券初回割增金支拂資金	明治四十五年三月期限前償還 大正元年十二月期限前償還
乙號	三八、二	一、〇〇〇、〇〇〇	五・五	四一箇年（一箇年据置）	勸銀直接貸付又は農銀融通資金	
丙號	三八、四	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	同	同	
丁號	三八、一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五・五	二一箇年（一箇年据置）	同	
戊號	三九、三	一、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同	同	
己號	三九、五	一、二五〇、〇〇〇	五・五	同	東北凶作救濟資金	
庚號	三九、六	一、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同	勸銀直接貸付又は農銀融通資金	
辛號	三九、九	一、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同	同	
壬號	四〇、一	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	同	普通地方低利資金	
癸號	四〇、八	一、〇〇〇、〇〇〇	五・五	六箇月半（半箇月据置）	同	
子號	四一、八	二、五〇〇、〇〇〇	六・五	一〇箇年（一箇年据置）	水害復舊資金	
丑號	四一、八	一、三〇〇、〇〇〇	六・〇	一五箇年（一箇年据置）	同	
寅號	四三、一	一、〇〇〇、〇〇〇	五・五	一六箇年（一箇年据置）	普通地方低利資金	
卯號	四三、三	一、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同	同	
辰號	四三、三	五六〇、〇〇〇	五・五	三七箇年（二箇年据置）	品井沼排水事業資金	昭和五年十二月借換
巳號	四三、三	二五〇、〇〇〇	五・五	一六箇年（一箇年据置）	普通地方低利資金	
午號	四三、五					
未號	四三、五	二、一〇〇、〇〇〇	四・五	同	同	
申號	四三、一一					
大正一一	一五五、五五三、九八五	同一三	一九七、四二三、一九一	昭和元	二四八、〇二六、一二四
同一二	一五六、六一一、五二〇	同一四	二三五、七四二、二九三		

酉　號	明治四四、一月	二、一〇〇、〇〇〇	円	年賦 四・五	一六箇年（一箇年据置）	上	普通地方低利資金
戌　號	四四、三	三、〇〇〇、〇〇〇		同	二五箇年（四箇年据置）	同	同
亥　號	四四、四	五〇〇、〇〇〇		四・五	二五箇年（五箇年据置）	同	同
第二子號	四四、四	三、〇〇〇、〇〇〇		四・五	一六箇年（一箇年据置）	同	同
第二丑號	四四、五	九七〇、〇〇〇		四・五	同	上	同
第二寅號	四四、八	二、二〇〇、〇〇〇		四・五	二〇箇年（二箇年据置）	同	同
第二卯號	四四、八	四五〇、〇〇〇		四・五	二五箇年（五箇年据置）	同	鮫川堰水利組合負債整理資金
第二辰號	四四、九	二、〇〇〇、〇〇〇		四・五	二〇箇年（二箇年据置）	同	普通地方低利資金
第二巳號	四四、一〇	二、〇〇〇、〇〇〇		四・五	同	上	同
第二午號	四四、一一	二、〇〇〇、〇〇〇		四・五	同	上	同
第二未號	四四、一二	二、〇〇〇、〇〇〇		四・五	同	上	同
第二申號	四五、一	二、〇〇〇、〇〇〇		四・五	同	上	同
第二酉號	四五、五	二、〇〇〇、〇〇〇		四・五	同	上	同
第二戌號	四五、七	二、〇〇〇、〇〇〇		四・五	同	上	同
第二亥號	大正元、八	二、〇〇〇、〇〇〇		四・五	同	上	同
第三子號	元、一〇	四、〇〇〇、〇〇〇		四・五	同	上	同
第三丑號	二、一	二、〇〇〇、〇〇〇		四・五	同	上	同
第三寅號	二、二	二、〇〇〇、〇〇〇		四・五	同	上	同
第三卯號	二、七	二、〇〇〇、〇〇〇		四・五	同	上	同
第三辰號	二、一〇	二、〇〇〇、〇〇〇		四・五	同	上	同
第三巳號	三、一	七五〇、〇〇〇		四・五	同	上	東北水害竝凶作救濟資金
第三午號	三、三	一、二一〇、〇〇〇		四・五	同	上	同上及普通地方低利資金
第三未號	三、八	二、一〇〇、〇〇〇		六・〇	同	上	日本勸業銀行一般貸付資金

第三申號	三、一〇	五、〇〇〇、〇〇〇		七・〇	一二箇年（二箇年据置）	上	重要輸出品製造業者救濟資金
第三酉號	五、三	五、四二〇、〇〇〇		五・〇	二〇箇年（三箇年据置）	上	普通地方低利資金及水害復舊資金
第三戌號	六、五	四、〇〇〇、〇〇〇		五・〇	同	上	普通地方低利資金
第三亥號	六、六	五、四八〇、〇〇〇		五・〇	同	上	同
第四子號	七、二	三、〇〇〇、〇〇〇		四・八	同	上	同
第四丑號	七、四	五、〇〇〇、〇〇〇		四・八	同	上	同
第四寅號	七、五	一、九五〇、〇〇〇		四・八	同	上	同
第四卯號	七、六	一、〇〇〇、〇〇〇		五・一	同	上	同上及水害復舊資金
第四辰號	七、一一	三、〇〇〇、〇〇〇		四・八	同	上	臺灣地方低利資金
第四巳號	八、二	五、〇〇〇、〇〇〇		四・八	同	上	普通地方低利資金
第四午號	八、三	五、〇〇〇、〇〇〇		四・八	同	上	臺灣地方低利資金
第四未號	八、七	一、九七〇、〇〇〇		四・八	同	上	同
第四申號	八、七	五〇〇、〇〇〇		四・八	三〇箇年（五箇年据置）	上	同
第四酉號	八、一〇	二、〇〇〇、〇〇〇		五・一	二〇箇年（三箇年据置）	上	普通地方低利資金
第四戌號	八、一一	四、〇〇〇、〇〇〇		四・八	同	上	同
第四亥號	九、一	七、〇〇〇、〇〇〇		四・八	同	上	同
第五子號	九、二	七、〇〇〇、〇〇〇		四・八	同	上	同
第五丑號	九、五	七九〇、〇〇〇		四・八	三〇箇年（三箇年据置）	上	同
第五寅號	九、一一	四、〇〇〇、〇〇〇		四・八	二〇箇年（三箇年据置）	上	同
第五卯號	一〇、二	六、〇〇〇、〇〇〇		四・八	同	上	臺灣地方低利資金
第五辰號	一〇、六	六、〇〇〇、〇〇〇		四・八	同	上	同
第五巳號	一〇、七	一、五〇〇、〇〇〇		五・一	同	上	普通地方低利資金
第五午號	一〇、一一	三、八二〇、〇〇〇		四・八	同	上	普通地方資金（昭和五年十二月借換）及水害復舊資金
							普通地方資金（昭和五年十二月借換）及水害復舊資金
							昭和五年十二月借換
							昭和五年十二月借換
							普通地方資金
							救濟資金
							公募不足額十八萬七千三百圓は預金部にて引受く

第五未號	大正一〇、一一(年・月)	四〇二、〇〇〇円	四・八(年分)	三〇箇年(五箇年据置)	普通地方低利資金	
第五申號	一〇、一一	一五五、〇〇〇	四・八	二八箇年(五箇年据置)	同上	
第五酉號	一〇、一二	四、〇〇〇、〇〇〇	四・八	二〇箇年(三箇年据置)	同上	
第五戌號	一一、二	四、〇〇〇、〇〇〇	四・八	同上	同上	
第五亥號	一一、五	八、〇〇〇、〇〇〇	四・八	同上	同上	
第六子號	一一、七	一、九八〇、〇〇〇	四・八	同上	同上	
第六丑號	一一、七	六五〇、〇〇〇	四・八	三〇箇年(五箇年据置)	同上	
第六寅號	一一、九	一、〇〇〇、〇〇〇	五・一	二〇箇年(三箇年据置)	臺灣地方低利資金	
第六辰號	一二、二	五、〇〇〇、〇〇〇	四・八	同上	普通地方低利資金	
第六巳號	一二、六	六、〇〇〇、〇〇〇	四・八	同上	同上	
第六午號	一二、一一	一、〇〇〇、〇〇〇	六・五	一五箇年(五箇年据置)	震災地建築並産業資金	
第六未號	一二、一一	五、〇〇〇、〇〇〇	七・五	同上	同上	
第六申號	一二、一二	四、二〇〇、〇〇〇	五・五	二四箇年半(三箇年据置)	報徳銀行救濟資金	
第六酉號	一三、二	五、〇〇〇、〇〇〇	七・五	一五箇年(五箇年据置)	震災地建築並産業資金	
第六戌號	一三、二	五、〇〇〇、〇〇〇	六・八	同上	同上	
第六亥號	一三、四	五、〇〇〇、〇〇〇	七・五	同上	同上	
第七子號	一三、五	五、〇〇〇、〇〇〇	四・八	二〇箇年(三箇年据置)	普通地方低利資金	
第七丑號	一三、六	五、〇〇〇、〇〇〇	七・五	一五箇年(五箇年据置)	震災地建築並産業資金	
第七寅號	一三、六	三、〇〇〇、〇〇〇	四・八	二〇箇年(三箇年据置)	震災地各種組合復舊資金	
第七卯號	一三、六	二、〇〇〇、〇〇〇	四・八	同上	普通地方低利資金	
第七辰號	一三、八	一、〇〇〇、〇〇〇	四・八	一〇箇年(二箇年据置)	罹害救濟資金	
第七巳號	一三、八	二、二〇〇、〇〇〇	四・八	二〇箇年(三箇年据置)	普通地方低利資金	
第七午號	一三、八	二、〇〇〇、〇〇〇	四・八	一〇箇年(二箇年据置)	罹害救濟資金	
第七未號	一三、八	一、〇〇〇、〇〇〇	四・八	二〇箇年(三箇年据置)	震災地各種組合復舊資金	

第七申號	一三、九	四六八、〇〇〇	四・八	同上	普通地方低利資金	
第七酉號	一三、九	四〇三、〇〇〇	四・八	二八箇年(三箇年据置)	同上	
第七戌號	一三、九	三二三、〇〇〇	四・八	二〇箇年(三箇年据置)	同上	
第七亥號	一三、九	二五七、〇〇〇	四・八	二九箇年(四箇年据置)	同上	
第八子號	一三、九	五、〇〇〇、〇〇〇	六・八	一五箇年(五箇年据置)	震災地建築並産業資金	
第八丑號	一三、一〇	六、〇〇〇、〇〇〇	七・五	同上	同上	大正十五年七月七日 五八〇、〇〇〇圓 同　十二年四月一日 五〇〇、〇〇〇圓 昭和　二年二月四日 三一〇、〇〇〇圓 計 二、四九〇、〇〇〇圓期限前償還
第八寅號	一四、一	四、〇〇〇、〇〇〇	七・五	同上	同上	自大正十四年三月五日至同十五年七月七日の間に六回に分割して全部期限前償還濟
第八卯號	一四、一	一、〇〇〇、〇〇〇	四・八	二〇箇年(三箇年据置)	震災地各種組合復舊資金	
復い號	一四、一	一、五〇〇、〇〇〇	六・五	昭和一七、三(大正一四、六迄据置)	地方産業資金	
復ろ號	一四、一	五〇〇、〇〇〇	六・五	同上	震災地建築並産業資金	
復は號	一四、三	五〇〇、〇〇〇	六・五	同上	同上	
復に號	一四、三	一、五〇〇、〇〇〇	六・五	一七、五(大正一四、八迄据置)	地方産業資金	
第八辰號	一四、四	一、六〇七、〇〇〇	五・五	二〇箇年(五箇年据置)	臺灣嘉南大圳組合事業資金	昭和五年十二月借換
復ほ號	一四、五	一、五〇〇、〇〇〇	六・六	昭和一七、三(大正一四、六迄据置)	震災地建築並産業資金	
復へ號	一四、五	一、四七三、〇〇〇	六・五	同上	地方産業資金	
復と號	一四、五	二、〇二七、〇〇〇	六・六	同上	震災地建築並産業資金	
復ち號	一四、五	五〇〇、〇〇〇	六・六	同上	同上	
復り號	一四、五	五二〇、〇〇〇	六・五	同一七、五(大正一四、八迄据置)	同上	
復ぬ號	一四、五	二、一〇〇、〇〇〇	六・五	同上	地方産業資金	
復る號	一四、五	一、四〇〇、〇〇〇	六・六	同上	同上	
復を號	一四、六	一、〇八〇、〇〇〇	六・六	同上	震災地建築並産業資金	
第八巳號	一四、六	六、〇〇〇、〇〇〇	四・八	二〇箇年(三箇年据置)	普通地方低利資金	

第八午號	大正一四、七	三六三、〇〇〇	四・八	二〇箇年（三箇年据置）	震災地各種組合復舊資金
復わ號	一四、七	三、五〇〇、〇〇〇	六・五	一一箇年（昭和一七、八（大正一四、一一迄据置）	地方産業資金
復か號	一四、七	一、五〇〇、〇〇〇	六・六	同	同
復よ號	一四、七	九〇〇、〇〇〇	六・六	同	震災地建築竝産業資金
復た號	一四、七	四〇〇、〇〇〇	六・五	同	同
第八未號	一四、八	六、〇〇〇、〇〇〇	四・八	一〇箇年（三箇年据置）	普通地方低利資金
復れ號	一四、一〇	五〇〇、〇〇〇	六・五	昭和一七、三（大正一四、一二迄据置）	震災地各種組合復舊資金
復そ號	一四、一〇	五〇〇、〇〇〇	六・五	同（大正一五、二迄据置）	横濱市復興信用組合事業資金
復つ號	一四、一一	五〇〇、〇〇〇	六・五	同	同
復ね號	一四、一一	五〇〇、〇〇〇	六・五	同（大正一五、五迄据置）	日本絹業協會事業資金
復な號	一四、一一	一、六六五、〇〇〇	六・五	同一七、八（大正一五、三迄据置）	地方産業資金
復ら號	一四、一一	一、四八五、〇〇〇	六・五	同	同
第八申號	一四、一二	三、五〇〇、〇〇〇	四・八	二〇箇年（三箇年据置）	普通地方低利資金
第八酉號	一四、一二	五七〇、〇〇〇	四・八	三〇箇年（五箇年据置）	同
第八戌號	一五、一	二、七七一、〇〇〇	五・五	四箇年半（三箇年据置）	臺灣嘉南大圳組合事業資金
復む號	一五、一	一、七五〇、〇〇〇	六・六	昭和一七、一〇（大正一五、七迄据置）	地方産業資金
復う號	一五、一	二、二五〇、〇〇〇	六・五	同	同
復ゐ號	一五、三	一、〇〇〇、〇〇〇	六・五	同一六、一一（大正一五、五迄据置）	横濱市復興信用組合事業資金
復の號	一五、三	四〇〇、〇〇〇	六・五	同一七、八（大正一五、六迄据置）	同
復お號	一五、三	三五〇、〇〇〇	六・六	同一七、六（大正一五、九迄据置）	震災地建築竝産業資金
復く號	一五、三	一、五〇〇、〇〇〇	六・五	同	同
復や號	一五、五	七〇〇、〇〇〇	六・六	同一八、二（大正一五、七迄据置）	同
復ま號	一五、五	三〇〇、〇〇〇	六・五	同	同

第八亥號	一五、五	七六八、〇〇〇	四・八	二〇箇年（三箇年据置）	旱害救濟資金
復け號	一五、六	五〇〇、〇〇〇	六・五	昭和一六、九（大正一五、一二迄据置）	震災地各種組合復舊資金
第九子號	一五、六	五、〇〇〇、〇〇〇	四・八	二〇箇年（三箇年据置）	普通地方低利資金
第九丑號	一五、七	四、〇〇〇、〇〇〇	四・八	同	同
復ふ號	一五、七	一、二五〇、〇〇〇	六・六	昭和一八、八（大正一五、一一迄据置）	地方産業資金
復こ號	一五、七	二、七五〇、〇〇〇	六・五	同	同
第九寅號	一五、一〇	五、五〇〇、〇〇〇	四・八	同二、三（昭和四、三迄据置）	普通地方低利資金
復え號	一五、一二	七〇〇、〇〇〇	六・六	同一八、八（昭和二、五迄据置）	震災地建築竝産業資金
復て號	一五、一二	三〇〇、〇〇〇	六・五	同	同
第九卯號	昭和二、一	二五、六〇〇	四・八	二〇箇年（三箇年据置）	丹後但馬震災復舊資金
復あ號	二、一	一、四〇〇、〇〇〇	六・六	昭和一九、一（昭和二、四迄据置）	地方産業資金
復さ號	二、一	二、〇〇〇、〇〇〇	六・五	同	同
第九辰號	二、三	二七、〇〇〇	四・八	二〇箇年（三箇年据置）	震災地各種組合復舊資金

第二項　貯蓄債券初回割増金支拂資金

明治三十七年發行の貯蓄債券賣却代金の預金部預入利率は、貯蓄債券利率年三分、割増金歩合未償還元金に對し年二分なりしを以て、當初は年五分と爲し、其の利子は貯蓄債券元利金及割増金支拂の都度（元利金及割増金は同時に年一回支拂はるるものとす）支拂はるる定めなりしが、初回の元利金及割増金支拂期日は債券發行後二箇月にして到來する爲め、預金部預入利子のみを以てしては、初回の割増金支拂に不足を生ずる結果となりたるを以て、預金部は貯蓄債券發行豫定額一千萬圓に對し、初回に付與

すべき割增金二十六萬三千四百圓に充當するものとして、明治三十七年十二月甲號勸業債券を引受け、利率年五分五厘、期限十一箇年(一箇年据置)を以て三十萬圓を勸業銀行に融通し、上述の支拂資金に充てしめたり。因に貯蓄債券賣却代金預金利子割合は、此等の事情に基き其の後年五分二厘五毛に引上げられたり。

第三項　日本勸業銀行直接貸付資金及農工銀行融通資金

日露戰役に際し、政府は國民一般に勤儉貯蓄の美風を涵養せしむるの趣旨を以て、明治三十七年九月以降同三十九年十二月に亙り、日本勸業銀行をして貯蓄債券を發行せしめ、之が賣行を促進する爲め割增金附勸業債券の發行を停止せしめたるを以て、同行は其の直接貸付資金及農工銀行融通資金に缺乏を來し、其の本來の使命遂行上に困難を生じたり。政府玆に鑑みる所あり、明治三十八年二月及四月の兩回に亙り、乙號勸業債券百萬圓及丙號勸業債券百五十萬圓を預金部に於て引受け右資金の補充を爲せしが、其後同行は資金に餘裕を生じたるを以て、當初の條件に從ひ明治四十五年三月、大正元年十二月の兩度に亙り夫々乙・丙兩號勸業債券の期限前償還を見たり。

之より嚮、明治三十八年十月、右同樣の事情に基き政府は農工銀行融通資金に充つる爲め丁號勸業債券百萬圓を發行せしめ、若し公募の結果發行額に充たざる時は其の不足額を預金部に於て引受くることと爲し、之を公募に附したるも應募者なかりし爲め、預金部に於て其の全額を引受け、次いで明治三十九年三月、同年六月及九月、明治四十年一月、同年八月の五回に亙りても、勸業銀行直接貸付資金又は農工銀行融通資金の不足を補ふ爲め、夫々戊號(百萬圓)庚號(百萬圓)辛號(百萬圓)壬號(百五十萬圓)癸號(百萬圓)の勸業債券を引受けたり。

上記各債券の利率は何れも年五分五厘にして、乙・丙各號債券は四十年、丁號乃至壬號債券は二十年の長期年賦償還(全部一箇年据置後)の定めなりしが、癸號債券に限り六箇月期限てふ極めて短期なるものなりき。

第四項　東北凶作救濟資金

明治三十九年五月、預金部は宮城・岩手・福島三縣に於ける凶作に因る被害民救濟の趣旨を以て、利率年五分五厘、期限一箇年据置後二十箇年の己號勸業債券總額百二十五萬圓を引受け、日本勸業銀行を代理貸付)、岩手縣二十六萬九千八百圓(內二十二萬九千八百圓農工銀行代理貸付、四萬圓勸業銀行直接貸付)、福島縣四して右被害民に對する生產資金の供給に當らしめしが、其の各府縣割當額は宮城縣四十萬圓(農工銀行十三萬四千七百圓(農工銀行代理貸付)合計百十萬四千五百圓にして、結局十四萬五千五百圓の殘餘を生じたるを以て、更に之を山梨縣十萬圓(農工銀行代理貸付)及宮城縣四萬五千圓(同上)に割當て、同じく救濟資金に充當したり。尙ほ勸業銀行の貸付利率は直接貸付及代理貸付共年七分とす。

第五項　風水害復舊資金

預金部の勸業債券引受の方法に依る風水害復舊資金融通は、古く明治四十一年に於ける京都・山梨・群馬一府二縣の風水害に際し其の例あり、其の後此の種資金の融通は概ね地方債引受の方法に依りしが、唯大正四年の岡山・島根・鳥取・德島四縣に於ける水害及大正六年の東京・神奈川・茨城・靜岡一府三縣

に於ける水害の復舊資金の如く、融通先の關係上日本勸業銀行をして貸出に當らしむるを便宜とせるものにありては勸業債券引受の方法に依れり。今此等勸業債券引受の方法に依り融通せられたる水害復舊資金の融通要項左の如し。

水害發生年次	融通年月	融通金額	勸業債券 記號	勸業債券 利率	勸業債券 期限	府縣割當額	勸銀融通方法	勸銀融通利率	勸銀融通先
明治四一年	明治四一年、八月	一、三〇〇、〇〇〇円	丑號	年參分六・〇	十五箇年（一箇年据置）	京都 四八七、〇〇〇円 山梨 五五五、〇〇〇 群馬 二六八、〇〇〇	府縣債引受	年參分七・〇	府縣
大正四年	大正五、三	五〇〇、〇〇〇	第三酉號（五四四、〇〇〇圓の內）	五・〇	二十箇年（三箇年据置）	岡山 二〇〇、〇〇〇 島根 三〇、〇〇〇 鳥取 二〇、〇〇〇	農工銀行代理貸付	六・二	耕地整理組合其他耕地整理施行者、產業組合、個人
大正六年	大正七、五	八五、一〇〇	第四寅號（一、八五五、〇〇〇圓の內）	四・八	二十箇年（三箇年据置）	東京 二六、〇〇〇 神奈川 二五、〇〇〇 茨城 四、一〇〇 靜岡 二六、〇〇〇	農工銀行代理貸付	六・一	漁業組合

尙ほ後述普通地方低利資金中公共團體資金に就ては、災害復舊資金（主として水害復舊資金）が其の貸付費目の一として認められ、毎年度相當額の貸出あるを附記すべし。而して水害復舊資金に就ては以上の外明治四十三年度に於て東京・神奈川・新潟・埼玉・群馬・千葉・茨城・栃木・山梨・長野・宮城・福島・岩手・秋田の各府縣に對し、耕地整理事業及產業組合水害復舊特別資金を供給せるものの如くなれども、之は同年度普通地方低利資金として引受けたる各勸業債券に含まれたるものにして、其の債券記號・金額・融通條件等詳かならず。

第六項　普通地方低利資金

明治四十二年內務・遞信・大藏の三省相諮り、全國に亙り大に勤儉貯蓄を奬勵すると共に、之が奬勵の一策として其の結果增加する郵便貯金を運用して、地方事業の發展に資し、民力培養の途を講ずることとなり、先づ以て明治四十二年度以降自然の發展に基く郵便貯金增加額（千二百萬圓）の四分の一竝に本奬勵の結果に因る增加額の二分の一を下らざる範圍內に於て、每年預金部に於て勸業債券・拓殖債券を引受け、勸業銀行・農工銀行及拓殖銀行をして其の貸出に當らしむることに決定を見、差當り明治四十二年度に於て公共團體資金として三百萬圓の割當ありたり。之を普通地方低利資金の濫觴とす。明治四十三年度に至り改正耕地整理法の施行に伴ひ、本資金は新に耕地整理組合其の他の耕地整理事業に付ても融通せらるることとなり、同時に產業組合事業資金に對しても融通の途を開き、翌明治四十四年度よりは更に漁業組合及森林組合事業資金に、又大正四年度よりは畜產組合事業資金に漸次融通範圍擴張せられ、融通金額も爾後每年度何れも前記三省決定金額以上に融通せられたり。然るに大正元年度に於ては郵便貯金二百餘萬圓の減少を見、翌二年度に於ても其の增加額僅に三百萬圓にして、若し前記の決定に拘泥するときは殆んど融通を停止するの外なき實狀なりしにも拘らず、各年度夫々千五百萬圓及五百萬圓の融通決定あり、爾來必ずしも前記決定の方針を嚴守せず、預金部資金竝に地方財政の狀況を參酌して融通を行ひ、大正三年度に於て預金部資金涸渇の爲め融通を停止したる以外、各年度相當額の融通を爲し來りしが、其の後漸次增加して昭和元年度に於ては二千

六百萬圓を本資金として留保するに至れり。

本資金の取扱に關しては地方貸付資金取扱順序(公共團體の分)・耕地整理事業及產業組合資金取扱順序・漁業組合資金取扱順序・森林組合資金取扱順序及畜產組合資金取扱順序の制定あり、資金貸出機關・貸出先・貸出費目・貸出順序・預金部の融通方法及條件等は此等の諸規定に依り明かなるを以て、今之に依りて上記各項目變遷の跡を一見すべし。

(一)　貸出機關

本資金の貸出に就ては當初以來北海道に在りては金額の如何に拘らず北海道拓殖銀行に於て、府縣に在りては一口三萬圓以上のものは勸業銀行に於て、又一口三萬圓未滿のもの及一口三萬圓以上のものと雖も特別の事由に依り認可を得たるものは勸業銀行代理貸として各府縣農工銀行に於て之に當り來りしが、大正十二年七月產業組合中央金庫の設立あるや、產業組合資金中定期貸付のみは同金庫に於ても亦其の貸出を爲すに至れり。尙ほ昭和二年一月に至り耕地整理事業・產業組合・森林組合・畜產組合(馬に關するものを除く)の各資金に就き、勸業銀行は一口三萬圓未滿のものと雖も特別の事由あるときは、認可を得て直接貸付を爲し得ることとなれり。農工銀行が勸業銀行に合併せられたる府縣に於ては、本資金の貸出が金額の如何に拘らず、勸業銀行に於て行はるるは固より言ふを俟たざる所なりとす。

(二)　貸出先

資金の貸出先に就きては當初以來公共團體資金は北海道地方費・府縣郡市町村・土功組合・水利組合・耕地整理事業資金は耕地整理組合・耕地整理共同施行者・舊耕地整理法に依り發起の認可を得たる者(一人施行を除く)、產業組合事業資金は產業組合・同聯合會、漁業組合事業資金は漁業組合・同聯合會、森林組合事業資金は森林組合、畜產組合事業資金は畜產組合・同聯合會に對し貸出すべきものと定められ、耕地整理事業資金に就きては、大正四年度より耕地整理事業助成の目的を以て工事又は設備を行ふ府縣に對し、大正七年一月以降は耕地整理を施行する府縣郡市町村及耕地整理事業助成の目的を以て工事又は設備を行ふ郡市町村に對し、更に大正十年十一月以降は耕地整理組合聯合會に對し、融通の範圍を擴張したる以外、貸出先の範圍には變更なかりき。

(三)　貸出費目

公共團體資金の貸出費目は初め新事業經營費又は高利債の借換資金と定められ、新事業經營費の細目に就ては具體的に定むる所なく、官廳內部に於て大體の標準を樹つるに止まりしが、大正四年度に至り灌漑排水又は直接生產に關する事業費と定められ、爾後此の種貸付細目は漸次多きを加ふるに至りしが、大正十一年度に至り稍縮小せられ、以て大正末年に及べり。公共團體資金貸付費目の沿革を示せば左表の如し。

明治四十二年度	一、新事業經營費　(不要許可債ヲ除ク) 一、高利債ノ借替　(勸業、興業、農工、拓殖ノ各銀行ヨリ貸付ケタルモノヲ除ク)
明治四十三年度 乃至大正二年度	一、新事業經營費 一、高利債ノ借替　(勸業、興業、農工、拓殖、貸付ノ分〔日本興業銀行ノ低利資金及地方貸付資金ヨリ貸付ノ分ヲ除ク〕ヲ含ム)
大正四年度	一、灌漑排水又ハ直接生產ニ關スル事業費

大正五年度	一、灌漑排水水害豫防又ハ直接生産ニ關スル新事業費 一、前項ノ資金ニ充テタル年利九分以上ノ高利債借替 一、同上年利八分以上ノ高利債借替（前二項ニ供給シ剩餘アルトキ）
大正六年度	一、開墾及造林事業費 一、農業倉庫建設費 一、電氣事業費 一、傳染病院隔離病舍建設費 一、灌漑排水水害豫防費 一、道路橋梁費 一、前各號ノ事業費ニ充テタル年利七分以上ノ高利債ノ借替資金（明治三十九年度日本興業銀行低利資金及地方貸付資金ヨリ貸付ノ分ヲ除ク）
大正七年度	一、開墾及造林事業費 一、農業倉庫建設費 一、電氣事業費 一、傳染病院隔離病舍建設費 一、灌漑排水水害豫防費 一、道路橋梁費 一、河川工事費 一、河川工事費負擔金 一、水面埋立工事費 一、上水道下水道工事費 一、前各號ノ事業費ニ充テタル年利七分以上ノ高利債ノ借替資金（明治三十九年度日本興業銀行低利資金及地方貸付資金ヨリ貸付ノ分ヲ除ク）
	一、開墾及造林事業費

大正八年度	一、農業倉庫建設費 一、電氣瓦斯事業費 一、傳染病院隔離病舍建設費 一、灌漑排水水害豫防費 一、道路橋梁費 一、河川工事費 一、河川工事費分擔金 一、水面埋立工事費 一、上水道下水道工事費 一、農事講習所建設費 一、市場費 一、屠場費 一、港灣費 一、墓地火葬場塵埃燒却場費 一、前各號ノ事業費ニ充テタル年利六分五厘以上ノ舊債ノ借替資金（明治三十九年度ノ日本興業銀行低利資金ヨリ貸付ノ分ヲ除ク）
大正九年度	一、開墾造林費 一、農業倉庫建設費 一、電氣瓦斯事業費 一、病院及隔離病舍建設費 一、灌漑排水水害豫防費 一、軌道道路橋梁及渡船場費 一、河川及運河工事費 一、道路及河川費負擔金

	一、埋立及干拓事業費
	一、上下水道費
	一、農事講習所建設費
	一、港　灣　費
	一、墓地火葬場及塵埃焼却場費
	一、家畜市場及屠場費
	一、種畜育成所費
大正十年度	
一、開墾造林費	
一、電気瓦斯事業費	
一、病院及隔離病舎建設費	
一、灌漑排水水害豫防費	
一、軌道道路橋梁及渡船場費	
一、河川及運河工事費	
一、道路及河川費負擔金	
一、埋立及干拓事業費	
一、上下水道費	
一、港　灣　費	
一、墓地火葬場及塵埃焼却場費	
一、屠　場　費	
一、灌漑排水水害豫防費	
一、隔離病舎及病院建設費（但シ普通病院ニ付テハ大正十年度以前ニ起シタル繼續事業ノミ）	
一、道路及河川負擔金	

大正十一年度	大正十二年度
一、上水道及下水道費	一、灌漑排水水害豫防費
一、墓地火葬場及塵埃焼却場費	一、隔離病舎繃帯所及病院建設費（但シ傳染病院以外ノ病院ニアリテハ大正十年度以前ニ起シタル繼續事業ノミ）
一、屠　場　費	一、上水道及下水道費
一、開墾造林費（但大正十年度以前ニ起シタル繼續事業ノミ）	一、墓地火葬場及塵埃處分場費
一、道路橋梁及渡船場費（同　上）	一、屠・場　費
一、河川工事費（同　上）	一、道路負擔金及河川負擔金
一、埋立及干拓事業費（同　上）	一、道路橋梁費（但シ大正十年度以前ニ起シタル繼續事業ノミ）
一、港　灣　費（同　上）	一、河川工事費（同　上）
一、年利八分五厘以上ノ舊債ノ借替	一、港　灣　費（同　上）
	一、埋立事業費（同　上）
	一、開　墾　費（同　上）
	一、年利八分五厘以上ノ舊債ノ借替（北海道ニ在リテハ年利九分五厘以上）
	一、灌漑排水水害豫防費

大正十三年度

一、隔離病舎結核療養所及病院建設費（但シ傳染病院以外ノ病院ニアリテハ大正十年以前ニ起シタル繼續事業ノミ）
一、上水道及下水道費
一、墓地（納骨堂ヲ含ム）火葬場及塵埃處分場費
一、屠場費
一、道路負擔金河川負擔金及港灣修築費分擔金
一、道路橋梁費（但シ大正十年度以前ニ起シタル繼續事業ノミ）
一、河川工事費（同上）
一、港灣費（同上）
一、埋立事業費（同上）
一、開墾費（同上）
一、年利八分五厘以上（北海道ニアリテハ九分五厘以上）ノ公債借替

大正十四年度

勤業銀行經由ノ分

一、灌漑排水水害豫防費竝災害復舊費
一、隔離病舎結核療養所及病院建設費（但シ傳染病院以外ノ病院ニアリテハ大正十年度以前ニ起シタル繼續事業ノミ）
一、上水道及下水道費
一、墓地火葬場塵埃處分場費
一、屠場費
一、道路負擔金河川負擔金及港灣修築費分擔金
一、道路橋梁費（但シ大正十年度以前ニ起シタル繼續事業ノミ）
一、河川工事費（同上）
一、港灣費（同上）
一、埋立事業費（同上）
一、開墾費（同上）

一、年利八分五厘以上ノ舊債借替

北海道拓殖銀行經由ノ分

一、灌漑排水水害豫防費
一、隔離病舎結核療養所及病院建設費（但シ傳染病院以外ノモノヲ除ク）
一、上水道及下水道費
一、墓地汚物取扱場火葬場及塵埃處分場費
一、屠場費
一、災害復舊費
一、道路負擔金河川負擔金港灣修築負擔金及砂防負擔金
一、道路橋梁費（但シ大正十年度以前ニ起シタル繼續事業ノミ）
一、河川工事費（同上）
一、港灣費（同上）
一、埋立事業費（同上）
一、開墾費（同上）
一、年利八分五厘以上ノ舊債ノ借替

北海道拓殖銀行經由ノ分

一、灌漑事業費

昭和元年度

勤業銀行經由ノ分

一、灌漑排水水害豫防費
一、隔離病舎結核療養所及病院建設費（但シ傳染病院以外ノモノヲ除ク）
一、上水道及下水道費
一、墓地汚物取扱場火葬場及塵埃處分場費
一、屠場費
一、災害復舊費
一、道路負擔金河川負擔金港灣修築負擔金及砂防負擔金
一、道路橋梁費（但シ大正十年度以前ニ起シタル繼續事業ノミ）
一、河川工事費（同上）
一、港灣費（同上）
一、埋立事業費（同上）
一、開墾費（同上）
一、年利八分五厘以上ノ舊債ノ借替

北海道拓殖銀行經由ノ分

一、灌漑事業費

耕地整理事業資金は當初以來新事業經營費に供給し、殘餘ある場合舊債償還費に充當することに定められて爾後變更なく、又產業組合事業資金は當初左の如く定められたり。

一、隔離病舍費
一、上水道及下水道費
一、火葬場及塵埃處分場費
一、年利九分五厘以上ノ舊債ノ借替

一、組合及聯合會ノ固定資金（倉庫、器具、機械、土地、工場其ノ他ノ設備ニ充ツルモノニシテ組合又ハ聯合會ノ目的タル事業執行上缺クヘカラサルモノ）

二、組合員及聯合會所屬組合員ノ固定資金（前項ニ揭ケタルモノニ等シキ設備ニ充ツルモノニシテ組合員各自ノ產業上缺クヘカラサルモノトシテ貸付スヘキ組合又ハ聯合會ノ資金）

三、前二項ノ用途ニ充當シタル舊債償還資金

四、組合及聯合會ノ流通資金

（イ）產業ノ原料（肥料種苗工業原料等ノ購入資金）ニ屬スル物品卽生計用品ニ非サルモノノ購入ニ要スルモノ）

（ロ）販賣事業ニ關シ必要ナル資金

五、組合員及聯合會所屬組合員ノ流通資金（組合員各自ニ必要ナル前項（イ）（ロ）ニ該當スルモノトシテ貸付スヘキ組合又ハ聯合會ノ資金

然るに明治四十四年度以降は四、五各項の用途に充當したる舊債償還資金に就きても融通の途を開き、更に大正十年五月第一項の固定資金に店舖家屋の建設資金を、第四項（イ）號の流通資金に產業用の器具機械の購入資金、土地の購入資金、建物の購入又は建築資金を追加し、又第二項の固定資金は產業上のみならず經濟上缺くべからざるものにも融通せらるることとなりしが、昭和二年一月に至り第四項（イ）號は廣く產業若は經濟に必要なる物件の購入資金又は建物の建築資金と改められたり。

次に漁業組合資金の貸付費目は當初（一）組合又は聯合會固定資金（共同販賣所、共同餌料置場、防波堤、船揚場、燈臺又は魚付林の設置、漁場の建設又は修築、漁船漁具の購入其の他の固定的設備の資金）（二）組合又は聯合會の共同施設事業に關し必要なる流通資金（共同販賣經營費、魚苗又は餌料購入費）とし、其の後大正元年九月に至り一般に組合又は聯合會の漁業に關する共同施設事業に要する資金としても融通せらるることに定められたり。

更に森林組合資金は先づ森林法施行規則第三十八條に依り認可を受けて施行する事業の經營費に充當し、殘餘ある場合右事業經營の爲め生じたる舊債の償還費に充つることと定められて爾後大正末年に至る迄變更なく、又畜產組合資金に就ては其の貸出費目を（一）種畜共の他の購買資金（二）家畜市場、放牧地又は屠場等の經營に關し必要なる資金（四）前各號の用途に充當したる舊債償還資金と定め、尙ほ馬以外の家畜に就いては乳肉製品製造に關する設備費、乳肉製品製造販賣に關し必要なる資金竝に此等の用途に充當したる舊債の償還資金に對しても貸出を認められ、大正五年六月更に同じく馬以外の家畜に付き乳肉販賣に關する設備費又は必要なる資金竝に此等の用途に充當したる舊債償還資金にも貸出の範圍を擴張するに至れり。

（四）貸出順序

貸出順序は公共團體資金と其の他の資金とに依りて同じからず。公共團體資金に在りては當初の規定に依れば、地方長官は其の年度內に於て借入るべき公共團體起債認可稟請書類（正副二通）を取纏

め、之を內務省に進達し、內務省は大藏省と協議の上之を調査して許否を決定し、指令を與ふると共に日本勸業銀行・北海道拓殖銀行に右書類の副本を添へ之を通牒し、兩行は之に基き貸付調査に當り、尙ほ日本勸業銀行は農工銀行をして其の貸付を代理せしむべき分のみに付き、前記書類を添へ農工銀行に通牒し貸付調査に當らしむ。調査終了したるとき兩行は其の調査の結果を取纏め預金部に報告し、預金部は玆に勸業債券拓殖債券を引受けて資金の融通を爲し、日本勸業銀行・北海道拓殖銀行及農工銀行は右資金を以て貸出に當るものとせり。然るに明治四十三年度よりは新に不要許可債に依る新事業經營費に對しても資金の融通を認むることとなりたるを以て、此の場合竝に北海道土功組合資金に限り、地方長官は起債稟請書類の代りに地方貸付資金供給稟請書類を內務省に進達すべきものとし、尙ほ銀行は其の貸付調査の結果に就き預金部に報告するを要せざることとし、而して預金部は從來其の報告を受けたる後一箇月以內に債券の引受を爲すべき定めなりしも、爾後勸業債券に在りては府縣管內の分に就き融通の許否を決定して銀行に通牒を發したる額百萬圓以上に達したるとき之を引受け、北海道拓殖債券に在りては隨時引受を爲すことに改められしが、其の後明治四十四年二月に至り勸業債券に關する右の制限を撤廢し、北海道拓殖債券同樣隨時引受を爲すこととなれり。

公共團體資金以外の資金の貸出順序は區區か之と異なり、明治四十三年初めて耕地整理事業及產業組合資金の融通認めらるるや、先づ農商務大藏兩省協議の上其の年度各道府縣に割當てらるべき本件資金の額を決定し、地方長官は之に基き各申請に對する供給金額を豫定し、農商務大藏兩省の指揮を受けて決定し、兩省及日本勸業銀行・北海道拓殖銀行に通牒し、兩行は其の通牒を受けて自ら貸付調査に當り、其の農工銀行をして貸付を代理せしむべきものに就きては農工銀行をして調査せしめ、其の結果を一括大藏省預金部に報告し、大藏省に於て債券を引受くるの定めなりしが、整四十四年度以降は之を改め、森林組合及漁業組合資金共、各申請に對し供給額を豫定したるときは、先づ貸出に當らしむべき銀行に協議し、協議整はざるときは農商務大藏兩省に申請して指揮を乞ひ、以て供給金額を決定し（但し森林組合資金に在りては全部兩大臣の指揮を受けて決定するものと定められ、漁業組合資金に在りても大正元年九月の改正迄は銀行の同意を得たる場合に限り兩大臣の指揮を受けて決定するものとせられたり）、兩省及銀行に通牒し、大藏省（預金部）は此の通牒に基き隨時勸業債券及北海道拓殖債券を引受くるものとせられ、其の後大正二年に至り每年度道府縣に割當てらるべき資金の額は、農商務大臣專ら之を決定するものと定められたり。尙ほ大正四年度以降融通を認められたる畜產組合資金の貸出順序も大體前述耕地整理事業資金のそれに準じたり。

（五）融通方法及條件

預金部の諸債券引受利率は明治四十二年度分は年五分五厘に引下げられ、大正四・五兩年度分は更に年五分となり、大正六年度分以降年四分八厘と定められ、大正末年に至る迄此の利率に依れり。勸業銀行等の貸出利率は資金の種別に依り異なるものにして、公共團體資金に在りては左表の如し。

年度分	勸業銀行（直接）・拓殖銀行貸付利率	農工銀行代理貸付利率
明治四十二年度分	年六分五厘以內	三萬圓以下　年七分以內 三萬圓以上　年六分五厘以內
自明治四十三年度分 至大正二年度分	年五分三厘以內	三萬圓以下　年五分八厘以內 三萬圓以上　年五分三厘以內

大正四・五年度分　　年五分八厘以内
大正六・七年度分　　年五分六厘以内
大正八年度以降　　年五分四厘以内

其の他の資金に在りても大正五年度分迄は公共團體資金と同一の貸出利率なりしが、公共團體資金に就ては大正六年度分以降改正ありしにも拘らず改正を加へず、漸く大正十四年度分より耕地整理事業資金・産業組合資金・漁業組合資金・畜産組合(馬に關するものを除く)資金に限り公共團體資金と同一の貸出利率に依ることとなれり。

預金部引受債券の償還期限は當初十五箇年以内と定められ、明治四十四年度分以降二十箇年以内(据置期間共)に改められ、以て大正末年に至りしものにして、勧業銀行等の貸付期限も亦之と歩調を一にせしが、耕地整理事業資金にして特に認可を得たるものに就ては大正十年十一月より、又森林組合資金に就ては當初より特に三十箇年以内の期限貸出を認められしを以て、此等資金に關する預金部引受債券の償還期限は三十箇年以内(据置期間共)とせられたり。

勧業銀行等の貸出方法は當初專ら年賦償還貸付なりしが、大正元年度以降主として産業組合に加入する農民中、肥料種苗等の購入資金を低利資金に仰ぐものに對し、其の收穫物より生ずる收益を以て直に償還を了せしめんが爲め、從來の年賦貸付の外新に五箇年以内の定期償還貸付を認めたり。尚ほ農工銀行代理貸付に係る兩行の手數料割合は終始日本勧業銀行三分、農工銀行七分と定められたり。

三萬圓以上　年六分三厘以内
三萬圓未滿　年五分八厘以内
三萬圓以上　年六分一厘以内
三萬圓未滿　年五分六厘以内
三萬圓以上　年五分九厘以内
三萬圓未滿　年五分四厘以内

今各年度普通地方低利資金の融通豫定額竝に實績を示せば左の如し。

年度		公共團體	耕地整理組合	産業組合	漁業組合	森林組合	畜産組合	合計
		円	円	円	円	円	円	円
明治四二年度	豫定	三、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—	—	三、〇〇〇、〇〇〇
〃	實績	二、六二三、七〇〇	—	—	—	—	—	二、六二三、七〇〇
同四三年度	〃	七、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇
〃	〃	七、〇一〇、七〇〇	二、〇六九、七一六	七三九、七〇〇	—	—	—	九、八四〇、二一六
同四四年度	〃	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一五、〇〇〇、〇〇〇
〃	〃	一〇、〇三一、九〇〇	三、六一三、二六〇	一、一三三、九一五	—	—	—	一五、〇五七、〇〇〇
大正元年度	〃	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	—	—	—	一五、〇〇〇、〇〇〇
〃	〃	八、三九八、八〇〇	三、五九八、三五〇	一、六五一、四五〇	—	—	—	一三、四四七、七五〇
同二年度	〃	二、〇〇〇、〇〇〇	一、九四四、六五〇	九一〇、〇〇〇	—	—	—	五、〇〇〇、〇〇〇
〃	〃	一、九八〇、三〇〇	一、九四四、六五〇	九一〇、〇〇〇	—	—	—	四、九三五、七五〇
同三年度	〃	—	—	—	—	—	—	—
〃	〃	—	—	—	—	—	—	—
同四年度	〃	六五〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	一、〇四五、〇〇〇	二〇五、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五二、〇〇〇	五、二〇〇、〇〇〇
〃	〃	六五〇、〇〇〇	三、三八、六五〇	九九四、四四一	一九〇、六〇〇	四五、〇〇〇	四六、八四一	五、一五五、五一一
同五年度	〃	一、〇〇〇、〇〇〇	五、八五〇、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
〃	〃	九八、九〇〇	六、一〇八、一三七	二、〇一四、三〇〇	三五四、一〇〇	一〇一、九〇〇	八五、八五〇	九、五五五、四八七
同六年度	〃	四、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	三五〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	一三、〇〇〇、〇〇〇
〃	〃	三、一五九、八五〇	六、二四三、九一六	一、三一〇、三六〇	三三一、一〇〇	三五、〇〇〇	八九、一〇〇	一二、一〇一、九四六
同七年度	〃	六、〇〇〇、〇〇〇	七、九五五、〇〇〇	一、六五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三五、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一六、〇三〇、〇〇〇
〃	〃	五、八五九、三〇〇	八、三五五、四四三	一、五二九、七〇〇	二五八、〇〇〇	五、〇〇〇	五七、三一〇	一六、一〇一、九六三

大正八	豫定	一〇、〇九〇、〇〇〇円	六、七五〇、〇〇〇円	二、八五〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円	三七、七〇〇円	二〇、〇九七、七〇〇円
	實績	一〇、〇二〇、三〇〇	六、九六〇、四一〇	二、八九五、〇〇〇	三三三、〇〇〇	二九、五〇〇	二〇、二六〇、九一〇
同九	〃	一二、〇〇〇、〇〇〇	五、五〇〇、〇〇〇	四、一三五、〇〇〇	三一五、〇〇〇	六〇、五〇〇	二二、〇二〇、五〇〇
	〃	一一、八六一、三〇〇	五、六五一、三〇〇	四、一三〇、五〇〇	三〇七、〇〇〇	五三、四六〇	二二、〇一三、五六〇
同一〇	〃	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	四、〇五〇、〇〇〇	二八六、〇〇〇	八八、五五〇	二〇、〇四八、五五〇
	〃	九、八七四、八〇〇	五、五九五、〇〇〇	四、〇一七、五〇〇	二七八、五〇〇	八七、七五〇	一九、八七二、五五〇
同一一	〃	七、〇〇〇、〇〇〇	三、九八三、〇〇〇	二、七六五、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一一三、六〇〇	一四、〇七八、六〇〇
	〃	六、七七二、六五〇	三、九八一、七〇〇	二、七四四、〇〇〇	一九五、六〇〇	一〇九、四〇〇	一三、八二〇、三五〇
同一二	〃	五、〇〇〇、〇〇〇	二、六三五、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	二四八、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇
	〃	四、九一五、八〇〇	二、六三三、〇〇〇	二、九九四、〇〇〇	二三五、五〇〇	九九、〇〇〇	一〇、八九四、三〇〇
同一三	〃	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、三二五、〇〇〇	六、〇二〇、〇〇〇	三六五、〇〇〇	二五五、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
	〃	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、三二五、〇〇〇	六、〇二〇、〇〇〇	三六五、〇〇〇	二五五、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
同一四	〃	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、九〇五、〇〇〇	五、〇一五、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	五九〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
	〃	一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、九〇五、〇〇〇	五、〇一五、〇〇〇	三四〇、〇〇〇	五九〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇
昭和元	〃	一二、〇〇〇、〇〇〇	七、〇三六、〇〇〇	五、八〇二、〇〇〇	四三五、〇〇〇	五四四、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇
	〃	一二、〇〇〇、〇〇〇	七、〇三六、〇〇〇	五、八〇二、〇〇〇	四三五、〇〇〇	五四四、〇〇〇	二六、〇〇〇、〇〇〇
合計	〃	一一九、七四〇、〇〇〇	七二、一〇九、〇〇〇	四五、一六〇、〇〇〇	四、三〇四、〇〇〇	二、二二一、三五〇	二四四、四七五、三五〇
	〃	一一五、六二六、五〇〇	七四、〇五八、七四二	四三、八一八、四四五	四、一二八、四二五	二、〇四七、四二一	二四〇、三三七、九三三

第七項　鮫川堰水利組合負債整理資金

福島縣平町鮫川堰水利組合は夙に預金部低利資金其の他を借入れ事業を施行する所ありしが、其の事業に齟齬を來し借入金の償還を行ふことを得ず、勸業銀行經由融通したる預金部普通地方低利資金亦其の累を免れざりしを以て、預金部は明治四十四年八月第二卯號勸業債券引受の方法に依り利率年四分五厘、期限二十五箇年(五箇年の据置を含む)を以て四十五萬圓を勸業銀行に融通し、同行をして之が運用利益を以て右の缺損を銷却せしむることとしたり。

第八項　東北水害竝凶作救濟資金

大正二年に於ける東北地方(宮城・福島・岩手・青森・山形各縣)の水害竝凶作救濟資金として、大正三年一月及三月の二回に亙り預金部は第三巳號及第三午號勸業債券引受の形式に依り、總額百六十萬圓を利率年四分五厘、期限二十箇年(二箇年の据置を含む)を以て日本勸業銀行に融通し、同行は更に農工銀行をして前記各地方に於ける貸付を代理せしめたり。其の貸付條件左の如し。

一、貸付金ノ用途

イ、宮城、福島、岩手、山形ノ各縣ニ在リテハ水害竝凶作救濟資金

ロ、青森縣ニ在リテハ凶作救濟資金

二、貸付主要費目

イ、耕地整理費

ロ、産業組合費

ハ、道路橋梁及水路ノ復舊費(水害救濟ノ場合ニ限ル)

ニ、荒地復舊費(同上)

ホ、種籾購入費

ヘ、肥料購入費

ト、開墾費
チ、植林費

前項ニ揭クル費目ニ對スルモノヲ除クノ外農工銀行ヨリ勸業銀行ヘ代理貸付ノ借入ヲ申込マントスルトキハ農工銀行監理官ハ其ノ特別資金運用ニ屬スルモノタルコトノ證明ヲ與フルヲ要ス

三、貸付利率

年五分八厘（利鞘ノ一分三厘中三厘九毛ハ勸銀、九厘一毛ハ農銀ノ手數料トス）

尙各縣割當額は青森縣五十萬圓、岩手縣三十萬圓、宮城縣三十五萬圓、山形縣二十萬圓、福島縣二十五萬圓なりとす。

第九項　勸業債券應募不足補充資金

大正三年八月一般公募に依りたる第五十三回勸業債券百六十萬圓は、百九十一萬二千七百圓の應募超過を以て締切るの盛況を呈せしが、勸業銀行に於ては其の機會を逸せず、同月更に利率年六分、期限二十箇年（二箇年の据置）の第三未號勸業債券二百十萬圓を發行して之が需要を充たすと共に、應募不足額十八萬七千三百圓は預金部に其の引受を請ひしを以て、預金部は其の所有する普通五分利公債額面十九萬七千三百圓を以て右債券引受資金に充當したり。尙右勸業債券十八萬七千三百圓の引受價格は十七萬七千九百三十五圓（額面百圓に付九十五圓）にして、五分利公債額面十九萬七千三百圓を十七萬七千九百六十四圓六十錢（額面百圓に付九十圓二十錢）に計算し、差引二十九圓六十錢を勸業銀行は現金にて預金部に支拂ひたり。

第十項　重要輸出品製造業者救濟資金

大正三年八月歐洲大戰の勃發以來輸出品製造業者は著しく其の販路を狹められ、打擊を受くること甚しかりしを以て、政府は重要輸出品（鯛、羽二重、麻眞田、麥稈眞田、經木眞田、絹手巾、莫大小、琥珀織、白木綿、綿綿、綿フランネル、タオル、花莚、薄荷、菜子油、魚油、鯨油、木蠟、石鹼、燐寸、寒天、椎茸、鈕釦、陶磁器、硝子製品、昆布、鰛、貝柱、竹製品、刷子、漆器、煙具、包裝箱用材）製造業者に資金を供給し、其の營業の萎縮廢絕に至るを防ぐの急務なるを認め、預金部に於て興業債券、勸業債券を引受け、日本興業銀行、日本勸業銀行をして之が貸出に當らしむることとなり、日本勸業銀行の分は大正三年十月利率年七分、期限十箇年（二箇年据置）の第三申號勸業債券五百萬圓を引受けたり（本節第二款第十項參照）。

而して勸業銀行は右資金を以て重要輸出品製造業者中、普通商業銀行の系統に依る貸出に依り金融の便を得ざる方面に向ひ、主として小工業者又は家內工業者に對し直接貸付又は農工銀行代理貸付に依り貸出を行ひたり。銀行の貸付利率左の如くにして、實際貸出高は四百八十一萬六千餘圓に上れり。

	直接貸	代理貸
個人に對する有抵當貸付	年賦　年七分三厘（据置中は七分五厘）	年八分五厘
產業組合に對する無抵當貸付	定期　年七分五厘	年八分

第十一項　臺灣地方低利資金

臺灣總督府に於ては豫てより臺灣に於ける郵便貯金は之を臺灣に還元し、資金の需要最も切なる農會・產業組合・埤圳組合・小生產業者等に低利なる資金を供給し、以て同島產業の改良發達に資し度き希望を有し、大正二年五月及同四年二月の兩度に亙り大藏省に照會する所あり、其の都度預金部に於ては資金の都合上之が希望を容るるに至らざりしが、大正六年に至り預金部は漸く其の資金に餘裕を生じたるを以て、差當り百萬圓を臺灣に融通することとなり、大正七年六月利率年五分一厘、期限二十箇年（三箇年据置）を以て第四卯號勸業債券百萬圓を引受け、勸業銀行は右資金を臺灣銀行代理貸の方法に依り、利率年六分五厘を以て農會其の他に貸出したり。因に兩行の手數料割合は貸付一口三萬圓未滿のときは勸業銀行三、臺灣銀行七、同三萬圓以上のときは前者四、後者六の割合とし、若し臺灣銀行の希望に依り勸業銀行に於て本資金を一時に交付する場合には、實際貸出に至る迄の期間に對し臺灣銀行は五分一厘の基本利子の外、二厘の取扱料を同銀行に支拂ふものと定められたり。

臺灣總督府は本資金に關し產業奬勵資金貸出順序を定めしが、本資金の放資先・用途竝に一口貸付高の制限・放資期限等は右の規定に依り明なるを以て、左に之を揭ぐべし。

產業奬勵資金貸出順序

第一條　本資金ハ農會・畜牛保健組合・埤圳組合・產業組合又ハ小生產業者ニ供給スルモノトス

第二條　本資金貸付ハ農會・畜牛保健組合・埤圳組合ニ在リテハ左ノ順位ニ依ル

一、事業費

二、舊債償還

產業組合又ハ小生產業者ニ在リテハ左ノ各號ノ一ニ該當スル用途ニ對シ供給スルモノトス

イ、組合ノ固定資金（倉庫・器具・機械・耕牛・土地・工場其ノ他ノ設備ニ充ツルモノニシテ組合員ノ產業ニ缺クヘカラサルモノ）トシテ貸付スヘキ組合ノ資金

ロ、信用組合員ノ固定資金（前號ニ揭ケタルモノニ等シキ設備ニ充ツルモノニシテ組合員ノ產業ニ缺クヘカラサルモノ）トシテ貸付スヘキ組合ノ資金

ハ、組合ノ流通資金

（一）產業ノ原料ニ屬スル物品即チ生計用品ニ非サルモノノ購入資金（肥料・種苗・工業原料等ノ購入ニ要スルモノ）

（二）販賣事業ニ關シ必要ナル資金

ニ、信用組合員ノ產業上必要ナル流通資金トシテ貸付スヘキ組合ノ資金

ホ、小生產業者ノ固定資金（イニ同シ）

ヘ、前各號ノ用途ニ充當シタル舊債償還資金

前項ニ規定スル舊債トハ勸業資金以外ノ舊債ニ限ルモノトス

第三條　本資金ハ成ルヘク多數ノ者ニ融通ノ便ヲ得シムルヲ目的トシ同一團體又ハ同一人ニ對スル貸付ハ特別ノ事情アルモノノ外左ノ通制限スヘシ

イ、農會・畜牛保健組合・埤圳組合及產業組合ニ對スル貸付　五萬圓以內

ロ、小生產業者ニ對スル貸付　五千圓以內

小生產業者ニ對スル貸出ニ付テハ相當擔保ヲ提供セシムルコト

第四條　貸付ハ定期年賦ノ二種トシ左ノ規定ニ依ルモノトス

定期貸

但シ利息ハ年二回拂込トシ元金ハ成ルヘク數回ニ分割償還セシムルコト

年賦貸

埤圳組合
農會　五ケ年以內

畜牛保健組合
産業組合
小生産業者　　十ヶ年以内

右ノ内一箇年ノ元金据置期間ヲ設クルコトヲ得

第五條　貸付利息ハ年六分五厘トス

第六條　本資金ノ借入ヲ爲サムトスル者ハ所轄廳ニ左ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ

イ、金額及其ノ用途

ロ、償還ノ方法及期限

ハ、舊債償還ノ場合ニ在リテハ起債ノ原因、金額利率及償還ノ方法

農會、畜牛保健組合、埤圳組合ニ在リテハ當該事業年度ノ豫算表、産業組合ニ在リテハ最近ノ貸借對照表、小生産業者ニ在リテハ資産負債ノ狀況ヲ知ルニ足ルヘキ書面ヲ申請書ニ添付スヘシ

越えて大正八年に至り總督府は臺灣に於ける住宅拂底の實情を愍へ、殊に同年八月に於ける暴風雨の爲め住家の倒壞一萬を超え、住宅難は一層其の度を加へたるを以て、家屋建築費として低利資金二百萬圓の融通方に就き重ねて照會せり。政府に於ては事情已むを得ざるものと認め、大正八年十月前回同樣の條件を以て第四百號勸業債券二百萬圓を引受け、勸業銀行をして臺灣銀行代理貸付の方法に依り貸出を行はしむることと爲し、卽ち前揭産業奬勵資金貸出順序に改正を加へ、家屋建築者に對する貸出科目を新設し、一口の貸付金額を十萬圓以內、償還期限を二十箇年以內と定め、且つ大正七年融通の低利資金が一口貸付最高金額の低きと償還期限の短きとの爲に、當時尙八十餘萬圓の貸付未濟額を生じ居たる實情に鑑み、小生産業者に對する一口貸付額を一萬圓以內に引上げ、年賦貸付の償還期限は全部二十箇年以內としたり。

尋いで大正十年三月本資金中公共團體に對する貸付は內地との權衡上擔保を徵せざるを得ることと爲し、又同年四月には土地改良擴張其の他産業奬勵資金として新に百五十萬圓を融通するに決し、同年七月前二回と同樣の條件を以て第五巳號勸業債券を引受けたりしが、本資金の貸出に就ては其の一口貸付額の制限を(イ)農會、畜牛保健組合、埤圳組合及産業組合に對する貸付は五萬圓以內、(但し官個埤圳組合に限り五十萬圓迄貸付くることを得)(ロ)商工業者に對する貸付は十萬圓以內とせる外は、總て産業奬勵資金貸出順序に依り之を行ふこととなれり。越えて大正十一年に至り新に百萬圓を住宅建築竝農業倉庫建設資金として、前回同樣の方法及條件を以て、産業奬勵資金貸出順序に依り貸出さしむることとなり、同年九月第六寅號勸業債券百萬圓を引受けしが、之を以て預金部融通に係る此の種低利資金の總額は五百五十萬圓に達せり。

第十二項　震災地建築竝産業資金

大正十二年の關東大震災直後に當り、政府は被害區域に於ける罹災者をして居住の安定を得せしめ生業復活を速かならしむる爲め、或は其の所有する不動産を抵當とし或は公共團體又は各種組合を通じて、住宅店舖事務所倉庫等の應急建設及修繕資金、商業復興資金竝に當面急需の産業資金を融通するの必要を認め、差當り一千萬圓を勸業銀行に融通し、同行をして其の貸出に當らしむることとなりしが、同年十二月更に一千萬圓の追加融通を決定し、翌十三年三月前記應急建築及産業資金の外本建築及産業復興資金として新に一千萬圓を勸業銀行經由融通することとなれり。更に又他方罹

災者に對する小額貸出の普及徹底を期せむが爲には、多年地方金融の衝に當り各地の事情に精通せる府縣農工銀行をして貸出の任に當らしむるを以て適當と認め、東京・神奈川・千葉・埼玉の四農工銀行に對し、勸業銀行經由應急建築及產業資金六百萬圓（五百萬圓は農工銀行代理貸付資金、百萬圓は同行直接貸付資金に充當）の融通を決定し、更に大正十三年三月に至り本建築及產業復興資金として新に五百萬圓（全部農工銀行代理貸付資金に充當）を融通することとなれり。

越えて大正十三年九月に至り復興貯蓄債券の發行を見るや、預金部普通資金を以てする融通は上記の金額を以て打切り、爾來同種の目的の爲め各回復興貯蓄債券收入金中より勸業銀行に融通し、同行は其の資金を以て或は直接貸出に當り、或は農工銀行をして貸出を代理せしめ、或は又農工債券を引受けて農工銀行の貸出資金に充當することとしたり。此等勸業銀行に對する融通金額は第一回三百萬圓、第二回百六十萬圓、第三回百三十萬圓、第四回五十萬圓、第五回百萬圓、第六回百萬圓、第七回五十萬圓、第八回百萬圓なりとす。

斯くて預金部は本資金融通の爲め大正十二年十一月の第六午號勸業債券百萬圓を初めとして、昭和元年度末迄に勸業債券を引受くること無慮二十三回、其の總額五千七十五萬圓に達せるが、此等勸業債券の利率及銀行の貸出利率等は左表の如く、又其の期限は預金部普通資金に依るものは据置共十五箇年以內、復興貯蓄債券收入金に依るものは同債券の償還期限內の定にして、銀行は夫々右期限の範圍內に於て定期貸又は年賦貸に當りたるものとす。

預金部普通資金に依る分		勸業銀行の農工銀行に對する融通利率	銀行貸出利率
形式	勸業債券引受利率		
勸業銀行直接貸	年七分五厘	—	年八分五厘
農工銀行代理貸	年六分八厘	年七分四厘	年八分五厘
農工銀行直接貸	年六分五厘	年七分五厘	年八分五厘

復興貯蓄債券收入金に依る分				
形式	貸付先	勸業債券引受利率	勸業銀行の農工銀行に對する融通利率	銀行貸出利率
勸業銀行直接貸	個人	年六分六厘	—	年七分八厘（第四回債券收入金の分より七分七厘）（大正十五年七月以降七分六厘）
	組合	年六分六厘	—	年七分六厘（大正十五年七月以降七分五厘）
農工銀行代理貸	個人	年六分五厘	年七分五厘	年八分六厘（大正十五年七月以降八分五厘）
	組合	年六分五厘	年六分八厘	年七分六厘（大正十五年七月以降七分五厘）
農工銀行直接貸	個人組合	年六分五厘	年七分五厘	年八分六厘（大正十五年七月以降八分五厘）

第十三項　震災地各種組合復舊資金

大正十二年十一月預金部は農商務省の申出に基き同年の關東大震災の被害區域たる東京・神奈川・靜岡・千葉・埼玉・山梨の一府五縣下に於ける產業組合・耕地整理組合・漁業組合・畜產組合に對し、其の直接

震災に基く復舊資金として總額五百四十萬圓の融通を決定し、預金部に於て勸業債券を引受け、日本勸業銀行をして直接貸付又は代理貸付の方法を以て之が貸出に當らしむることとなりしが、其の後大正十四年一月第一回復興貯蓄債券收入金中より百萬圓の追加融通を決定し、更に同年十二月神奈川縣耕地整理組合復舊資金として、第五回復興債券收入金中より五十萬圓の融通を決定したり。其の割當額左の如し。

府縣別	資金別	産業組合	耕地整理組合	漁業組合	畜産組合	計
東京	普通資金	一、一五〇、〇〇〇圓	二〇五、〇〇〇圓	八五、〇〇〇圓	〇圓	一、四四〇、〇〇〇圓
	復興貯蓄債券收入金	〇	二〇、〇〇〇	〇	〇	二〇、〇〇〇
神奈川	普通資金	四五〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	三八〇、〇〇〇	〇	一、四三〇、〇〇〇
	復興貯蓄債券收入金	〇	七〇〇、〇〇〇	四四、〇〇〇	一二、六〇〇	七五六、六〇〇
埼玉	普通資金	二五〇、〇〇〇	三二〇、〇〇〇	〇	〇	五七〇、〇〇〇
	復興貯蓄債券收入金	〇	四〇、〇〇〇	〇	〇	四〇、〇〇〇
千葉	普通資金	四五〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	二二、五〇〇	一、〇〇二、五〇〇
	復興貯蓄債券收入金	〇	一三〇、〇〇〇	一二、〇〇〇	一、四〇〇	一四三、四〇〇
靜岡	普通資金	五〇、〇〇〇	三一〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	三七、五〇〇	六三七、五〇〇
	復興貯蓄債券收入金	〇	〇	一五、〇〇〇	〇	一五、〇〇〇
山梨	普通資金	五〇、〇〇〇	二七〇、〇〇〇	〇	〇	三二〇、〇〇〇
	復興貯蓄債券收入金	〇	二五、〇〇〇	〇	〇	二五、〇〇〇
合計	普通資金	二、四〇〇、〇〇〇	一、九七五、〇〇〇	九六五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五、四〇〇、〇〇〇
	復興貯蓄債券收入金	〇	九一五、〇〇〇	七一、〇〇〇	一四、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
計		二、四〇〇、〇〇〇	二、八九〇、〇〇〇	一、〇三六、〇〇〇	七四、〇〇〇	六、四〇〇、〇〇〇

本資金融通の爲め昭和元年度末迄に預金部に於て引受けたる勸業債券には、預金部普通資金を以てせるものに大正十三年六月の第七寅號（三百萬圓）、同年八月の第七未號（百萬圓）、大正十四年一月の第八卯號（百萬圓）、同年七月の第八午號（三十六萬三千圓）、及昭和二年三月の第九辰號（二萬七千圓）の各勸業債券あり、復興貯蓄債券收入金を以てせるものに大正十四年十月の「復れ」號及大正十五年六月の「復け」號（各五十萬圓）勸業債券あり、合計六百三十九萬圓に及び、第五回復興貯蓄債券收入金中より融通せらるべき五十萬圓のみ未だ融通の運びに至らず。尙ほ第一回の融通決定額五百四十萬圓中の一萬圓は都合に依り其の融通を打切りたり。

以上各勸業債券の引受利率竝期限及銀行の貸出利率等左表の如し。

勸業債券利率		同上期限	勸業銀行直接貸利率	農工銀行代理貸利率
普通資金に依る分	年　四分八厘	据置期間を含み二十箇年以内	年　五分四厘	年　五分九厘
復興貯蓄債券收入金に依る分	年　六分五厘	復興貯蓄債券の償還期限内	年　七分六厘	年　七分六厘

（備　考）農工銀行の存在する府縣に於ける一口三萬圓未滿の貸付は農工銀行に於て代理貸付を爲すものにして、其の場合に於ける手數料は勸業銀行三分、農工銀行七分とす。

第十四項　報德銀行救濟資金

報德銀行及報德貯蓄銀行は大正十一年末の破綻以來鋭意整理に努め來りしが、整理遂行の必要上報德銀行は其の營業用土地建物を擔保として整理資金の一部を日本勸業銀行に仰がんとせり。勸業銀行に於ては右貸付金元利の回收に就き確たる見込立難かりしも、同行の復活は延いて多數預金

者の救濟となるに鑑み、特に同行に對し利率年八分八厘、期限二十箇年を以て百十八萬圓の貸付を實行すると共に、別に大正十二年十二月利率年五分五厘、期限二十四箇年半（二箇年据置）の條件を以て、第六申號勸業債券四百二十萬圓を發行して預金部の引受を請ひ、斯くして得たる資金を運用し、之が運用利益金を以て前記貸付金元利の缺損に充て、尙ほ同行より貸付元利金を回收したるときは附帶利息として預金部に上納することとなれり。因に報德銀行及報德貯蓄銀行は當初の方針に從ひ大正十三年八月合併して東明銀行と改稱せり。

第十五項　霜害救濟資金

大正十三年五月、關東及東北地方に劇烈なる結霜あり、加ふるに埼玉・茨城兩縣下に於ては暴風・降雹の災害あり、爲に農作物就中桑樹の被害激甚にして收穫皆無の箇所も尠なからず。依て大藏省は罹災農業者に肥料其の他の生產資金として相當額の低利資金を供給し、以て之が救濟を圖るの已むを得ざるを認め、大正十三年六月被害地中霜害最も激甚にして緊急救濟の要ある福島縣の分に就き差當り百萬圓を融通することとし、次いで同年七月栃木（十萬圓）・埼玉（二十五萬圓）・群馬（十萬圓）・長野（四十五萬圓）・茨城（二十五萬圓）・宮城（四十五萬圓）・岩手（三十萬圓）・山形（十萬圓）の各縣に對し、合計二百萬圓を融通することに決定したり。斯くて同年八月利率年四分八厘、期限十箇年（二箇年据置）を以て第七辰號及第七午號勸業債券合計三百萬圓を預金部に於て引受け、勸業銀行に於て更に年利五分四厘を以て農工債券を引受け、農工銀行をして貸付に當らしめ、又農工銀行なき縣に在りては勸業銀行に於て直接之が貸出に當りしが、唯福島縣の分に就ては內五十萬圓を勸業銀行直接貸付又は代理貸付資金に充當したり。

尙ほ銀行の貸出利率は勸業銀行直接貸付年五分四厘、農工銀行代理貸付三萬圓以上年五分四厘、三萬圓未滿年五分九厘、農工銀行直接貸付年六分五厘なりとす。

第十六項　地方產業資金

大正十三年七月法律第十五號を以て復興貯蓄債券法の公布あり、同年九月以降復興貯蓄債券の發行を見るや、其の賣行を促進する爲め之と同樣の性質を有する割增金附勸業債券は之が發行を中止することとなりしが、其の代償として預金部は復興貯蓄債券收入金を折半して、半額を震災地復興資金に充て、殘りの半額を勸業銀行に融通し、全國（震災地各府縣をも含む）に亙り、原則として割增金附勸業債券の發行に依る資金の貸付と同樣の範圍に貸付くる爲め、同行をして或は農工債券・北海道拓殖債券又は殖產債券を引受けしめ、或は自ら直接貸付又は代理貸付に當らしめ、以て地方產業の振興に資する所あらんとせり。之を地方產業資金とす。尤も各回復興貯蓄債券收入金中より此の種資金として充當せられたる金額は左の如くにして、卽ち上述の折半主義は第六回迄各回の收入金に就きて嚴守せられしも、其の後震災地復興資金の貸付豫期の如く進捗せざりしを以て、第七回以降は地方產業資金に充つる額を增加し、將來復興事業の促進に伴ひ其の補塡を行ひ、以て融通總額に於て兩者均分の原則を維持することとなれり。

第一回	五、〇〇〇、〇〇〇圓	
第二回	五、〇〇〇、〇〇〇圓	
第三回	五、〇〇〇、〇〇〇圓	
第四回	三、一五〇、〇〇〇圓	
第五回	四、〇〇〇、〇〇〇圓	
第六回	四、〇〇〇、〇〇〇圓	
第七回	三四、〇〇〇、〇〇〇圓	
第八回	三五、〇〇〇、〇〇〇圓	

（備　考）右の内第八回分三、五〇〇、〇〇〇圓は、昭和元年度末現在に於ては融通未済なりとす。

本資金融通の爲め預金部は大正十四年一月の「復い」號勸業債券百五十萬圓を始とし、昭和元年度末迄に勸業債券を引受くること十六回、其の總額二千九百五十五萬圓に達せしが、右勸業債券の利率は勸業銀行個人直接貸の分年六分六厘、其の他の分年六分五厘にして、期限は復興貯蓄債券の償還期限内なりとす。勸業銀行の本資金貸付利率は左の如し。尙ほ本資金中大正十四、十五兩年度に於て夫夫約四十五萬圓は、共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成の爲め融通すべく決定を見たり（次項參照）。

形式	貸付先	勸業銀行より仲介銀行への貸付利率	各銀行より貸付先への貸付利率
勸業銀行直接貸	個人	—	大正十三年上半期より）年七分八厘 （大正十三年下半期より）年七分七厘 （大正十四年下半期より）年七分六厘
勸業銀行直接貸	公共團體耕地整理組合其他各種組合	—	（大正十三年上半期より）年七分六厘 （大正十五年下半期より）年七分五厘
農工銀行代理貸	個人公共團體耕地整理組合其他各種組合	年七分五厘	（大正十三年上半期より）年八分六厘 （大正十五年下半期より）年八分五厘
農工債券引受	同上	同上	（大正十三年上半期より）年八分六厘 （大正十五年下半期より）年八分五厘
北海道拓殖債券引受	同上	同上	（大正十三年上半期より）年八分六厘 （大正十五年下半期より）年八分五厘
朝鮮殖産債券引受	同上	同上	（大正十三年上半期より）年八分六厘 （大正十五年下半期より）年八分五厘

第十七項　共同繭倉庫及共同乾繭裝置助成資金

政府は從來の生繭取引を漸次乾繭取引に移らしめ、本邦蠶絲業の基礎を安固にし以て農村の振興に資する爲め、共同繭倉庫及共同乾繭裝置の設備を奬勵するの急務なるを認め、共同繭倉庫に就ては大正十四年度以降八箇年に亙り、保管能力平均三萬七千五百貫のもの百八十箇所を、又共同乾繭裝置に就ては大正十四年度以降五箇年に亙り、乾燥能力平均一萬五千貫のもの五百三十二箇所を建設せしむるの計畫を樹て、總建設費一千六十四萬圓の約四割に相當する助成金を交付すると共に其の殘額を二分して一半を民間出資とし、他の一半を預金部の低利資金に仰がんとせり。玆に於て預金部は復興貯蓄債券收入金中地方産業資金として日本勸業銀行に融通したる金額の內を割き、差當り大正十四、十五兩年度所要額各四十五萬圓を限り、同行をして其の貸出に當らしめたり。貸出方法、利率、期限等總て地方産業資金に同じ。

第十八項　臺灣嘉南大圳組合事業資金

臺灣嘉南州の嘉義平野は全島中主要なる平原地帶なるも、其の大部分は灌漑排水の便なく、殊に海岸地方は排水不良、多く不毛の土地にして、之が開發は南部臺灣の産業政策上最重要なる問題なりき。仍て臺灣總督府は同地方利害關係人をして公共埤圳組合を組織せしめ、大正九年度より大正十四年度に至る六箇年間に於て灌漑排水工事を施工せしむるの計畫を立て、大正九年八月組合の組織成り翌九月總經費四千二百萬圓の豫定を以て事業に著手したりしが、其の後大正十三年に至り當初の計畫を改め、工事施工期間を昭和五年度迄延長すると共に、總經費を四千八百十六萬三千圓に增加し、之が財源としては國庫補助金及組合徵收費を以てし、尙ほ不足なる部分は起債に依ることと爲したるも、組合の獨力にては資金の調達容易ならざりしを以て、約二千萬圓の融通を預金部に仰ぎ度き旨臺灣總督府より協議ありたり。政府に於ては之が應急的救濟方法を講ずるの必要あるを認め、大正十

三年度資金所要額百六十萬七千圓は預金部より日本勸業銀行を經由して之を融通し、大正十四年度以降の資金に就ては信用を利用するの形式に依り、七分利見當にて之を調達する方針を以て適當の計畫を立つべきも、大正十四年度に於て其の根本的方針を決定するに不便なる事情ある時は、同年度分に限り其の所要額二百七十七萬一千圓を前記大正十三年度分と同樣の方法に依り預金部より融通方を考慮することに大藏次官・臺灣總督府總務長官間に覺書を交換し、大正十四年四月右覺書に基き期限十五箇年(据置五箇年)の第八辰號勸業債券を引受け、以て大正十三年度所要資金百六十萬七千圓の融通を實行したりしが、其の後大正十五年一月上記覺書の趣旨に依り、大正十四年度所要資金二百七十七萬一千圓を、第八戊號勸業債券期限四箇年半(三箇年据置)引受の方法に依り融通したり。因に本資金の勸業債券引受利率は年五分五厘にして、勸業銀行の利鞘は年一分なりとす。

第十九項　橫濱市復興信用組合事業資金

橫濱市に於ける大正十二年關東大震災に因る罹災者中の小產者に對し其の產業に必要なる資金を供給し、以て震災地の復興に資せんが爲め先づ產業組合法に依る橫濱市復興信用組合を設立せしめ、同組合に對し三百萬圓(內二百萬圓は第二回復興貯蓄債券收入金中より、殘百萬圓は第三回以降の收入金より)を融通することに大正十四年二月決定せられしが、其の後同組合は大正十四年五月設立の認可を得たるを以て、預金部は夫々「復を」號・「復つ」號・「復ね」號勸業債券引受の方法に依り、同年十月及十一月に各五十萬圓、整十五年三月に壹百萬圓を勸業銀行に融通し、同行に於て橫濱市債を引受け、市より同組合に貸付したり。次いで大正十五年三月に至り前記橫濱市復興信用組合をして、橫濱市內に在住する醫師及齒科醫師を以て組織する橫濱市醫師信用購買組合の組合員に對し復興資金を融通せしむる爲め、第三回復興貯蓄債券收入金中の四十萬圓を以て、「復の」號勸業債券を引受け、前同樣の方法に依り同信用組合に融通したり。

右二口共預金部の勸業債券引受利率は年六分五厘にして、勸業銀行より年七分、市より無鞘、組合より年一割以內を以て貸付くるものとし、勸業債券の償還期限は復興貯蓄債券償還期限の範圍內と定められたり。

第二十項　日本絹業協會事業資金

日本絹業協會は大正十三年七月の設立に係り、輸出絹物貿易業者及之と密接なる關係ある商工業者を以て組織し、輸出絹物に關する商工業の進步發達を助長し、發明を奬勵し、取引の便宜を圖るを以て目的とせる法人なり。同協會は設立當初橫濱市より二十萬圓を借受けて十九戶の建物を建設し之を絹物雜貨等の貿易商人(主に印度人)に貸付けたるに、甚だ良好なる成績を擧げたるを以て、更に右樣の建物三十戶の建設を爲さんとし、之が資金として五十萬圓を融通せられ度き旨、大正十四年五月橫濱市長の副申を添へ同協會より願出ありたり。橫濱市の復興は其の貿易狀態の盛衰如何に關係すること頗る多く、震災以來在住貿易商の減少に因り其の取扱高の著く減退したるに鑑み、大藏省は右の計畫を認むることとなり、第二回預金部資金運用委員會の議決を經て、第三回復興貯蓄債券收入金中より五十萬圓を融通することに決定を見たり。右決定に依れば預金部は勸業債券を引受け、勸業銀行は之に依り橫濱市債を引受け、市は更に之を橫濱市復興信用組合に貸付け、更に同組合より絹業

協會に轉貸するの形式を採ることとし、預金部の勸業債券引受利率は年六分五厘、勸業銀行の市債引受利率は年七分、市の貸付は無利とし、償還期限は該復興貯蓄債券の償還期限内とせられたり。然るに當時委員會に於て絹業協會の如き法人を、復興信用組合の組合員として認むることは當を得ずとの議もあり、其の後大藏・農林兩省の協議を經て、市より直接絹業組合に貸付くることに改め、大正十四年十一月二十五日、復ね號勸業債券五十萬圓の引受を實行したり。尙右勸業債券の償還期限は復興貯蓄債券の償還期限内なりとす。

第二十一項　旱害救濟資金

大正十三年夏期に於ける旱魃の被害は殆ど全國に及び、特に岡山縣外二十府縣に於て甚しきものありしを以て、政府は此等各府縣に對し預金部より總額一千萬圓を供給することに決せしが、右の内町村財政救濟の爲の資金のみは地方債の引受に依り、其の他の資金は農工銀行の存在する府縣に於ては農工債券引受の形式に依り、農工銀行をして之が貸出に當らしめ、農工銀行の存在せざる府縣に於ては勸業債券引受の形式に依り、勸業銀行をして之が貸出に當らしむることと爲したり。依て右方針に從ひ預金部は大正十五年五月、利率年四分八厘、償還年限二十箇年を以て、第八亥號勸業債券七十六萬八千圓を引受け、之を京都・山梨・鳥取の三府縣に對し貸付けしめたり。而して勸業銀行の貸付條件は農工銀行の夫れと同一にして、其の府縣割當額は京都府六十四萬五千三百五十五圓、山梨縣六萬七千五百五十八圓、鳥取縣五萬五千八十二圓なりき（本節第五款第五項參照）。

第二十二項　丹後但馬震災復舊資金

大正十四年五月に於ける丹後・但馬地方大震災の被害者に對し、預金部より總額二百五十萬圓の復舊資金を融通することに決定を見たるが、右の内住宅組合建築資金・城崎町旅館復舊資金以外の建築及產業資金百萬圓中、京都府に割當てられたる五萬六千圓に就ては、日本勸業銀行が利率年五分八厘以内を以て年賦又は定期貸の方法に依り、或は產業組合に融通して組合の救濟資金又は組合員に對する貸付資金に充當せしめ、或は直接に被害者に融通することとなり、昭和二年一月建築資金として利率年四分八厘、期限二十箇年（第一箇年を以て預金部に於て第九卯號勸業債券二萬五千六百圓を引受けたり。

第二款　興業債券

第一項　概　說

預金部預金の運用方法としての興業債券の引受は、明治三十五年十月日本興業銀行が同銀行法に基き、其の一般貸付資金に充つる爲め初めて第一回第二回興業債券合計三百萬圓を發行するに當り其の賣行不良を慮れ内百三十五萬圓を引受けたるに始まり、明治三十八年九月には波佐見・甍之集兩鑛山に對する事業資金百萬圓の融通あり、越えて明治四十年には江西南濔鐵路公司に百五十萬圓を萍鄉炭鑛局に二百萬圓を融通し、又前述預金部引受以外一般に公募したる第一回及第二回興業債券の償還資金其の他の資金に充てしむる爲め、二百五十萬圓の興業債券を引受け、翌四十一年六月には鞏に漢冶萍公司に對し事業資金融通の目的を以て償金特別會計に於て引受けたる興業債券にして

當時國債整理基金特別會計に於て保有したるもの三百萬圓を買入れ、更に明治四十三年十月東洋拓殖會社に對し其の社債成立に至る迄の短期資金として七百五十萬圓融通の議決せられ、同年十二月內百五十萬圓の融通實行あり、其の他同月南滿洲鐵道會社に對しても外債成立に至る迄の短期資金として三百萬圓を融通したるを以て同年度末に於ける預金部の保有興業債券現在高は遂に千萬圓を超過するに至れり。

翌明治四十四年度には南滿洲鐵道會社事業資金三百萬圓、萍鄉炭鑛局借款資金二百萬圓の償還ありたりと雖も、東洋拓殖會社事業資金三百五十萬圓、朝鮮銀行一般貸付資金六百萬圓の融通ありたるため、年度末興業債券現在高は一千七百餘圓に及び、四十五年度には東洋拓殖會社事業資金二百五十萬圓、朝鮮銀行一般貸付資金二百萬圓及江西南潯鐵道借款資金三百萬圓の融通あると共に、日本興業銀行一般貸付資金二百五十萬圓、江西南潯鐵道借款資金百五十萬圓及東洋拓殖會社事業資金七百五十萬圓の償還ありて、年度末現在高は千五百餘萬圓に減じたりしが、大正三年度には江西南潯鐵道借款資金二百萬圓及重要輸出品製造業者等救濟資金三百萬圓の融通ありて、預金部の興業債券保有高は遂に二千萬圓を突破したり。其の後大正四年度には大倉組製鐵資金の融通ありたるも、既に重要輸出品製造業者等救濟資金の償還ありて二千萬圓臺を割りしが、大正五年度には同行滯貸整理資金千五百萬圓の融通ありしを以て、一般貸付資金百三十五萬圓の償還ありしにも拘はらず、一躍三千三百餘萬圓の年度末現在高を示せり。大正七年度には滿洲及西比利亞投資資金千萬圓、東亞興業會社株式引受資金百七十五萬圓、同社對支投資資金五百萬圓、對支投資關係興業債券發行差損額補塡資金五百萬圓及日露實業會社事業資金六百萬圓の融通あり、大正八年度に於ては國際汽船會社事業資金二千五百萬圓融通せられ、夫々年度末現在高に著大なる增加あり、殊に大正九年度に於ては東亞興業會社株式引受資金二十五萬圓、南滿洲鐵道會社事業資金千六百萬圓、教育借款資金四十五萬圓、臨時事業資金四千萬圓（債券引受價格九七）、三共會社事業資金二百萬圓及帝國蠶絲會社事業資金二千萬圓の融通ありて、年度末興業債券現在高は一億六千三百餘萬圓てふ前後を通じての最高記錄を現出せり。次いで大正十年度には帝國蠶絲會社事業資金四千四百二十萬圓、國際汽船會社事業資金七百萬圓の融通あり、又南滿洲鐵道會社事業資金千六百萬圓、波佐見·鷲之巢鑛山事業資金百萬圓、朝鮮銀行一般貸付資金六百萬圓及帝國蠶絲會社事業資金千萬圓償還せられ、臨時事業資金關係興業債券二千萬圓の買入銷却あり、大正十一年度には新に日本紙器會社に六百萬圓、江西南潯鐵路公司へ二百五十萬圓、國際汽船會社へ四百萬圓の融通ありしが、臨時事業資金二千萬圓、帝國蠶絲會社事業資金五千四百二十萬圓、朝鮮銀行一般貸付資金二百萬圓償還せられ、教育借款資金四十五萬圓も亦九六公債に乘換へたる爲め、興業債券引受の方法に依る預金部融通金年度末現在高は急激なる收縮を示して九千餘萬圓となり、大正十二年度には國際汽船會社事業資金中二百萬圓、合同油脂會社事業資金中同じく二百萬圓、小工業者復舊資金五百萬圓の融通あり、對支投資資金關係興業債券借換興業債券中三十萬圓（債券發行價格九二）を引受け、同時に右債券發行較差補塡金四百六十七萬圓（債券發行價格九二）を融通したる爲め、同行滯貸整理資金中の五百萬圓及大正七年度に融通したる興業債券較差補塡資金中の二百萬圓が償還せられたるにも拘はらず、年度末現在高は再び一億圓を突破したり。大正十三年度には小商工業者復舊及復興資金八百萬圓の融通あり、他方前年度其の一部の償還ありたる滯貸整理資金中の五百萬圓及發行較差補塡資金殘額三百萬圓償還せられ、又漢冶萍公司借款資金が興業銀行に對する

貸付金に振替へられ、大正十四年度には小商工業者復舊及復興資金二百萬圓の融通あり、滯貸整理資金中の殘額五百萬圓及三共會社事業資金二百萬圓償還せられ、又滿洲西比利亞投資資金千萬圓、日露實業會社事業資金六百萬圓が朝鮮銀行直接貸に振替へらるるあり、昭和元年度には其の初頭に於て對支投資關係興業債券借換の爲め引受けたる興業債券三千萬圓及同借換債券發行差損補塡資金融通の爲め引受けたる興業債券四百六十七萬圓が應募者利廻に依り買入銷却せられ、大倉組製鐵資金現在高百八十萬圓も亦償還せられしを以て、他方東亞興業會社株式引受資金十萬圓の融通ありたるも、其の同年度末保有興業債券現在高は六千九百餘圓に減少したり。

尙ほ預金部に於ては右の外預金者の請求に依る賣買に應ぜんが爲め、又は預金部資金に餘裕ある場合單に利殖を圖らんが爲め、時々興業債券を購入し、又は賣却したるものあり。

（一）預金部保有興業債券各年度末現在高表

年度	現在高	年度	現在高	年度	現在高
明治三五	？円	明治四四	一七、三一四、〇六三円	大正九	一六三、三八一、八七五円
同三六	？	大正元	一五、七四八、二三一	同一〇	一五四、〇五六、三一八
同三七	一、三六七、六八九	同二	一五、六六八、一九〇	同一一	九二、三二〇、二二三
同三八	二、三三〇、三八四	同三	二〇、五三二、一二三	同一二	一二二、九七五、四四四
同三九	二、二九一、七五七	同四	一九、五三四、四六八	同一三	一二三、七九四、六二四
同四〇	五、八五二、七三四	同五	三三、一八四、七五八	同一四	一〇二、五七六、八六八
同四一	八、五五六、七三五	同六	三三、一八四、〇〇八	昭和元	六九、〇一〇、四六七
同四二	八、四五五、四四一	同七	六〇、九三六、二四七		
同四三	一二、八八九、五四三	同八	八五、九四八、〇六四		

（二）預金部引受興業債券一覽表

債券回別	發行年月	發行高	利率	償還期限	資金の種類	備考
第一回	明治三五年、一〇月	二、〇〇〇、〇〇〇円	年分六・五	五箇年（一箇年据置）	日本興業銀行一般貸付資金	內百三十五萬圓預金部引受
第二回	三五、一〇	一、〇〇〇、〇〇〇	六・五	同上	同上	明治四十年十月第十回債券を以て借換
△第四回	三七、二	一、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	三十箇年（一箇年据置）	漢冶萍公司借款資金	明治四十一年六月購入
△第五回	三七、五	一、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同上	同上	大正十四年二月當時殘高二百五萬一千五百五十一圓八十一錢興業銀行貸付金に振替
△第六回	三七、八	一、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同上	同上	
第七回	三八、九	一、〇〇〇、〇〇〇	四・〇	十箇年（一箇年据置）	波佐見鷲之巣鑛山事業資金	大正四年九月第三十四回債券を以て借換
第八回	四〇、四	一、五〇〇、〇〇〇	五・五	九箇年	江西南潯鐵道借款資金	大正二年一月期限前償還
第九回	四〇、五	二、〇〇〇、〇〇〇	五・五	一箇年	萍鄉炭鑛局借款資金	明治四十一年四月第十二回債券を以て借換
第一〇回	四〇、一〇	一、三五〇、〇〇〇	六・五	三箇年	日本興業銀行一般貸付資金	明治四十三年十月第十五回債券を以て借換
第一一回	四〇、一〇	二、五〇〇、〇〇〇	六・五	十箇年（一箇年据置）	同上	明治四十三年十月第十六回債券を以て借換
第一二回	四一、五	二、〇〇〇、〇〇〇	五・五	一箇年	萍鄉炭鑛局借款資金	明治四十二年五月第十四回債券を以て借換
第一四回	四二、五	二、〇〇〇、〇〇〇	五・五	三箇年	同上	明治四十四年五月期限前償還
第一五回	四三、一〇	一、三五〇、〇〇〇	五・〇	五箇年	日本興業銀行一般貸付資金	大正四年九月第三十五回債券を以て借換
第一六回	四三、一〇	四、三一二、〇〇〇	五・〇	十箇年（一箇年据置）	同上	
第一七回	四三、一二	一、五〇〇、〇〇〇	五・〇	二箇年	東洋拓殖株式會社事業資金	大正元年十二月第二十五回債券を以て借換
第一八回	四三、一二	三、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	一箇年	南滿洲鐵道株式會社事業資金	明治四十四年四月期限前償還
第二〇回	四四、一一	三、五〇〇、〇〇〇	五・〇	二箇年	東洋拓殖株式會社事業資金	大正二年三月期限前償還
第二一回	四五、一	三、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	十箇年	朝鮮銀行一般貸付資金	
第二二回	四五、三	三、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同上	同上	
第二三回	四五、五	二、五〇〇、〇〇〇	五・〇	二箇年	東洋拓殖株式會社事業資金	大正二年三月期限前償還

第二四回	大正元、一〇（年月）	二、〇〇〇、〇〇〇（円）	五・〇（年分）	十箇年	朝鮮銀行一般貸付資金	
第二五回	元、一二	一、五〇〇、〇〇〇	五・〇	二箇年	東洋拓殖株式會社事業資金	大正二年三月期限前償還
第二六回	二、一	三、〇〇〇、〇〇〇	四・二	十五箇年	江西南潯鐵道借款資金	大正十二年七月第八十二回債券を以て借換
第二八回	三、五	五〇〇、〇〇〇	五・二	同上	同上	大正十二年七月第八十三回債券を以て借換
第二九回	三、七	一、〇〇〇、〇〇〇	五・二	二十三箇年	同上	大正十二年七月第八十四回債券を以て借換
第三〇回	三、九	三、〇〇〇、〇〇〇	七・〇	十箇年（二箇年据置）	重要輸出品製造業者等救済資金	大正四年十二月期限前償還
第三一回	三、一一	五〇〇、〇〇〇	五・二	二十三箇年	江西南潯鐵道借款資金	大正十二年七月第八十四回債券を以て借換
第三四回	四、九	一、〇〇〇、〇〇〇	四・〇	九箇年（一箇年据置）	波佐見鷲之巣鑛山事業資金	大正十年十月期限前償還
第三五回	四、九	一、三五〇、〇〇〇	六・〇	五箇年	日本興業銀行一般貸付資金	大正五年八月期限前償還
第三七回	四、一二	二、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	二十箇年（十箇年据置）	大倉組製鐵資金	大正十五年七月期限前償還
第三八回	五、九	五、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	七箇年	日本興業銀行滯貨整理資金	大正十年十月第七十二回債券を以て借換
第三九回	五、一一	五、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	八箇年	同上	同上
第四〇回	五、一一	五、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	九箇年	同上	同上
第四一回	七、四	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	五箇年	滿洲及西比利亞投資資金	大正十二年六月第七十七回債券を以て借換
第四二回	七、七	一、七五〇、〇〇〇	五・五	同上	東亞興業株式會社株式引受資金	大正十二年六月第八十回債券を以て借換
第四三回	七、八	五、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同上	東亞興業株式會社對支投資資金	大正十二年八月第八十五回債券を以て借換
第四四回	七、九	五、〇〇〇、〇〇〇	五・五	同上	對支投資關係興業債券發行差損額補塡資金	大正十二年十月内三百萬圓は第八十六回債券を以て借換
第四五回	八、三	六、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同上	日露實業株式會社事業資金	大正十三年四月第九十回債券を以て借換
第四七回	八、八	一二、五〇〇、〇〇〇	六・〇	十箇年（二箇年据置）	國際汽船株式會社事業資金	大正十四年十一月當時殘高七百七十萬圓第百一回債券を以て借換
第五一回	九、三	一二、五〇〇、〇〇〇	六・〇	同上	同上	大正十四年十一月當時殘高八百五十萬圓第百一回債券を以て借換
第五二回	九、五	二五〇、〇〇〇	五・五	三箇年	東亞興業株式會社株式引受資金	大正十二年六月第八十回債券を以て借換
第五三回	九、五	一六、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	一箇年	南滿洲鐵道株式會社事業資金	發行價格九九・五
第五四回	九、六	四五〇、〇〇〇	六・〇	同上	教育借款資金	大正十年六月第六十八回債券を以て借換

第五五回	九、七	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	一箇年半	臨時事業資金	發行價格九七　大正十年六月買入銷却
第五六回	九、八	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	同上	同上	發行價格九七　大正十年六月及大正十一年二月買入銷却
第五七回	九、一〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	同上	同上	發行價格九七　大正十一年四月内四百萬圓第七十四回債券を以て借換
第五八回	九、一一	二、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	五箇年	三共株式會社事業資金	
第五九回	九、一一	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	二箇年半	帝國蠶絲株式會社事業資金	大正十一年三月期限前償還
第六〇回	九、一二	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同上	同上	大正十一年四月期限前償還
第六一回	一〇、三	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	一箇年半	臨時事業資金	發行價格九七　大正十一年八月期限前償還
第六三回	一〇、五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	二箇年	帝國蠶絲株式會社事業資金	大正十一年四月期限前償還
第六四回	一〇、五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同上	同上	大正十一年七月期限前償還
第六五回	一〇、五	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同上	同上	大正十一年八月期限前償還
第六六回	一〇、六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	同上	同上	大正十二年一月期限前償還
第六七回	一〇、六	七、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	九箇年（二箇年半据置）	國際汽船株式會社事業資金	大正十四年十一月第百一回債券を以て借換
第六八回	一〇、六	四五〇、〇〇〇	六・〇	一箇年	教育借款資金	大正十年八月第六十九回債券を以て借換
第六九回	一〇、八	四五〇、〇〇〇	七・五	三箇年	同上	大正十二年一月期限前償還
第七〇回	一〇、八	四、二〇〇、〇〇〇	五・〇	二箇年	帝國蠶絲株式會社事業資金	大正十一年九月期限前償還
第七二回	一〇、一〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	六・五	十四、一一	日本興業銀行滯貨整理資金	
第七三回	一一、四	六、〇〇〇、〇〇〇	五・七	五箇年	日本紙器株式會社事業資金	
第七四回	一一、四	四、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	一箇年	臨時事業資金	發行價格九八　大正十二年二月期限前償還
第七五回	一一、六	二、五〇〇、〇〇〇	六・二	十五箇年（十箇年据置）	江西南潯鐵道借款資金	
第七六回	一一、七	四、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	昭和五、六（大正一三、一二迄据置）	國際汽船株式會社事業資金	大正十四年十一月第百一回債券を以て借換
第七七回	一二、六	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	大正一三、四	滿洲及西比利亞投資資金	大正十三年四月第九十一回債券を以て借換
第七八回	一二、六	二、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	昭和五、六（大正一四、一二迄据置）	國際汽船株式會社事業資金	大正十四年十一月第百一回債券を以て借換

第七九回	一二、六年月	二、〇〇〇、〇〇〇円	五・五年分	十箇年（二箇年据置）	合同油脂グリセリン株式會社事業資金	
第八〇回	一二、六	二、〇〇〇、〇〇〇	五・五	五箇年	東亞興業株式會社株式引受資金	
第四回政府保證	一二、七	三〇、〇〇〇、〇〇〇	六・〇	十五箇年	對支投資關係興業債券借換資金	
第八一回	一二、七	四、六七〇、〇〇〇	六・〇	十五箇年	對支投資關係興業債券發行差損額補塡資金	
第八三回	一二、七	三、〇〇〇、〇〇〇	四・二	昭和六、一二（大正一五年末迄据置）昭和八、一二（昭和三年末迄据置）	江西南潯鐵道借款資金	同上
第八三回	一二、七	五〇〇、〇〇〇	五・二	昭和一六、一二（昭和十一年末迄据置）	同上	
第八四回	一二、七	一、五〇〇、〇〇〇	五・二	三箇年	東亞興業株式會社對支投資資金	
第八五回	一二、八	五、〇〇〇、〇〇〇	五・五	一箇年	對支投資關係興業債券發行差損額補塡資金	
第八六回	一二、一〇	三、〇〇〇、〇〇〇	五・五	十五箇年（五箇年据置）	震災地小商工業者復舊及復興資金	
第八七回	一二、一〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七・〇	同上	同上	
第八八回	一三、一	二、〇〇〇、〇〇〇	七・〇	一箇年	日露實業株式會社事業資金	
第九〇回	一三、四	六、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	二箇年	滿洲及西比利亞投資資金	
第九一回	一三、四	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	十五箇年（五箇年据置）	震災地小商工業者復舊及復興資金	
第九二回	一三、五	二、〇〇〇、〇〇〇	七・〇	十箇年（一箇年据置）	有線電信借款資金	
第九三回	一三、六	二、五〇〇、〇〇〇	五・五	十五箇年（一箇年据置）	震災地小商工業者復舊及復興資金	
第九四回	一三、八	二、〇〇〇、〇〇〇	七・〇	同上	同上	
第九五回	一三、一一	二、〇〇〇、〇〇〇	七・〇	同上	同上	
第九七回	一四、三	二、〇〇〇、〇〇〇	七・〇	六箇月	日露實業株式會社事業資金	
第九八回	一四、四	六、〇〇〇、〇〇〇	五・〇	昭和一七、九（大正一四、一一迄据置）	震災地小商工業者復舊及復興資金	
第一〇〇回	一四、七	二、〇〇〇、〇〇〇	六・六	昭和二四、一二（昭和二、一二迄据置）	國際汽船株式會社事業資金	
第一〇一回	一四、一一	二九、二〇〇、〇〇〇	三・〇			

第一〇二回	一五、八	五、〇〇〇、〇〇〇	五・五	三箇年	東亞興業株式會社對支投資資金	
第一〇三回	一五、八	二、五〇〇、〇〇〇	五・五	昭和一二、六（昭和三、六迄据置）	有線電信借款資金	
第一〇五回	昭和元、一二	一〇〇、〇〇〇	五・五	十箇年	東亞興業株式會社株式引受資金	

（備考）△印は購入の分なるも、便宜玆に掲ぐ。

第二項　日本興業銀行一般貸付資金

日本興業銀行は明治三十五年十月一般貸付資金に充つる爲め利率年六分五厘、期限五箇年、發行價格一〇〇を以て第一回及第二回興業債券各二百萬圓及百萬圓を發行したるが、右は同行としては最初の發行にして或は民間に於て消化し盡し得ざるやの虞ありたるを以て、內百三十五萬圓を預金部に於て其の所有する勸業債券と交換引受を爲し、爾後明治四十年の第十回、明治四十三年の第十五回大正四年の第三十五回興業債券を以て夫々借換を續け來りしが、右第三十五回興業債券は未だ期限に至らずして大正五年八月悉皆償還せられたり。其の融通利率は第十五回債券引受に當り年五分に引下げられ、第三十五回債券引受に當り再び年六分に引上げられたり。

尙ほ前述預金部引受以外民間に應募せられたる第一回及第二回興業債券は明治四十年十月期限到來したるも、當時同行は著しく資金の不足に苦しめる際なりしを以て、右興業債券償還資金及一般貸付資金に充てしむる目的を以て同月特に預金部に於て利率年六分五厘、期限十箇年（一箇年据置）を以て第十一回興業債券二百五十萬圓を引受けしが、明治四十三年十月に至り特に利率年五分、期限十箇年（一箇年据置）の第十六回興業債券四百三十一萬二千圓を引受け、右第十一回債券及び曩に一般に公募

せられたる第三回債券の借換を實行せしめたり。

第三項　波佐見、鷲之巢鑛山事業資金

日露戰役中政府は金銀增產の必要を認め、波佐見、鷲之巢兩鑛山に對し事業資金融通の目的を以て明治三十八年九月預金部をして利率年四分、期限十箇年を以て第七回興業債券百萬圓を引受けしめしが、其の後貸付先鑛山の採掘成績良好ならず、資金の回收困難なる事情ありし爲め、大正四年九月の期限に至り更に九箇年の期限延長を認め、第三十四回興業債券を以て借換を實行せしむると共に、別に一般會計(後に預金部)と日本銀行、正金銀行より低利資金を興業銀行に融通して本貸付金の整理に當らしめたり。右整理は其の後豫期以上の成績を擧げ、大正十年に至り全く完了したるを以て、當初の方針に基き同年十月十三日第三十四回興業債券の期限前償還を見たり。尙ほ日本興業銀行の兩鑛山に對する貸付利率は年八分とし、貸付利息と興業債券利息との差額の十分の四は之を損失補塡金として積立てしむるの定めなりき。

第四項　江西南潯鐵道借款資金

江西南潯鐵道借款は列國の對支鐵道利權競爭時代、我政府が中部支那に於ける鐵道利權を獲得する手段として江西南潯鐵路公司と投資關係を結ぶことを希望し、明治四十年四月第八回興業債券を引受け、興業銀行に對し利率年五分五厘、期限九箇年を以て預金部資金百五十萬圓を融通し、同行をして在上海大成工商公司經由銀一百萬兩の資金を同鐵路公司に融通せしめたるに端を發するものにして、興業銀行の貸付利率は年六分、大成公司は同じく年七分の定めなりき。其の後明治四十五年七月に至り東亞興業株式會社は政府の內命を受け、同鐵路公司と舊借款整理竝建設資金として五百萬圓の借款契約を締結したるが、預金部は之が資金の一部を融通する爲め大正二年一月第八回興業債券の償還を受くると共に、新に利率年四分二厘、期限十五箇年の第二十六回興業債券三百萬圓を引受け、興業銀行をして之に依る資金を東亞興業株式會社に貸付けしめ(其の貸付利率年四分五厘、東亞興業會社貸付利率は年六分五厘)爾來大正三年五月、七月、十一月及大正十一年六月の四回に亙り、同樣の目的を以て夫々第二十八回興業債券五十萬圓、第二十九回同百萬圓、第三十一回同五十萬圓及第七十五回同二百五十萬圓、總額四百五十萬圓を引受けたり(第二十八回、第二十九回、第三十一回各興業債券の利率年五分二厘、興業銀行貸付利率年五分五厘、東亞興業會社貸付利率年六分五厘、第七十五回興業債券利率年六分二厘、興業銀行貸付利率年六分五厘、東亞興業會社貸付利率年七分五厘、期限は第二十八回及第七十五回債券十五箇年、第二十九回及第三十一回債券二十三箇年)。

右江西南潯鐵道は當初江西全省に鐵道を敷設する計畫の下に其の第一著手として實行せられしものなるが、支那に於ける數次の革命其の他の動亂の影響を受けて所期の計畫を進むる能はず、大正五年辛うじて九江南昌間約八十哩を開通したるに過ぎず。而して鐵道の營業は漸次收入を增加するの狀況に在りたりと雖も、其の純益は未だ以て完全に借款元利を償還するに足らず、從て東亞興業會社は大正十一年五月新借款契約の締結に當り、既存借款五百萬圓に就き元金償還開始期竝に償還期限の五箇年延期を認めしかば、預金部亦之に伴ひ大正十二年七月第八十二回乃至第八十四回興業債券を以て借換を行はしめ、且新借款二百五十萬圓の內を以て當時の延滯利息七十餘萬圓を整理せしめしが、其の後再び借款利息の支拂延滯し、其の額大正十三年後半期迄に百十三萬五千餘圓に上れり。

而して東亞興業會社は右公司の延滯利息分に就ても興業銀行に立替支拂を爲し、同行は之を以て預金部に對する利拂債務を履行する實情に在り、以て大正十四年に至れり。然るに支那の政局は其の後愈〻安定を缺き、東亞興業會社の對支事業は其の成績一般に思はしからず、金繰極めて困難なる狀態に陷りたるを以て、預金部は江西南潯鐵道借款が素と政府の政策上內命を以て實行せしめたる所に係り、殊に興業銀行に對しては之が爲め其の損失とならざる樣措置すべき旨諒解を與へたることあるの沿革に徵し、東亞興業會社に於て大正十五年末迄に一株に付五圓以上の拂込を徵することを條件として(イ)本資金に對する今後の利息は江西南潯公司よりの實際收納額を會社より興業銀行に支拂ひ、同行は其の限度に於て本資金關係興業債券の利子を支拂ふこと(ロ)大正十四年六月以降滿二箇年內に期日となるべき同債券の利子に就ては、其の期間之が支拂を猶豫することの二點を認むることと爲し、大正十四年七月十日日本興業銀行に對し之が指令を與へたり。

第五項　萍鄉炭鑛局借款資金

明治四十年五月我が大倉組と支那萍鄉炭鑛局との間に、同局の事業資金に充つるものとして金貨二百萬圓の借款契約成立せしが、右借款金額は大倉組一手にて之を引受くること稍〻困難なる事情ありしを以て、政府に於ては之に相當援助を與ふるの方針を樹て、卽ち右借款資金に充てしむる爲め、明治四十年五月利率年五分五厘、期限一箇年を以て第九回興業債券二百萬圓を預金部に於て引受けしめ、興業銀行をして年六分五厘の利率を以て之を大倉組に融通せしめたり。

右二百萬圓借款の利率は年七分五厘にして、其の償還期限は七箇年(三箇年据置)なりしが、預金部引受興業債券の期限は一箇年なりしを以て、明治四十一年五月、明治四十二年五月の兩度に亙り夫〻第十二回及第十四回興業債券を以て借換を行ひしが、次いで明治四十四年五月に至り漢冶萍公司(萍鄉炭鑛局は明治四十一年漢陽鐵政局及大冶鑛務局と合併し漢冶萍公司の成立を見たり)と、橫濱正金銀行との間に借款契約成り、同公司は右借款手取金を以て大倉組に債務の償還を爲し來りしを以て、第十四回興業債券は未だ期限に至らずして其の償還を見たり。

第六項　漢冶萍公司借款資金

明治三十六年十月我が製鐵所と支那國漢陽鐵政局との間に大冶鑛石購入契約成立するや、之と同時に我國は同局に對し其の財政援助の趣旨を以て事業資金三百萬圓を融通することとなり、翌三十七年二、五、八の各月に於て償金特別會計は第四、第五及第六回興業債券各百萬圓を引受け、日本興業銀行をして利率年六分を以て之を同局に貸付けしめしが、其の後明治三十九年四月に至り右興業債券は國債整理基金特別會計に依り買取られ、更に明治四十一年六月預金部に於て之を買入れたり。因に右第四回乃至第六回興業債券の利率は年五分、償還期限は三十箇年なりき。

明治四十一年漢陽鐵政局は大冶鑛務局、萍鄉炭鑛局と合併して漢冶萍公司となりしが、大正七年同公司の大冶鎔鑛鑪は歐洲大戰の影響を受けて其の竣成異常に遲延せる爲め、興業銀行は特に元金の償還を大正七年以降同十一年迄停止し、翌十二年より之を開始することに同意せしを以て、之に伴ひ興業債券の償還も亦其の期間之を停止せしが、其の後大正十三年八月橫濱正金銀行と同公司間に於ける從來の諸借款の條件を改定するに及び、本借款も之と步調を一にする爲め、大正十四年二月當時